

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定に基づき、別冊のとおり公表する。

令和6年3月29日

静岡県監査委員	森	裕
静岡県監査委員	渡邊	芳文
静岡県監査委員	竹内	良訓
静岡県監査委員	四本	康久

令和5年度

包括外部監査結果報告書

静岡県包括外部監査人

目次

第1	監査の概要	1
A	外部監査の種類	1
B	選定した特定の事件（テーマ）	1
C	特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
D	外部監査の方法	2
	1 監査の対象	
	2 監査の対象とする部局	
	3 監査の要点	
	4 監査手続の概要	
	5 監査対象期間	
E	監査実施期間	5
F	監査実施者	5
	1 外部監査人	
	2 補助者	
第2	利害関係	5
第3	監査の手続	6
A	日程	6
B	包括外部監査実施説明会	6
C	アンケート調査、実地監査	7
D	日程（ヒアリング）	8
E	日程（関連施設往査）	9
F	意見交換会	9
G	監査結果の提示	9
H	数値の表示	9
第4	静岡県の観光政策	10
A	全体像	10
B	新ビジョン	11
	1 新ビジョンとは	
	2 新ビジョンの計画期間	
	3 新ビジョンの構成	
	4 観光に関連する政策	

C	観光基本計画	16
1	観光基本計画とは	
2	観光基本計画の計画期間と実施状況の検証	
3	「静岡県観光基本計画」の実施状況報告書	
第5	監査結果	18
A	総論	18
1	監査結果	
B-01	観光施策推進費	24
1	事業概要	
2	監査結果	
B-02	観光施設整備事業費	30
1	事業概要	
2	監査結果	
B-03	おもてなし推進事業費	37
1	事業概要	
2	監査結果	
B-04	グリーン・ツーリズム推進事業費	44
1	事業概要	
2	監査結果	
B-05	プラサヴェルデ管理運営事業費	49
1	事業概要	
2	監査結果	
B-06	伊豆半島ユネスコグローバルジオパーク推進事業費	56
1	事業概要	
2	監査結果	
B-07	日本平山頂シンボル施設管理運営事業費	60
1	事業概要	
2	監査結果	
B-08	駿河湾フェリー利活用促進事業費	65
1	事業概要	
2	監査結果	
B-09	観光情報プラットフォーム運用事業費	72
1	事業概要	
2	監査結果	

B-10	3次元点群データ利活用促進事業費	78
1	事業概要	
2	監査結果	
B-11	しずおか元気旅推進事業費	82
1	事業概要	
2	監査結果	
B-12	観光地ワーケーション受入促進事業費助成	90
1	事業概要	
2	監査結果	
B-13	観光デジタル化推進事業費	96
1	事業概要	
2	監査結果	
B-14	歴史・文化資源を活用した広域連携事業費	101
1	事業概要	
2	監査結果	
B-15	宿泊施設感染防止対策強化事業費	106
1	事業概要	
2	監査結果	
B-16	地域資源を活かした観光促進事業費	109
1	事業概要	
2	監査結果	
B-17	ガストロノミーツーリズム推進事業費	113
1	事業概要	
2	監査結果	
B-18	中央日本四県観光交流促進事業費	119
1	事業概要	
2	監査結果	
B-19	浙江省誘客強化事業費	126
1	事業概要	
2	監査結果	
B-20	誘客推進事業費	129
1	事業概要	
2	監査結果	
B-21	誘客推進事業費助成	137
1	事業概要	
2	監査結果	

B-22	空港企画広報推進事業費	144
1	事業概要	
2	監査結果	
B-23	就航・海外交流促進事業費	150
1	事業概要	
2	監査結果	
C-01	成果・活動指標（観光交流局）	155
1	新ビジョンや観光基本計画に掲げられている成果指標・活動指標	
2	監査結果	
C-02	成果・活動指標（空港振興局）	172
1	新ビジョンに掲げられている成果指標・活動指標	
2	監査結果	
第6	結び	177
	監査結果一覧	178

第1 監査の概要

A 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに静岡県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

B 選定した特定の事件（テーマ）

観光に関する施策の財務事務の執行について

C 特定の事件（テーマ）を選定した理由

観光は、地方創生のための重要な施策の一つであると考えます。静岡県においても、県の総合計画である「新ビジョン」の中で、政策の柱の一つに観光交流の拡大を挙げている。

また、産業としての観光は、製造業などに比べて、小規模な事業者が多く、交通や観光施設などの公共的なインフラへの依存も大きいことから、官民一体による観光拠点づくりが必要であり、県に求められる役割や県への期待も大きい。

一方、観光は、新型コロナウイルスの感染拡大によって最も大きな打撃を受けた産業分野の一つである。ウィズコロナからアフターコロナに変わりつつある中で、いかに早く、コロナ前の状態に戻し、更なる成長・発展につなげていけるかが、その地域の今後の経済発展にも大きく影響すると思われる。

静岡県では、令和3年度から4年度にかけて、県の総合計画である「新ビジョン」が、「基本計画」から「後期アクションプラン」に切り替わっている。このタイミングに、県がどのように観光に関する計画を見直したのかを確認し、新計画初年度である令和4年度の施策の実行状況を検証することは、今後の静岡県の成長発展を考える上で重要ではないかと考える。

上記を鑑み、観光に関する施策について、包括外部監査人の立場から、合規性のみならず経済性、効率性、有効性の観点から検討することは有意義であると考え、特定の事件（テーマ）として選定した。

D 外部監査の方法

1 監査の対象

(1) 監査対象事業

(単位:千円)

No	事業名	所管課名	令和4年度 当初予算額
01	観光施策推進費	観光政策課 観光振興課	29,266
02	観光施設整備事業費	観光政策課	1,100,000
03	おもてなし推進事業費	観光政策課 観光振興課	22,600
04	グリーン・ツーリズム推進事業費	観光政策課	5,200
05	プラサヴェルデ管理運営事業費	観光政策課	60,700
06	伊豆半島ユネスコグローバルジオパーク推進事業費	観光政策課	12,100
07	日本平山頂シンボル施設管理運営事業費	観光政策課	50,800
08	駿河湾フェリー利活用促進事業費	観光振興課	233,700
09	観光情報プラットフォーム運用事業費	観光政策課	65,000
10	3次元点群データ利活用促進事業費	観光政策課	30,000
11	しずおか元気旅推進事業費	観光振興課	316,500
12	観光地ワーケーション受入促進事業費助成	観光政策課	102,000
13	観光デジタル化推進事業費	観光政策課	87,000
14	歴史・文化資源を活用した広域連携事業費	観光振興課	100,500
15	宿泊施設感染防止対策強化事業費	観光政策課	55,000
16	地域資源を活かした観光促進事業費	観光振興課	30,000
17	ガストロノミーツーリズム推進事業費	観光政策課	40,000
18	中央日本四県観光交流促進事業費	観光振興課	90,000
19	浙江省誘客強化事業費	観光振興課	7,000
20	誘客推進事業費	観光振興課	55,000
21	誘客推進事業費助成	観光振興課	133,000
22	空港企画広報推進事業費	空港振興課	5,351
23	就航・海外交流促進事業費	空港振興課	761,200

(2) 監査対象事業の選定方法

①事業の選定方針

観光に関する施策を所管しているスポーツ・文化観光部の令和4年度の事業から特に金額基準等は設けず、観光関連の事業を選定する。

②事業選定の基礎データ（県が作成した内部管理資料）

全事業一覧（当初予算ベース）

③選定方法

ア 観光交流局の事業

観光に関する事業は、基本的に観光交流局（観光政策課、観光振興課）が所管している。

令和4年度の「全事業一覧」の観光交流局の所管事業から監査対象から除外する事業を選定し、それ以外の事業を監査対象とした。

監査対象から除外した事業

事業名	令和4年度 当初予算額	除外理由
観光人材確保対策事業費	8,000 千円	経済産業部の所管事業と併せて、経済産業部が執行しているため

イ その他の局の事業

空港振興局に対するヒアリングを基に、空港振興局の所管事業から観光客の誘致活動に関連する内容を含んでいる事業を2件選定した。

（上記1（1）のNo.22、23）

(3) 成果指標・活動指標

県の総合計画である「新ビジョン」及びその分野別計画である「静岡県観光基本計画」に掲げられている成果指標と活動指標について、令和3年度までの前計画からの変更内容、令和4年度の実績値、指標の有効性などの検証などを行った。

2 監査の対象とする部局

監査対象とした部局は、観光に関する施策・事業を所管する部局（スポーツ・文化観光部）である。

3 監査の要点

監査の要点は、次のとおりである。

- ・ 観光に関する財務事務等について、法律及び条例等に従い、適切に実施しているか（合規性）。
- ・ 観光に関する財務事務等について、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的に実施しているか（経済性、効率性、有効性）。

監査要点に照らして重要なポイントは、次のとおりである。

項目	重要なポイント
合規性	事業の事務執行は、関連する法律等に準拠しているか
	国への又は市町からの報告事務に誤りはないか
	補助金等の事務手続は、法律、条例、諸規則及び補助金交付要綱などに準拠しているか
	委託に際して、仕様書又は契約書等に従った手続が行われているか
経済性 効率性	事業費の積算見積は、適切になされているか
	事業費の成果との比較を分析しているか
	他事業との重複や、無理な細分化はないか
	市町や他部局との連携や情報共有を図っているか
	補助金の対象範囲、対象金額に間違いはないか
	委託に際して、契約金額の低減努力がなされているか
有効性	事業の目的に整合する成果指標及び活動指標を設定し、目標値を明確に設定しているか
	事業の手法や実施内容は、目的や成果指標の目標値を達成するために効果的か
	外部環境や事業実績等に応じて、事業内容が見直されているか
	補助金は、事業目的に適合する形で使われているか
	委託内容は、事業目的を達成するために効果的か

4 監査手続の概要

主要な監査手続は、次のとおりである。

- ・ 担当部局に対するヒアリングと基礎資料を基に監査対象事業を抽出
- ・ 監査対象事業の所管課に対して、事前に事業概要等に関するアンケート調査を実施
- ・ 監査対象事業の所管課に対して、担当者ヒアリング及び関係書類の閲覧、基礎データの検証の実施
- ・ 関連施設等の視察・状況確認、現地担当者へのヒアリングの実施
- ・ 監査結果の取りまとめに当たって、事実誤認の発生に配慮し、必要に応じて監査対象部局と意見交換会を実施

5 監査対象期間

原則として令和4年度。

ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。

E 監査実施期間

令和5年6月8日から令和6年3月31日まで

F 監査実施者

1 外部監査人

公認会計士 加山 秀剛

2 補助者

公認会計士 堀井 幸治

公認会計士 上杉 昌代

公認会計士 松井 一

公認会計士 篠原 丈治

弁護士 渡邊 裕太郎

第2 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第3 監査の手続

A 日程

時期	内容	備考
令和5年6月	監査テーマの決定 監査対象事業の選定 監査実施計画策定 包括外部監査実施説明会	
令和5年7月	アンケート調査 ・指標に関するもの ・事業に関するもの	指標に関するアンケートは 所管課単位で実施
令和5年8月 ～令和5年9月	実地監査の実施	
令和5年9月 ～令和5年12月	追加調査（実地監査の補完） 事業別報告書案の作成	
令和6年1月	報告書の内容調整	監査対象部局と意見交換会 を実施
令和6年3月	監査結果の報告	知事、議会、監査委員宛て

B 包括外部監査実施説明会

日時	令和5年6月29日
説明方法	対面式の説明会
説明者	外部監査人 加山秀剛
出席者	・経営管理部総務課 ・監査対象部局、監査取りまとめの所管課（経理課等）
説明事項	令和5年度包括外部監査実施計画の説明 ・特定の事件（テーマ）の選定理由 ・監査の観点 ・監査対象部局及び事業 ・監査日程概要及び事前準備書類等

C アンケート調査、実地監査

監査対象事業を所管する担当部局に対して、事業概要等に関するアンケート調査を実施した上で、担当者ヒアリング及び関係書類の閲覧を実施した。

アンケート及びヒアリングでの主な設問は、以下のとおりである。

区分	設問
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業名、事業開始年度、事業終了年度 ・ 根拠法令、要綱、規程等の名称 ・ 主な事業内容、事業の目的、事業の必要性、事業目標 ・ 新ビジョンにおける位置付け ・ 事業対象、実施方法、実施主体 ・ 事業費の推移、決算額の状況（財源と支出内容）
活動と成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新ビジョン・経済産業ビジョンの活動・成果指標 ・ 当事業固有の活動・成果指標
補助金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の流れ、補助金交付要綱の有無 ・ 補助金の交付申請、交付決定、実績報告、交付確定の日付 ・ 実績報告書の確認状況 ・ 消費税等の仕入控除税額の報告 など
委託事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託費の算定方法、使途の確認方法 ・ 事業者の選定方法、入札参加者数 ・ 再委託の状況 ・ 実績報告書の確認状況 など
事業の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業を管理する上での留意点 ・ 当事業・制度の認知度、利用度に関する評価 ・ 対象者に対する評価・審査の実施状況 ・ 当事業の進捗状況や達成度のモニタリングの実施状況 ・ 対象者にとっての成果の確認状況 ・ 業務の効率化の取組状況 ・ 当事業に関する課題

上記の個々の事業に関するアンケートとは別に、新ビジョン等に掲げている成果・活動指標についてもアンケート調査を実施した上で、担当者ヒアリング及び関係書類の閲覧を実施した。

D 日程（ヒアリング）

1 事業

No	事業名	所管課名	実施日
01	観光施策推進費	観光政策課 観光振興課	8月7日
02	観光施設整備事業費	観光政策課	8月4日
03	おもてなし推進事業費	観光振興課	8月2日
		観光政策課	8月3・9日
04	グリーン・ツーリズム推進事業費	観光政策課	8月18日
05	プラサヴェルデ管理運営事業費	観光政策課	8月9日
06	伊豆半島ユネスコグローバルジオパーク推進事業費	観光政策課	8月9日
07	日本平山頂シンボル施設管理運営事業費	観光政策課	8月8日
08	駿河湾フェリー利活用促進事業費	観光振興課	8月17日
09	観光情報プラットフォーム運用事業費	観光政策課	8月31日
10	3次元点群データ利活用促進事業費	観光政策課	8月4日
11	しずおか元気旅推進事業費	観光振興課	8月17日
12	観光地ワーケーション受入促進事業費助成	観光政策課	8月18日
13	観光デジタル化推進事業費	観光政策課	8月31日
14	歴史・文化資源を活用した広域連携事業費	観光振興課	8月21日
15	宿泊施設感染防止対策強化事業費	観光政策課	8月9日
16	地域資源を活かした観光促進事業費	観光振興課	8月21日
17	ガストロノミーツーリズム推進事業費	観光政策課	8月8日
18	中央日本四県観光交流促進事業費	観光振興課	8月23日
19	浙江省誘客強化事業費	観光振興課	8月2日
20	誘客推進事業費	観光振興課	8月24日
21	誘客推進事業費助成	観光振興課	8月24日
22	空港企画広報推進事業費	空港振興課	8月25日
23	就航・海外交流促進事業費	空港振興課	8月25日

2 成果・活動指標

事業名	所管課名	実施日
観光全般	観光政策課 観光振興課	7月19・20・ 21日
富士山静岡空港関係	空港振興課	7月18日

E 日程（関連施設往査）

No	施設名	実施日
05	コンベンションぬまづ	12月26日
07	日本平山頂シンボル施設	12月19日
08	(一社)ふじさん駿河湾フェリー 清水港乗り場	12月18日

F 意見交換会

必要に応じて、外部監査人と監査対象部局との意見交換会を実施し、報告書の記載事項に事実誤認等がないよう、相互の認識の確認・調整を行った。

G 監査結果の提示

監査の結果は、下表に基づき、「指摘」又は「意見」に整理して提示する。

区分	内容
指摘	次に掲げる事項に該当する事項 1 法令・条例・規則に違反している事項 2 収入確保に適切な措置を要する事項 3 予算を目的外に支出している事項 4 不経済な支出又は損害を生じている事項 5 その他、明らかに改善の必要があると認める事項
意見	組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から 改善や検討の必要があると認める事項

(注)「指摘」は地方自治法（以下、「法」という。）第252条の37第5項に規定される「監査の結果」に相当するものとし、「意見」は法第252条の38第2項に規定される「意見」に相当するものとする。

H 数値の表示

報告書の数値は、以下のように表示する。

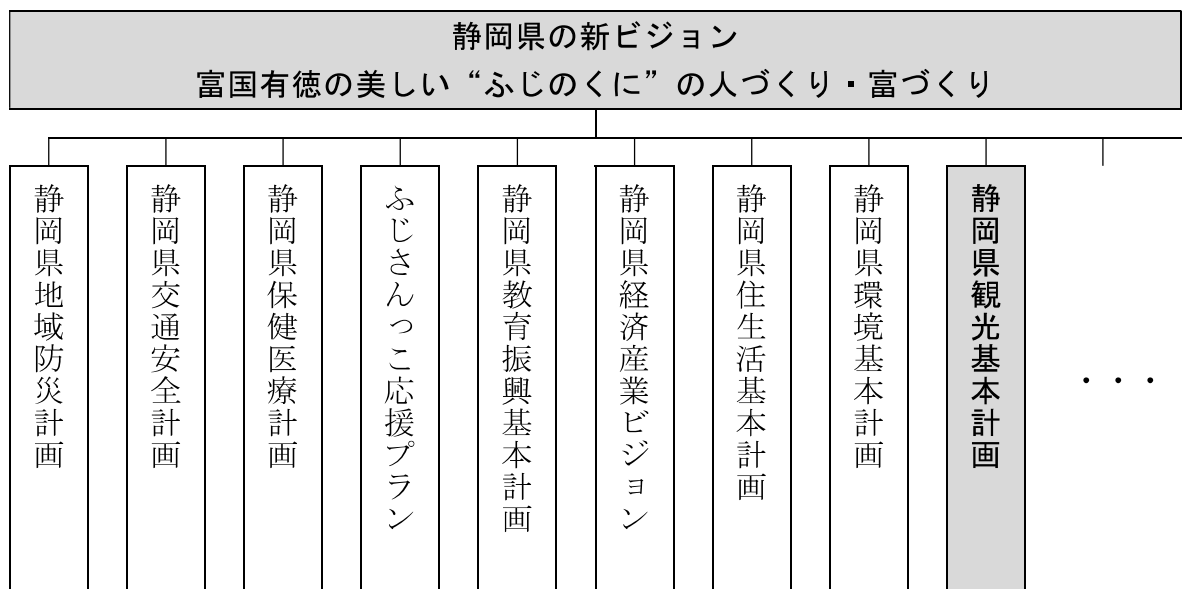
- ・ 全て切り捨て表示である。そのため、単位未満の端数の関係で、内訳の合計と総額が一致しない場合がある。
- ・ 「－」は0円、「0」は表示単位未満の整数を示している。

第4 静岡県の観光政策

A 全体像

静岡県の観光政策は、静岡県総合計画「静岡県の新ビジョン 富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」（以下、「新ビジョン」という。）において基本方針を定め、その具体的な取組を分野別計画である「静岡県観光基本計画」（以下、「観光基本計画」という。）で明らかにしている。

なお、新ビジョンも観光基本計画も令和3年度までが前計画、令和4年度から現行計画がスタートしている。



B 新ビジョン

1 新ビジョンとは

新ビジョンは、静岡県をどのような地域にしていくのか、そのためにどのような施策を進めていくのかを総合的・体系的にまとめたものであり、県の全ての計画の最上位に位置付けられる計画である。

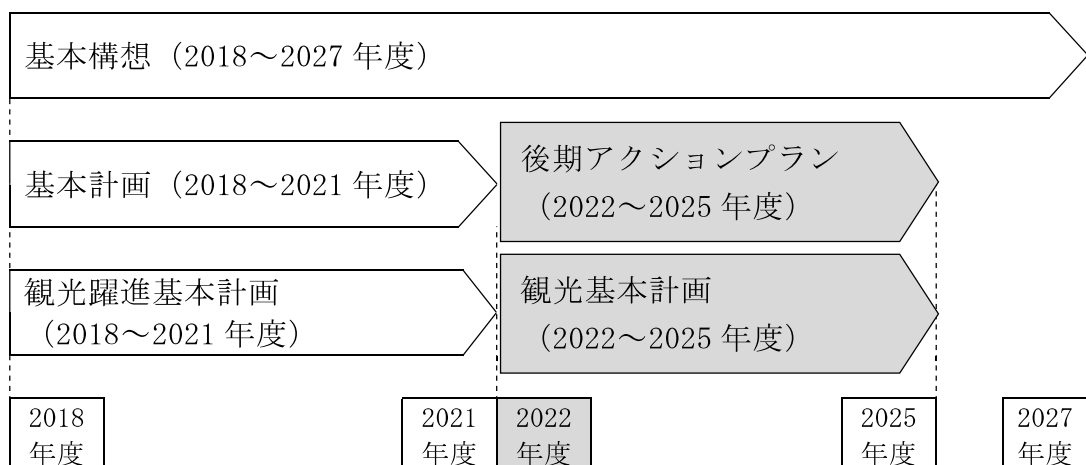
新ビジョンは「基本構想」と「基本計画」、「後期アクションプラン」で構成されている。

基本構想	概ね10年程度（2018年度～2027年度）を計画期間とし、県の目指す姿、その実現のための取組の方向性などを明らかにしている
基本計画	基本構想に基づき、当初4年間（2018年度～2021年度）に取り組む具体的な施策を記載している
後期アクションプラン	基本計画を継承しつつ、ポストコロナ時代を見据えた戦略的な視点を加え、直面する危機を乗り越え、誰一人取り残さない、富国・有徳の“ふじのくに”づくりを推進するための計画

2 新ビジョンの計画期間

新ビジョンの計画期間は、基本構想については2018(平成30)年度からおおむね10年程度、基本計画は2018(平成30)年度から2021(令和3)年度までの4年間、後期アクションプランは2022(令和4)年度から2025(令和7)年度までの4年間を計画期間としている。

また、観光分野における分野別計画である観光基本計画も新ビジョンに合わせた計画期間で策定されている。



3 新ビジョンの構成

新ビジョンは、次のように構成されている。

基本理念	富国有徳の「美しい“ふじのくに”」づくり ～東京時代から静岡時代へ～	
↓		
目指す姿	「県民幸福度」の最大化	<ul style="list-style-type: none"> ・生まれてよし 老いてよし ・生んでよし 育ててよし ・学んでよし 働いてよし ・住んでよし 訪れてよし
↓		
基本方向	<ul style="list-style-type: none"> ① 安全・安心な地域づくり ② 持続的な発展に向けた新たな挑戦 ③ 未来を担う有徳の人づくり ④ 豊かな暮らしの実現 ⑤ 魅力の発信と交流の拡大 	
↓		
政策	基本方向	政策
	①	政策 1 命を守る安全な地域づくり
		政策 2 安心して暮らせる医療・福祉の充実
	②	政策 3 デジタル社会の形成
		政策 4 環境と経済が両立した社会の形成
	③	政策 5 子どもが健やかに学び育つ社会の形成
		政策 6 “才徳兼備”の人づくり
		政策 7 誰もが活躍できる社会の実現
	④	政策 8 富をつくる産業の展開
		政策 9 多彩なライフスタイルの提案
		政策 10 地域の価値を高める交通ネットワークの充実
	⑤	政策 11 “ふじのくに”の魅力の向上と発信
政策 12 世界の人々との交流の拡大		
↓		
政策ごとの具体的な取組		
政策の柱	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題 ・目標 ・成果指標 	
施策	<ul style="list-style-type: none"> ・活動指標 ・主な取組 	

4 観光に関連する政策

(1) 政策 12 世界の人々との交流の拡大

政策の柱	施策
12-1 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大	(1)しずおかの魅力で幸せと感動を呼ぶ観光サービスの創出
	(2)将来にわたる経済発展に向けた来訪者の受入体制の強化
	(3)訪れる人と迎える地域の満足度を高める観光DXの促進

政策の柱	12-1 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により打撃を受けた観光業の回復に向けて、関係者の共創による旅行商品づくりを進め、地域全体の消費拡大を図ることが必要 旅行者の行動変容やポストコロナ時代における旅行形態の変化に適応した、持続可能な観光地域づくりを推進することが必要 外国人観光客への対応や、観光客が安心して快適に旅行できる環境が求められており、様々な観光客が本県への旅行に満足していただけるよう、さらなる取組が不可欠 客観的なデータ分析に基づく、マーケティング機能の強化が必要 	
目標	<ul style="list-style-type: none"> 県内各地において、DMOを核とした地域総がかりの観光地域づくりを進める 観光客の長期滞在や再訪を促進し、国内外の観光交流の拡大を図る 各地の観光地域づくりの中核を担い、国際化に対応した観光人材を育成する 観光サービス・来訪者データの収集分析など、観光分野のDXを促進する 	
成果指標	指標	目標値
	本県旅行に対する総合満足度	95%
	観光客に来てほしいと考える県民の割合	50%
	旅行者のリピート率	75%
	県内旅行消費額	8,000億円
	宿泊客数	2,200万人泊
	外国人宿泊客数	300万人泊

施策(1)		しずおかの魅力で幸せと感動を呼ぶ観光サービスの創出	
活動 指標	指標		目標値
	本県旅行に関するコンテンツ数		2,400件
	観光アプリTIPSのダウンロード数		累計50,000件
	インバウンド向けSNSのエンゲージメント(閲覧者の反応数)の総数		37万件
主な 取組	① 多彩な観光資源を活用した「しずおかサステナブルツーリズム」の推進 ② 静岡県の魅力の効果的な情報・ストーリー発信 ③ 戦略的なインバウンドの施策の推進		

施策(2)		将来にわたる経済発展に向けた来訪者の受入体制の強化	
活動 指標	指標		目標値
	観光地域づくり整備計画策定数		累計70件
	DMO会議開催数		毎年度10回
	観光デジタル情報プラットフォーム登録情報数		17,000件
	観光人材育成研修会参加者数		累計20,000人
主な 取組	① 将来にわたり安全・安心で快適な観光地域の形成 ② 関係者との連携による観光サービス産業の振興 ③ 地域を支える観光人材の育成		

施策(3)		訪れる人と迎える地域の満足度を高める観光DXの促進	
活動 指標	指標		目標値
	観光デジタル情報プラットフォーム登録情報数		17,000件
	観光アプリTIPSのダウンロード数		累計50,000件
主な 取組	① 観光デジタル情報プラットフォームの利活用 ② デジタル技術の活用による利便性と生産性の向上		

(2) 政策10 地域の価値を高める交通ネットワークの充実

今回の監査では、施策の(1)「港湾機能の強化と利用促進」は、観光より産業振興・通商の側面が強いと判断し、対象から除外し、(2)「競争力の高い富士山静岡空港の実現」に限定する。

政策の柱	施策
10-2 世界に開かれた玄関口 の機能強化	(1) 港湾機能の強化と利用促進
	(2) 競争力の高い富士山静岡空港の実現

政策の柱	10-2 世界に開かれた玄関口の機能強化	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾の利用促進のため、船舶の大型化などへの対応や、クルーズ船寄港回数の早期回復が重要 ・ 富士山静岡空港の路線維持や国際線の早期再開に向けて、航空会社への運航支援や一層の利用促進策が必要 	
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内港湾の利便性の向上を図り、貨物船やクルーズ船の利用を拡大する ・ 富士山静岡空港の路線の充実、利便性の向上を図り、利用を拡大する 	
成果指標	指標	目標値
	清水港のコンテナ船欧州・北米航路における寄港便数	毎年度 2.5 便/週
	清水港のコンテナ船東南アジア航路における寄港便数	11 便/週
	県内港湾のクルーズ船による寄港人数	41,244 人
	富士山静岡空港の利用者数	105 万人

施策(2)	競争力の高い富士山静岡空港の実現	
活動指標	指標	目標値
	富士山静岡空港の利用促進を目的とするサポーターズクラブ会員数	50,000 人
	富士山静岡空港の着陸回数	6,200 回
	富士山静岡空港を利用した教育旅行数	75 件
	運営事業における要求水準達成率	100%
	航空関連施設等公募実施件数	累計 4 件
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 航空ネットワークの充実と利用拡大 ② 空港の機能と利便性の向上 ③ 空港を拠点とした地域の魅力づくりの推進 	

C 観光基本計画

1 観光基本計画とは

観光基本計画は、2014(平成26)年10月に制定された「静岡県観光振興条例」(以下、「観光振興条例」という。)第11条に基づく観光の振興に関する基本計画であるとともに、新ビジョンにおける観光分野の分野別計画である。

観光基本計画では、第4章「本県の観光が目指す姿」で、次のような基本理念と基本理念を実現するための三つの基本方針、数値目標を掲げている。

基本理念	誰もが幸せを感じられる観光地域づくりによる「心の豊かさ」と「持続可能な地域社会」の実現
------	---

↓

基本方針	1	しずおかの魅力で幸せと感動を呼ぶ観光サービスの創出
	2	将来にわたる経済発展に向けた来訪者の受入体制の強化
	3	訪れる人と迎える地域の満足度を高める観光DXの促進

↓

数値目標	成果指標		県内旅行消費額
			本県旅行に対する総合満足度
			地域への誇り、愛着を持つ県民の割合
			観光客に来てほしいと考える県民の割合
			旅行者のリピート率
			観光交流客数
			宿泊客数
			外国人宿泊客数
	活動指標 ※	1	<ul style="list-style-type: none"> ・本県旅行に関するコンテンツ数 ・農林漁家民宿宿泊数 ・観光アプリTIPSのダウンロード数 ・インバウンド向けSNSのエンゲージメントの総数
		2	<ul style="list-style-type: none"> ・県内産食材の調達率が5割以上の宿泊施設の割合 ・観光地域づくり整備計画策定数 ・DMO会議開催数 ・観光デジタル情報プラットフォーム登録情報数 ・観光人材育成研修会参加者数
3		<ul style="list-style-type: none"> ・観光デジタル情報プラットフォーム登録情報数【再掲】 ・観光アプリTIPSのダウンロード数【再掲】 	

※ 活動指標の1から3は、基本方針の1から3にそれぞれ対応している。

2 観光基本計画の計画期間と実施状況の検証

観光振興条例では、基本計画の期間については特に規定していないが、新ビジョンの分野別計画でもあることから、上記B2に示したとおり、現行の観光基本計画は新ビジョン・後期アクションプランに合わせて2022(令和4)年度から2025(令和7)年度までの4年間を計画期間としている。

また、観光振興条例では、「毎年度、基本計画の実施状況を検証し、その結果を議会に報告するとともに、公表しなければならない」としており、令和4年度の『静岡県観光基本計画』の実施状況報告書(令和5年6月)は県ホームページにも掲載されている。

3 「静岡県観光基本計画」の実施状況報告書

令和4年度の「静岡県観光基本計画」の実施状況報告書は、次のような構成となっている。

項目	内容
三つの基本方針に沿った実施状況	事業を三つの基本方針に区分した上で、各事業で実施した内容をまとめている
数値目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none">・ 上記1の表中にある成果指標・活動指標について、令和7年度の目標値と直近3年度(令和2～4年度)の実績値との対比を表にまとめている。ただし、八つの成果指標のうち三つは、実績値の公表が間に合っていない・ 評価コメントは、事業で実施した内容とそれに関連する指標の実績値をまとめ、最後に、次年度の課題や取り組むべき内容がまとめられている

第5 監査結果

A 総論

1 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 観光関連事業の特徴と事後検証について

下表は、監査対象とした23事業のうち、決算額が当初予算額から40%以上、又は40,000千円以上乖離していた9事業を抽出したものである。事業の数では、全体の39%を占めている。

(単位：千円、%)

事業No.	事業名	当初予算額	決算額	乖離額	乖離率
B-02	観光施設整備事業費	1,100,000	899,113	△200,887	△18.3
B-04	グリーン・ツーリズム推進事業費	5,200	2,772	△2,428	△46.7%
B-09	観光情報プラットフォーム運用事業費	65,000	29,786	△35,214	△54.2%
B-11	しずおか元気旅推進事業費	316,500	245,687	△70,813	△22.4%
B-12	観光地ワーケーション受入促進事業費助成	102,000	41,358	△60,642	△59.5%
B-13	観光デジタル化推進事業費	87,000	44,025	△42,975	△49.4%
B-16	地域資源を活かした観光促進事業費	30,000	10,650	△19,350	△64.5%
B-18	中央日本四県観光交流促進事業費	90,000	45,114	△44,886	△49.9%
B-23	就航・海外交流促進事業費	761,200	601,699	△159,501	△21.0%

※ 上表のB-11 しずおか元気旅推進事業費の決算額は、当事業の決算額947,251千円から前年度の繰越予算777,107千円のうち当事業で執行された701,567千円を除いた金額として算出している。(947,251千円－(777,107千円－75,540千円)＝245,687千円)

このように、予実乖離が大きい事業が多い理由としては、まず今回の監査対象年度である令和4年度は、新型コロナウイルスの影響で見通しが立てにくく、予定していた事業内容が十分に実施できなかったことがあげられる。さらに、観光関連事業は、時宜に応じて事業内容が変わりやすいという特徴があり、もともと予実乖離が生じやすい傾向にある。

この「世の中の動きに合わせて事業内容が変わりやすい」という特徴によって、比較的短期に事業が終了する一方、また別の新規事業が生まれることとなるが、

先の見通しが難しい分、同じ業務を毎年度繰り返し実施する事業に比べて、手続のミスや漏れなどが生じやすい環境にあると言える。

実際、今回の監査においても、補助金交付事業に関して、補助金の変更交付承認申請手続の漏れや実績報告書の提出遅延が生じたケース(B-11)や、概算払の承認額が結果的には過大になってしまったケース(B-18、B-21)が検出されている。これらの検出事項は、それぞれの事業において意見を付しているが、いずれも発生の経緯や再発防止に関する事後検証を十分に行い、それを明確に記録に残して課内で共有することで、今後の事業管理の精度を上げていくような対応を求めたい。

② 事業固有の成果・活動指標の設定について

下表は、監査対象とした23事業のうち、事業固有の成果指標や活動指標を設定している事業の状況であるが、全体の2割程度にとどまっている。

事業No.	事業名	事業固有の成果指標	事業固有の活動指標
B-04	グリーン・ツーリズム推進事業費	静岡県農林漁家民宿延べ宿泊者数	農泊関係者育成(研修会等の延べ参加者数)
B-07	日本平山頂シンボル施設管理運営事業費	年間来館者数	—
B-08	駿河湾フェリー利活用促進事業費	駿河湾フェリーの輸送人員	—
B-12	観光地ワーケーション受入促進事業費助成	ワーケーション対応の宿泊施設数	ワーケーション商談会参加企業数
B-17	ガストロノミーツーリズム推進事業費	—	コーディネーターの支援による旅行商品造成数

観光関連事業は、上記1(2)①に記載したように、時宜に応じていかなければならないが、先の見通しが難しく、どのような成果が出るのか読みにくい中で事業を進めなければならない分、事業の事後検証が次の事業の管理精度を高めるための重要な手続になる。

事業の事後検証には、まず事業を評価するための目標値を明確に設定することが基本となるが、新ビジョンや観光基本計画の成果指標や活動指標は個々の事業評価には直接的に使えないものが多い。例えば、交通事業者に対して補助金を交付する事業で交通事業者から提示させる申請時の目標値と事業終了時の実績値について、何を目標に設定するのかは各事業者の任意としていたものがあつたが、所管課として事業全体の共通の成果を測る指標を「乗客数」とし、事業全体の目標値を概算で設定した上で、事業者にもその指標についての目標や実績の提示を求めることもできたと思われる。主な事業内容が補助金交付や委託契約となる事業においては、可能な限りあらかじめ、事業全体の成果を測るための共通の指標

を設定し、事業者にもその指標についての目標や実績の提示を求めるといった取組の検討を提案する。

③ 補助金交付事業の消費税等の確認手続について

ア 補助金交付事業における消費税等の返還手続

補助金交付事業では、補助金の交付金額が一般的に消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）を上乗せした金額で交付される。補助金の交付先では、交付された補助金が消費税等の課税対象とならない反面、交付された補助金を原資に物品等を購入する際の消費税等を税務申告で仕入税額控除することができてしまうため、そのような場合には、実質的に当該消費税等が還付されるような形になり、補助金交付額がその分過大に交付されることとなる。

そのため、県の各所管課は、仕入控除税額が発生する場合には、交付申請時又は交付確定時に仕入控除税額を交付額から減額するか、仕入控除税額が補助事業完了後でないかと確定しなければ、確定後に返還を求める必要がある。

ただし、上記の減額又は返還の調整は、交付先が消費税等を税務申告で仕入税額控除する場合に限られるので、県の各所管課は、まず、個々の交付先に対して、仕入控除税額が発生するのかどうかを把握することが求められる。

イ 確認した状況（監査対象部局所管課）

今回の監査対象とした23事業のうち、補助金を交付している事業は10事業あり、結論としては、仕入控除税額の返還手続が必要なものはなかった。しかし、監査手続を進める中で次のような状況を確認している。

- ・補助金交付手続に関する簿冊には、仕入控除税額の減額又は返還に関する確認手続の記述がなく、必要がないことを分かっていて省略をしているのか、確認手続が漏れているのか、第三者には分かりにくい。これは、担当が交代した場合の後任者にとっても分かりにくい状況であると言える。
- ・所管課では、交付事業者が民間企業の場合には、税抜金額で交付確定をし、公益法人や事業者ではない個人の場合は税込金額で交付確定をしている。このようなやり方であれば、仕入控除税額の返還について注意すべきなのは、交付事業者が公益法人の場合にほぼ絞られる。
- ・例えば、所管課は県観光協会と連携して事業を行うことが多く、交付される補助金も1億円を超えるが、県観光協会に対する補助金についても、簿冊内に仕入控除税額の減額又は返還に関する確認手続の記述がない。

- ・今回の監査で、県観光協会は特定収入の割合が5%を超えており、税務申告書上でも適切に調整を行っているため、手続が不要であることを確認した。所管課は、県観光協会には調整が不要であることを認知しているが、その理由（特定収入の割合が5%を超えており、税務申告書上でも適切に調整を行っていること）を明確に理解しているわけではない。
- ・監査対象になった事業の補助金の交付要綱は、返還額がある場合にのみ、交付先に対して知事への報告が求められている。所管課では、交付先に特定収入割合が5%を超えるかどうか分からない公益法人が含まれるような場合に、返還額の有無にかかわらず消費税等仕入控除税額に関する報告を求めるような対応は、特に予定されていない。
- ・県から県観光協会への補助金の中には、県観光協会を介して、さらに他の団体に対して補助金が交付されるものがある。このようなケースの県観光協会から他の団体に対する補助金の交付要綱も、県から県観光協会への補助金交付要綱と同様、返還額がある場合にのみ交付先の団体に対して県観光協会への報告が求められている。交付先に特定収入割合が5%以下の公益法人が含まれる可能性もある。

以上の確認した状況を踏まえると、所管課の職員が前例踏襲的に処理や手続を進めていくと、補助金の交付先に特定収入割合が5%以下の公益法人が含まれていた場合には、交付先からの報告がなければ、消費税等の仕入控除税額の返還漏れが発生しても、これを見落としやすい状況にあると考える。

監査対象事業の中の補助金交付事業

No	事業名	所管課		交付額 (千円)	交付先
		観光 政策課	観光 振興課		
B-02	観光施設整備事業費	●		172,800	市町
B-03	おもてなし推進事業費		●	7,000	県観光協会
B-06	伊豆半島ユネスコグローバル ジオパーク推進事業費	●		11,454	美しい伊豆創造 センター
B-11	しずおか元気旅推進事業費		●	571,406	県観光協会ほか
B-12	観光地ワーケーション受入促 進事業費助成	●		33,437	民間企業 市町→民間企業
B-14	歴史・文化資源を活用した広域 連携事業費		●	13,822	県観光協会
B-16	地域資源を活かした観光促進 事業費		●	10,650	県観光協会
B-18	中央日本四県観光交流促進事 業費		●	19,937	県観光協会
B-20	誘客推進事業費		●	2,000	藤枝市
B-21	誘客推進事業費助成		●	132,325	県観光協会

ウ 確認した状況（出納局会計支援課）

補助金の交付は、今回の監査対象部局に限らず、全庁的に行われているため、全庁的な消費税等の仕入控除税額の取扱い等について、出納局会計支援課に対してヒアリングを実施し、以下の状況を確認した。

- ・会計支援課では、補助金交付要綱の大枠を指導するが、細かい部分は所管課に任せている。したがって、例えば、補助金交付要綱に、消費税等返還額がゼロの場合でも消費税等仕入控除税額に関する報告を求める規定を設けるかどうかも所管課が判断することとなる。
- ・会計支援課は、補助金事業に関して消費税等仕入控除税額の返還が一つの論点であることは認識しており、庁内イントラネットの中の職員向けの研修資料でも独立した論点として取り上げている。
- ・研修資料では消費税等仕入控除税額の制度の説明をしているが、公益法人に関する取扱いなどは記載されていない。

エ 提案事項

今回の監査で、所管課の手續に誤りが検出されたわけではないが、会計支援課が、独立した研修メニューを用意しているという点からも、補助金事業における消費税等仕入控除税額の返還のスキームが複雑で分かりにくく、消費税等の仕入控除税額の返還漏れが見落とされる潜在的なリスクが認識されている。

全庁的なリスクの軽減を図るためには、会計支援課の研修資料等において、実際の補助金交付事業で事業担当者が判断に迷いそうな点や間違いを起こしやすい点を説明することが望ましい。例えば、公益法人に関する取扱いの説明を加えるなど、研修資料等の見直しを検討されたい。

（３）付記事項

① 全庁的な評価指標の設定の在り方について

静岡県では、成果指標や活動指標は、県の総合計画である新ビジョンや観光基本計画などの分野別計画の中で、「政策の柱」や「基本方針」に関連付けて設定されており、事務事業評価のために個々の事業に対して定量的な成果指標や活動指標を設けるような取組は全庁的に行われていない。

また、新ビジョンや観光基本計画の基本理念や基本方針などに掲げられている言葉はいずれも、県の目指すものとしては妥当な内容ではあるが、抽象的で、具体的に何をやろうとしているのかよく分からないものが多い。そのため、それらに関連付ける成果指標や活動指標も、県の実態や動向を表す数字ではあっても、基本理念や基本方針との関連性が分かりにくいものが散見される。

本来、評価指標としての活動指標や成果指標は、所管課が、どれだけの活動を行い、どれだけの成果を出せたのかを評価するために、定量的な目標値を設定し、実績値との対比から結果を分析し、次年度以降の活動に改善を図る、いわゆるP D C Aサイクルを回していくためのツールとすべきである。元々、県の活動は、民間事業者の活動を下支えするようなものも多く、特に成果指標については、何を所管課の成果と捉えれば良いのかが難しい面もあるが、個々の事業ではなく、「政策の柱」や「基本方針」に関連付けて成果指標や活動指標を設定するやり方では、さらに県の活動や成果はつかみにくくなる。成果指標や活動指標を上記のP D C Aサイクルのツールと捉えるのであれば、現行の計画期間中でも、全事業とは言わないが、主要な事業については、どのような活動をして、何を成果とするのか、という視点で定量的な評価指標を設定していくような形に見直していくべきである。

② 委託契約書の中の合意管轄条項について

今回の監査の過程で確認した委託契約書に関する気付事項を付記する。

県外の事業者との契約書に、合意管轄について「この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する」と定められているものを確認した。この事案では、庁内で使用されている標準的な書式を基に作成されているとのことである。

上記の契約書上の文言は、あくまでも法定の管轄に合意した裁判所を加えるという「付加的合意」を示しており（法定の管轄を排除していない）、静岡地方裁判所以外の裁判所で裁判が提起される恐れがある。

本店所在地が静岡市内にある業者との契約であれば良いが、本店所在地が静岡県外にある事業者との契約では、必要に応じて「本契約に関する一切の紛争については、静岡地方裁判所（又は静岡簡易裁判所）を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。」という表現に見直すことを提案する。

B-01 観光施策推進費

1 事業概要

(1) 概要

所管課	スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課・観光振興課			
根拠法令等	静岡県観光振興条例			
主な事業内容	「静岡県観光基本計画」の進捗管理等、観光関連機関連絡調整			
事業目的	幅広い関係者と協働しておもてなし満足度の向上に取り組むことにより、観光の振興を図る			
事業の必要性	本県観光施策の基幹となる「静岡県観光基本計画」の進捗管理や、関係機関との連絡調整に係る事業のため本事業は必須である			
	何を	観光基本計画の各指標		
	いつまでに	令和7年度までに		
	どのような状態にしたいか	達成できるようにする		
事業期間	開始	平成19年度	終了予定	—
新ビジョンにおける位置付け	政策	12 世界の人々との交流の拡大		
	政策の柱	1 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大		
	施策	(1)しずおかの魅力で幸せと感動を呼ぶ観光サービスの創出		
事業対象	事業者、観光施設、DMO(※)、フィルムコミッション			
実施方法	直接実施、業務委託、負担金			
実施主体	県、DMO、フィルムコミッション			

※ DMOとは

Destination Management/Marketing Organization ≡ 「観光地域づくり法人」

地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、戦略を策定し、着実に実施するための調整機能を備えた組織。

国（観光庁）の観光地域づくり法人の登録制度には、次の三つの区分があるが、下記の七つの組織が、静岡県内を対象区域として登録されている。

広域連携DMO	(一社)中央日本総合観光機構
地域連携DMO	(公社)静岡県観光協会、(公財)するが企画観光局、 (公財)浜松・浜名湖ツーリズムビューロー、 (一社)美しい伊豆創造センター
地域DMO	(一社)御殿場市観光協会、(一社)伊豆市産業振興協議会

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
最終予算額 (b)	17,151	20,262	28,769
決算額 (c)	15,653	17,293	27,236
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))	8.7%	14.7%	5.3%
予実乖離率が±20%超の場合の主な要因	該当なし		

※ 令和4年度の最終予算額・決算額が大きい理由

令和3年度まで「おもてなし推進事業費」(K03)で実施してきた「静岡県における観光の流動実態と満足度調査」を令和4年度から当事業に移管したため。

(3) 事業費決算額の内訳 <令和4年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	24,666	
諸収入	248	会計年度任用職員の保険料負担金
財産収入	1,366	土地貸付料
その他	954	観光施設使用料
合計	27,236	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
負担金等(※1)	3,101	観光関連団体に対する会費、負担金
需用費	1,925	消耗品、印刷費
報酬	2,444	会計年度任用職員に対する報酬、期末手当、社会保険料等
委託料	8,855	調査委託、システム運用委託
旅費	2,147	普通旅費、その他旅費
役務費	332	通信費
使用料等(※2)	7,946	静岡県観光・国際交流センターの建物賃借料等
報償費	134	委員報償
その他	349	買上金、食糧費、備品購入費
合計	27,236	

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金

※2 使用料等＝使用料及び手数料

(4) 請負や委託等の契約 <令和4年度>

(単位:千円)

相手先	金額	内容
(株)サーベイリサーチセンター 静岡事務所	7,499	静岡県における観光の流動実態と満足度調査及びパラメータ調査等業務委託
(株)ベルキャリアール	744	域内調達率調査事業業務委託
(株)エイエイピー 静岡支店	611	静岡フィルムコミッションnet運用業務委託
委託料 計	8,855	

(5) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の活動指標

区分	指標	目標値
新計画 (新規)	DMO会議開催数	毎年度10回

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査結果

(1) 確認した状況

① 支出額の計上について

当事業は、観光交流局（観光政策課、観光振興課）の活動諸経費が集計されているので、支出内容が上記1（3）②のとおり多岐にわたっている。以下、費目ごとに確認した内容をまとめる。

ア 負担金

下記2（1）②で支給手続と併せて支出額の計上についても確認したが、支出額の計上に関する問題点は検出されなかった。

イ 報酬

会計年度任用職員（1人）に対する非常勤報酬、期末手当、共済負担金、社会保険料であり、月々の計上額に異常な点は検出されなかった。

ウ 委託料

下記 2 (1) ③で契約手続等の検証と併せて支出額の計上についても確認したが、支出額の計上に関する問題点は検出されなかった。

エ 使用料

令和 4 年度の支出内容は、下表のとおりである。 (単位：千円)

支出内容	金額
静岡県観光・国際交流センター建物賃貸借契約（ビル共用部含む）	7,794
第 3 回ロケツーリズム研修会の会場借上	59
その他（他局執行分 25,612 円含む）	92
合計	7,946

主な支出は、静岡県観光・国際交流センターを静岡駅前のビル内に設置するための建物賃借料である。県が所有者と建物賃貸借契約を締結した後に、静岡県観光・国際交流センター機能を担う県観光協会に無償貸与している。県と所有者との賃貸借契約は、随意契約（競争不適）を採用しているが、建物の立地条件や近隣テナントの賃貸料との比較から、契約方法に問題はないと判断する。また、県観光協会への無償貸与も、県の「財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例」（条例 19 号）に基づいた取引であり、手続の不備は検出されなかった。

オ その他

その他の費目については、支出一覧表から 1 件が 10 万円を超える単発取引について内容や金額の確認できる基礎資料と照合し、問題ないことを確認した。その他の取引についても、件名等から明らかに計上費目と整合しないようなものは検出されなかった。

② 補助金等の支給について

当事業では補助金の交付はなく、負担金の支出は下表のとおりである。

事務手続は、上の 2 件を観光振興課が所管し、下の 2 件を観光政策課が所管している。いずれも支出先の定款や規定、及び予算措置依頼に基づく会費負担であり、支給手続について特に問題点は検出されなかった。 (単位：千円)

所管課	支出先	内容	金額
観光振興課	(公社) 日本観光振興協会	年会費	1,436
	(独法) 国際観光振興機構 (JNTO)	事業賛助金	1,350
観光政策課	(一社) ロケツーリズム協議会	年会費	215
	(特非) ジャパン・フィルムコミッション	年会費	100
合計			3,101

③ 請負や委託などの契約について

令和4年度の委託料支出の内訳は、1(4)に記載の通りである。委託先の選定、見積から契約、支出まで一連の手続の中で問題となる事項は見受けられなかった。

④ 事業の管理について

当事業は、支出面から見ると、上記2(1)①にも記載のとおり、観光交流局(観光政策課、観光振興課)の活動諸経費が集計されていて、何をしている事業なのか分かりにくい。主な業務内容は、「静岡県における観光の流動実態と満足度調査」の報告書を取りまとめることである。「静岡県における観光の流動実態と満足度調査」の報告書は、県のホームページにも掲載されていて、県の観光施策展開のための基礎資料として位置付けられている。調査や報告書原案の作成作業は、外部業者に委託し、委託料にも計上されているが、令和4年度の関係資料の閲覧や担当者へのヒアリングから、所管課が相当の時間と手間をかけて委託事業者からの調査結果や報告書原案に対する確認作業を行っていることを確認した。当該調査に関する気付事項については、下記2(3)①に記載する。

⑤ 関連施設について 該当なし

(2) 指摘

なし

(3) 意見

① 「静岡県における観光の流動実態と満足度調査」について

当該調査の報告書は、過年度分も県のホームページにも掲載されていて、直近3年度の公表時期は、令和2年度が翌年度8月、令和3年度と令和4年度が翌年度の11月という状況である。

委託業者から県への調査結果の報告書は4月末には提出されている。所管課では、報告書に対して内容の分析も行いながらチェックを行い、委託業者への内容の確認や修正事項のやりとりを経て、製本の前稿チェック、製本、公表という作業プロセスを進めている。内容の確認作業に慎重を期すため、公表時期が遅くなっているが、具体的な公表予定時期などは特に設定されていない。

しかし、このような情報は時間の経過とともに価値が低下するものである。特に、製本を配付する関係機関に対して次年度以降の取組に反映させることを期待するのであれば、できるだけ早く公表すべきである。所管課には、具体的な公表予定時期を設定して、作業の効率化と公表の早期化を検討することを求めたい。

作業の効率化と公表の早期化については、例えば、製本の配付をやめてPDFファイルの配付に代えることで、製本の発注から納品までの約1か月間が短縮できる他に、製本・発送に関する作業の簡略化と経費の削減、省資源化という効果も期待できる。この機会に製本の配付を継続する必要があるかどうかという検討をしても良いのではないかと考える。

B-02 観光施設整備事業費

1 事業概要

(1) 概要

所管課	スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課			
根拠法令等	観光地域づくり整備事業費補助金交付要綱			
主な事業内容	県有観光施設の改修、維持管理 観光地域づくり整備事業を実施する市町への補助金の交付			
事業目的	事業メニューの概要は、下記参照（※）			
事業の必要性	来訪者が安全、快適に旅行を楽しむことができる観光地域づくりをハード面から推進し、来訪者の受入環境の整備を行う			
事業目標	何を	観光施設		
	いつまでに	—		
	どのような状態にしたいか	来訪者の誰もが安全・快適に旅行を楽しむことができる		
事業期間	開始	昭和 28 年度	終了予定	—
	新ビジョンにおける位置付け	政策	該当なし	
事業対象	政策の柱	該当なし		
	施策	該当なし		
実施方法	補助金の交付先：市町			
実施主体	負担金、補助金、業務委託、工事請負			
	県、市町			

※ 当事業の事業メニューと概要

事業メニュー	概要
(A) 県工事	県が保有する観光関連施設の改修、歩道整備など
(B) 補助金	市町が保有する観光関連施設の整備に対する補助

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越額 (a)	96,243	113,914	229,386
最終予算額 (b)	1,100,000	1,100,000	1,100,000
決算額 (c)	905,714	770,833	899,113
次年度繰越額 (d)	113,914	229,386	200,483
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))	16.3%	21.7%	20.4%

予実乖離率が±20%超の場合の主な要因	
令和3年度	補助対象事業となる市町事業において、コロナ禍における市町の財政状況により申請金額が本要望時より下回ったことによるもの、また、県実施事業においては、自然歩道の改修に当たり、土地所有者との調整が整わず、年度内の発注を取り止めたものである
令和4年度	補助対象事業となる市町事業において、市町の財政状況や計画の変更により申請金額が要望時より下回ったことによるもの、また、県実施事業においては、施設整備計画の変更によるものである

(3) 事業費決算額の内訳 <令和4年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	事業メニュー (A)	事業メニュー (B)	計	説明
一般財源	231,233	1,100	232,333	
繰越金	11,433	6,700	18,133	
県債	476,000	165,000	641,000	
国庫	6,750	—	6,750	自然環境整備交付金(県55%)
その他	896	—	896	観光施設使用料
合計	726,313	172,800	899,113	

② 支出

(単位：千円)

節項目	事業メニュー (A)	事業メニュー (B)	計	説明
負担金等(※1)	28,995	172,800	201,795	協議会負担金、観光地域づくり整備事業費補助金
需用費	1,644	—	1,644	消耗品、印刷費
委託料	175,398	—	175,398	観光施設維持管理、設計委託等
旅費	1,217	—	1,217	職員旅費
役務費	2,006	—	2,006	通信費
使用料等(※2)	791	—	791	土地使用料、道路使用料
工事請負費	516,260	—	516,260	観光施設整備工事
合計	726,313	172,800	899,113	

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金

※2 使用料等＝使用料及び手数料

(4) 請負や委託等の契約 <令和4年度>

委託料

(単位:千円)

相手先	金額	内容
(株)特種東海フォレスト	58,190	山小屋の管理
その他	95,354	
他部局所管分	21,853	契約手続を他部局が実施しているもの
委託料 計	175,398	

工事請負費

(単位:千円)

相手先	金額	内容
(株)鈴木組	33,198	自然歩道の標識・施設改修
(株)日本ロードライン	24,662	駐車場サイン工事
(有)向田興業	27,368	自然歩道の標識・施設改修
渡辺建設(株)	21,648	駐車場舗装工
その他	110,997	
他部局所管分	298,387	契約手続を他部局が実施しているもの
工事請負費 計	516,260	

(5) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の成果指標 なし

② 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の活動指標

区分	指標	目標値
新計画 (継続)	観光地域づくり整備計画策定数	累計 70 件

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査結果

(1) 確認した状況

① 支出額の計上について

当事業の令和4年度の支出は、上記1(3)②のとおり、負担金等(補助金)、委託料、工事請負費が主な支出項目である。事業メニュー(A)では県が保有する観光関

連施設の改修及び歩道整備などに係る委託料や工事請負費が支出され、事業メニュー(B)では、市町が保有する観光関連施設の整備に対する補助金が支出されている。

補助金については下記2(1)②で、委託料及び工事請負費については、下記2(1)③で、それぞれ契約や交付手続等の検証と併せて、支出額の計上についても検証を行ったが、支出額の計上に関する問題点は検出されなかった。

② 補助金等の支給について

当事業では、事業メニュー(B)で、市町が保有する観光関連施設の整備に対して観光地域づくり整備事業補助金(以下、「当補助金」という。)を交付している。今回の監査では、このうち、金額上位の下記の5件の補助金の申請の確認手続及び支給手続について、内容を検証した。

(単位：千円)

内容	相手先	金額
土肥地区整備計画(概算払い請求分)	伊豆市	80,700
石廊崎及び三坂地区整備計画	南伊豆町	17,900
伊豆高原自然回遊エリア整備計画	伊東市	12,400
温泉景観エリア整備計画	伊豆の国市	12,400
北川温泉整備計画	東伊豆町	2,400

当補助金の交付手続については、令和5年4月の支出決裁時に出納審査課から事業進捗状況調書の不備を指摘されており、次の状況を確認した。

ア 当補助金の交付要綱上の取扱い

当補助金の交付要綱(第8 状況報告)では、市町は、毎月末の状況を翌月の10日までに「事業進捗状況調書(様式第6号)」で県に対して報告することを求められている。

イ 令和4年度までの実施状況

市町に対して、「事業進捗状況調書(様式第6号)」の受領による確認ではなく、口頭確認が継続的に行われていた。

県所管課の手元に保管されている資料が平成30年度分までしか確認できなかったが、少なくとも、平成30年度以降、令和4年度までは、交付先の市町も県の所管課も交付要綱が定める手続(毎月、市町が事業進捗状況調書を県に提出する)が行われず、出納審査課でも指摘されることなく、交付要綱の存在が形骸化していた。

また、所管課では、定期的に市町に対して進捗状況を口頭で確認していたとのことであるが、工事別の簿冊には、そのことを記録したメモなどは特に確認できなかった。

ウ 令和5年度の対応状況

当補助金の交付要綱に従って、契約以降の毎月の事業進捗状況調書（様式第6号）の作成・提出を求め、工事別の簿冊にファイルしていることを確認した。

しかし、実際の事業進捗状況調書（様式第6号）を通覧すると、次のような状況を確認した。

- i) 要綱では月末時点の状況を報告することを求めているが、様式第6号のフォームには、いつ時点の状況報告なのかを記載する部分はあるが、報告書の作成日を記載する部分がないため、「令和5年11月8日現在」などと記載しているケースがある。報告書の作成日を記載する部分を追加するなどフォームを見直した方が良い。
- ii) 工事進捗度の実績値が百分率で示されているが、計画と実績の対比がないので、この報告書だけでは計画通り進んでいるのかが分からない。計画と実績を対比して示すか、進捗状況に関する定性的なコメントを記載する欄を設けた方が良い。

事業進捗状況調書（様式第6号）のサンプル

事業進捗状況調書							
			所在地 静岡県●●市**				
			名称 ●●市役所				
			市長 ●●●●				
			令和●年●月●日現在				
事業名	契約額	着工 年月日 完成	工事進捗度			請負 業者名	摘要
			前月まで	今月	累計		
事業	円 *	***	% 10	% 15	% 25	(株)**	***

エ 今後の運用に関する提案

下記2（3）意見に記載する。

③ 請負や委託などの契約について

当事業では、事業メニュー(A)で県が保有する観光関連施設の改修及び歩道整備費用として、上記1（4）に記載している委託契約と工事請負契約をしている。

今回の監査では、このうち、金額上位の下記の5件について、業者の募集・選定、業務の完了検査、委託料及び工事請負費の支出といった一連の手続について検証した。

(単位:千円)

契約形態	相手先	金額	内容
委託	㈱特種東海フォレスト	58,190	山小屋の管理
請負	㈱鈴木組	33,198	自然歩道の標識・施設改修
請負	㈱日本ロードライン	24,662	駐車場サイン工事
請負	(有)向田興業	27,368	自然歩道の標識・施設改修
請負	渡辺建設㈱	21,648	駐車場舗装工

委託者の選定は、他の業者に代替できないという理由で単独随意契約としているが、その判断についても合理性が認められると判断した。請負契約4件の選定は、一般競争入札によって行われたが、選定手続に問題点は検出されなかった。

④ 事業の管理について

事業メニュー(B)の市町への補助金交付手続では、必要な事務手続をタイミングよく確実に実施できるように課内で管理表を作成し、進捗管理をしていることを確認した。

一方、市町からの申請書類については、軽微な記載ミスが少なくないとのことなので、申請書類の作成に関するチェックリストを作成し、市町に配布し、申請前の事前チェックをしてもらうようにすれば、軽微な記載ミスによる無駄なやり取りを減らすことができると思われる。

⑤ 関連施設について 該当なし

(2) 指摘

なし

(3) 意見

① 市町が保有する観光関連施設の補修に対する進捗状況の確認について

上記2(1)②に記載した市町に対する補助金の交付対象工事の進捗状況確認は、令和5年度については、交付要綱に従って、契約以降の毎月の事業進捗状況調書(様式第6号)の作成・提出を求めているが、現状のままでは、市町・県双方の毎月の事務工数に比べて、得られる効果が低いと思われる。したがって、管理方法と交付要綱の見直しを検討すべきである。

そもそも、交付要綱で状況報告を求めている趣旨は、工事の進捗状況を確認し、そのことを記録に残すことにあると考える。その趣旨に照らせば、進捗状況の確認という面では、契約が締結できたのかどうかという点と、予定の期間内に工事が完

了する見込みなのかどうかという点が特に重要であり、一般的なスケジュールであれば、7月頃に契約の確認、工事終了予定の2か月くらい前か、1月頃に繰越の必要があるかどうかの確認、年度をまたぐ工事の場合は年度末の状況確認など、ポイントとなる時期を決めて、直接、市町の担当者に電話やメールで確認をとれば足りると思われる。また、県所管課内での記録・業務管理という面では、「進捗確認メモ」を整備計画ごとに作成し、年度末に印刷し、工事別の簿冊にファイルすれば良いと思われる。

上記の「進捗確認メモ」については、次のような内容を提案したい。

- ア 一つのエクセルファイルで、整備計画ごとの「進捗確認メモ」シートを作成し、これを所管課内で共有して、上長が確認漏れの有無や全体の進捗状況をモニタリングする。
- イ 整備計画ごとの「進捗確認メモ」には、事業進捗状況調書（様式第6号）の記載項目の他に、県と市町の担当者を明記する。
- ウ 契約、工事終了予定、繰越、年度末などのポイントとなる時期ごとに、確認予定時期と実際の確認日、確認した内容を記載する枠を設ける。

B-03 おもてなし推進事業費

1 事業概要

(1) 概要

所管課	スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光振興課・観光政策課			
根拠法令等	誘客推進事業費補助金交付要綱、誘客推進事業費補助金（静岡県観光案内運営事業）取扱要領 旅行業法、旅行業法施行規則、旅行業法施行令 通訳案内士法、通訳案内士法施行規則			
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の観光情報及び資料の収集、旅行者・一般客に対する情報提供等の観光案内 ・経営研修、おもてなし研修、宿泊者安全対策研修等 ・旅行者等を対象にした旅行業法に係る研修 ・通訳案内士の登録証発行事務 ・県民の日、富士山の日イベント(観光ボランティアガイド) ・ふじのくに子ども観光大使認定講座の実施 			
	事業メニューの概要は、下記参照（※）			
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の観光情報及び資料の収集、旅行者・一般客に対する情報提供等の観光案内 ・サービス・ホスピタリティの向上や経営意識の啓発を図る ・おもてなしの心があふれる観光基盤づくりに向け、受入態勢の整備を行う 			
事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の魅力を県外に発信するため ・観光客の価値観やニーズに即応した、きめ細やかな受入態勢の整備を図るため ・本県観光への受入体制を維持・強化するため、おもてなしの心があふれる観光基盤づくりを継続するとともに、観光に携わる人材のウィズコロナ・アフターコロナ時代に必要となる相応のスキルやノウハウを身につけることができるよう継続して支援等を実施 			
事業目標	何を	—		
	いつまでに	—		
	どのような状態にしたいか	<ul style="list-style-type: none"> ・観光情報の提供による本県への来訪 ・高いサービス・ホスピタリティの実現による満足度向上 		
事業期間	開始	平成 29 年度	終了予定	—

新ビジョン における 位置付け	政策	12 世界の人々との交流の拡大
	政策の柱	1 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大
	施策	(2) 将来にわたる経済発展に向けて来訪者の受入体制の強化
事業対象	県観光協会、県ホテル旅館生活衛生同業組合、観光関係者等	
実施方法	補助金、業務委託、直接実施、負担金	
実施主体	県、NPO法人子ども未来	

※ 当事業の事業メニュー

所管課	事業メニュー	内容
観光 振興課	(A) 観光案内運営事業	・観光案内所の運営
	(B) 宿泊産業振興事業	・おもてなし向上、生産性の向上等を目的とした各種研修開催等
観光 政策課	(C) 旅行業法適正化指導事業	・県内の旅行業者等を対象とした旅行業法適正化の指導等
	(D) 通訳案内士育成事業	・通訳案内士登録証の発行等 ・全国通訳案内士や地域通訳案内士を対象とした研修会の実施
	(E) 観光ボランティアガイド 地域活動事業	・県民の日、富士山の日等における観光ボランティアの取組への支援
	(F) 子ども観光大使	・子ども観光大使に対する講座の実施 ・観光PR等の活躍の場の提供

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
最終予算額 (b)	61,840	29,517	22,600
決算額 (c)	58,452	28,068	21,799
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))	5.5%	4.9%	3.5%
予実乖離率が±20%超の場合の主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和4年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	観光振興課		観光政策課				合計
	メニュー(A)	メニュー(B)	メニュー(C)	メニュー(D)	メニュー(E)	メニュー(F)	
一般財源	7,856	12,899	220	13	635	174	21,799
合計	7,856	12,899	220	13	635	174	21,799

② 支出

(単位：千円)

節項目	観光振興課		観光政策課				合計
	メニュー(A)	メニュー(B)	メニュー(C)	メニュー(D)	メニュー(E)	メニュー(F)	
負担金等(※1)	7,856	—	—	—	—	46	7,902
需用費	—	—	—	4	—	57	61
委託料	—	12,899	220	—	635	—	13,755
役務費	—	—	—	9	—	—	9
使用料等(※2)	—	—	—	—	—	11	11
報償費	—	—	—	—	—	60	60
計	7,856	12,899	220	13	635	174	21,799

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金

※2 使用料等＝使用料及び手数料

(4) 請負や委託等の契約 <令和4年度>

(単位：千円)

所管課	事業メニュー	相手先	金額	内容
観光振興課	(B)	静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合	12,899	宿泊産業振興事業委託
観光政策課	(C)	(一社)静岡県旅行業協会	220	旅行業振興業務委託
	(E)	静岡県東部地区観光ボランティアガイド連絡協議会	160	富士山の日イベント実施委託
	(E)	静岡県西部地区観光ボランティアガイド連絡協議会	140	富士山の日イベント実施委託
	(E)	静岡県西部地区観光ボランティアガイド連絡協議会	119	県民の日イベント実施委託
	(E)	静岡県東部地区観光ボランティアガイド連絡協議会	115	県民の日イベント実施委託
	(E)	その他	99	県民の日及び富士山の日イベント実施委託
委託料 計			13,755	

(5) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の成果指標

区分	指標	目標値
新計画 (新規)	本県旅行に対する総合満足度	95%
	観光客に来てほしいと考える県民の割合	50%
	旅行者のリピート率	75%
旧計画 (廃止)	本県の旅行に大変満足した旅行者の割合	50%

② 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の活動指標

区分	指標	目標値
新計画 (継続)	観光人材育成研修会参加者数	累計 20,000 人
旧計画 (廃止)	「静岡県にぜひもう一度訪れたい」旅行者の割合	70%
	地域の魅力を紹介できる人の割合	90%

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査結果

(1) 確認した状況

① 支出額の計上について

当事業の令和4年度の支出は、上記1(3)②のとおり、負担金等と委託料が主であり、その他の費目はいずれも少額である。

負担金等については、下記2(1)②で、委託料については下記2(1)③で、それぞれ契約や交付手続等の検証と併せて、支出額の計上についても検証を行ったが、支出額の計上に関する問題点は検出されなかった。

② 補助金等の支給について

令和4年度の負担金等の内訳は、次のとおり。

(単位:千円)

所管課	事業 メニュー	相手先	金額	内容
観光 振興課	(A)	県観光協会	7,000	補助金／観光案内所の運営
	(A)	中部国際空港観光案内実施協議会	856	負担金／観光案内所の共同運営

観光 政策課	(F)	NPO法人子ども未来	46	開講講座におけるはがき送付料
負担金 計			7,902	

今回の監査では、上表の3件のうち、金額的な重要性を考慮して観光振興課所管の2件を交付手続等の確認対象に選定した。

このうち、県観光協会に対する補助金については、静岡駅前のビル内にある観光案内所の運営に関する補助金だが、県観光協会に対する補助金は「誘客推進事業費助成」(B-21) でまとめて交付手続が行われているため、当該事業で併せて補助金の交付申請手続や実績報告書等確認手続を検討した。

中部国際空港観光案内実施協議会に対する負担金は、中部国際空港内に設置されている観光案内所の運営資金の支出であるが、協議会の構成員である東海4県・福井県・名古屋市及び各地観光協会が、令和4年度事業計画を策定し、そこで承認決定された負担金額が、支出額と一致していることを確認した。

③ 請負や委託などの契約について

委託料の内訳は、上記1(4)に記載のとおりであるが、今回の監査では全契約について、委託者の募集・選定、委託業務の完了検査、委託料の支出といった一連の手続について検証した。

委託者の選定は、全ての委託契約がその業務内容から、他の業者に代替できないという理由で単独随意契約としているが、その判断についても合理性が認められると判断した。

④ 事業の管理について

ア 事業メニュー(B) (宿泊産業振興事業の研修)

当事業メニューの主な内容は、旅館やホテルなどの事業者のおもてなし向上、生産性の向上等を目的とした研修等の開催であるが、上記1(4)の委託料の表にある静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合(以下、「旅館組合」という。)に一括して委託している。所管課は、旅館組合を県内のホテル、旅館等施設に広くネットワークを持つ、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき設立された全県的な団体と評価して委託先としている。

研修内容は、ホテル旅館運営のために生産性の向上や誘客推進、外国人観光客への対応等幅広い分野を網羅し、充実しているという印象を受けた。また、県内全地域に偏りないように開催されているという工夫も感じられた。開催数は年間合計37回であった。

一方で、研修には旅館組合の組合員以外の団体も参加できることとなっており周知も行っているものの、組合員以外の参加が多いとは言えない。県内のホテル、旅館等施設数が4,139施設(旅館・ホテル2,760、簡易宿所1,363、

下宿 16) (令和 4 年 3 月 31 日現在) であるところ、旅館組合の組合員数は 645 会員 (令和 5 年 6 月 19 日現在) となっている。会員として登録されるのは法人単位であり、一つの法人が複数の施設を運営しているケースがあるので、上記の施設数と会員数を単純に比較することはできないが、旅館組合が県内のホテルや旅館等施設を網羅できているわけではない。

令和 4 年度の研修参加者の状況は、旅館組合から 1 回の研修ごとの参加者リストが報告されているが、全体の研修参加状況が把握できるような管理表は作成されていない。今回の監査で、監査人が集計リストを作成し、次のような状況を確認した。

- ・ 研修参加者延べ人数は 657 人であるのに対し、参加団体は 148 施設。
- ・ 1 回当たりの研修の参加施設数は平均 11.1 施設で、半数以上の研修は参加施設が 10 施設以下。
- ・ 研修参加施設のうち、旅館組合のホームページに掲載されていなかった非組合員と思われる宿泊施設は 5 施設。

イ 事業メニュー(C) (旅行業法適正化指導事業)

当事業メニューは、旅行業法に係る研修及び旅行業法に基づく旅行者等への立入検査を年に 10~20 件程度行っている。令和 3 年度はコロナウイルス感染懸念により立入検査を実施しなかったため、令和 4 年度に令和 3 年度分を実施した結果、37 件の立入検査が実施された。なお、支出は研修に関するものだけで、立入検査に関しては支出が発生していない。

ウ 事業メニュー(D) (通訳案内士育成事業)

当事業メニューは、観光庁が所管する国家資格である通訳案内士の登録事務手続と研修を行っている。令和 4 年度はコロナウイルス感染懸念のため研修が行われず、登録事務手続のみであったため支出額は僅少となっている。

⑤ 関連施設について 該当なし

(2) 指摘

なし

(3) 意見

① 事業メニュー(B) (宿泊産業振興事業の研修) について

上記 2 (1) ④に記載したように、当事業メニューでは、旅館やホテルなどの事業者のおもてなし向上、生産性の向上等を目的とした研修等の開催を旅館組合に一括して委託しているが、令和 4 年度の実績を見る限り、研修に参加している施設は

旅館組合の会員に偏っていて、参加施設数も少ない。

所管課に対して、非組合員を含め、できるだけ多くの施設が参加できるよう、具体的な方法として、次のような取組を提案したい。

- ・ 旅館組合の非会員に対しては、県又は県観光協会等が保有する施設リストを元に所管課が研修の案内を送付する。
- ・ これまでは対面研修のみが行われていたが、対面研修とオンライン研修を合わせたハイブリッド型の研修を実施する。
- ・ 今回の監査で監査人が作成したような全体の研修参加状況が把握できるような管理表を作成し、参加施設の状況を所管課がモニタリングし、反省点を次回以降の研修の運営に生かすような管理を行う。

B-04 グリーン・ツーリズム推進事業費

1 事業の概要

(1) 概要

所管課	スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課			
根拠法令等	農山漁村滞在型余暇休暇活動のための基盤整備の促進に関する法律			
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁家民宿（※1）の開業支援及び開業者に対する運営支援 ・農泊地域の創出を目指す団体などにアドバイザーを派遣 ・農泊地域づくり研修会の開催 ・農泊地域の情報発信 ・農泊ネットワーク組織設立 			
事業目的	都市と農山漁村の交流を促進するため、農山漁村地域における滞在型グリーン・ツーリズム（※2）の受入体制の構築を支援する			
事業の必要性	日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しむ「農泊」での滞在時間を増やすことは、農業者の所得向上につながる			
事業目標	何を	農林漁家民宿延べ宿泊者数		
	いつまでに	令和7年度		
	どのような状態にしたいか	5,000人		
事業期間	開始	平成22年度	終了予定	—
	新ビジョンにおける位置付け	政策	12 世界の人々との交流の拡大	
		政策の柱	1 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大	
		施策	(1)しずおかの魅力で幸せと感動を呼ぶ観光サービスの創出	
事業対象	観光事業者、農業者			
実施方法	直接実施、業務委託			
実施主体	県			
連携部署	各農林事務所、各保健所			

※1 農林漁家民宿とは、グリーン・ツーリズムの拠点として、農業・林業・漁業体験や自然体験などを農林漁村にある様々な地域資源を活用しながら宿泊者に提供する民宿のことをいう。静岡県では、農林事務所への登録が必要であり、令和5年7月時点で、県内には51の農林漁家民宿がある。

※2 グリーン・ツーリズムとは、緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のことをいう。

※3 当事業の事業メニュー

事業メニュー	内容
(A) 滞在型グリーン・ツーリズム体制構築推進事業	・農林漁家民宿開業・運営支援 ・地域連携体制構築支援
(B) 体験型教育旅行誘致促進事業	・誘致活動の促進 ・安全管理に関する意識啓発
(C) 農泊地域創出事業	・農泊地域づくりの支援 ・農泊の情報発信

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
最終予算額 (b)	5,200	5,200	3,378
決算額 (c)	3,636	2,278	2,772
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))	30.0%	56.2%	17.9%
予実乖離率が±20%超の場合の主な要因			
令和2年度	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を一部実施できなかったことによる。		
令和3年度	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業をオンラインで実施したことによる。		

(3) 事業費決算額の内訳 <令和4年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	755	事業メニュー(A)・(B)
国庫	2,017	農山漁村振興交付金/事業メニュー(C)
合計	2,772	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
需用費	93	消耗品、印刷費
委託料	2,181	農泊ブログ作成委託、研修会実施 等
旅費	115	普通旅費、その他旅費
役務費	176	通信費
使用料等(※1)	1	有料道路使用料
報償費	203	アドバイザー報償
合計	2,772	

※1 使用料等＝使用料及び手数料

※2 事業メニュー別の内訳

(単位：千円)

節項目	メニュー (A)	メニュー (B)	メニュー (C)	合計
需用費	93	—	—	93
委託料	—	329	1,852	2,181
旅費	110	—	4	115
役務費	176	—	—	176
使用料等	1	—	—	1
報償費	43	—	159	203
合計	426	329	2,017	2,772

(4) 請負や委託等の契約 <令和4年度>

(単位：千円)

相手先	金額	内容
(株)しずおかオンライン	1,449	静岡県農泊地域紹介ブログ作成
(株)農協観光静岡支店	403	ふじのくに農泊先進地視察研修会の実施
(株)しずおかオンライン	329	ふじのくに体験型教育旅行びびっと＋サーバー保守管理等
委託料 計	2,181	

(5) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の成果指標

区分	指標	目標値
新計画 (新規)	本県旅行に対する総合満足度	95%
新計画 (継続)	宿泊客数	2,200 万人泊
	外国人宿泊客数	300 万人泊
	観光交流客数	1 億 7,000 万人

② 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の活動指標

区分	指標	目標値
新計画 (継続)	観光人材育成研修会参加者数	累計 20,000 人
	農林漁家民宿宿泊数	5,000 人
	旅行中のレジャー活動に占める体験型観光の割合	40%

③ 当事業固有の成果指標

指標	静岡県農林漁家民宿延べ宿泊者数		
年度	令和3年度	令和4年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	—	3,100 人	5,000 人
実績値	1,754 人	2,991 人	

④ 当事業固有の活動指標

指標	農泊関係者育成（研修会等の延べ参加者数）		
年度	令和3年度	令和4年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	—	400 人	400 人
実績値	351 人	175 人	

2 監査結果

(1) 確認した状況

① 支出額の計上について

当事業の令和4年度の支出は、上記1(3)②のとおり、体験型教育旅行誘致促進事業(事業メニュー(B))と農泊地域創出事業(事業メニュー(C))の委託料の割合が全体事業費の8割程度を占めている。委託料については、下記2(1)③で契約や支出額の計上について検証を行ったが、問題点は検出されなかった。

② 補助金等の支給について 該当なし

③ 請負や委託などの契約について

当事業における委託料の内訳は、上記1(4)のとおりである。業者の選定手続から支出までの一連の手続を監査した結果、問題点は検出されなかった。

④ 事業の管理について 特記事項なし

⑤ 関連施設について 該当なし

(2) 指摘

なし

(3) 意見

① WEBサイトの管理運営について

上記1(4)に記載のとおり、「ふじのくに体験型教育旅行びびっと+サーバー保守管理等」として㈱しずおかオンラインに329千円を支出している。

このWEBサイトは県内における子ども向けの体験型教育旅行を促進するため、2012年から公開されている。サイト内では静岡県のエリア別の特徴が紹介され、体験プログラムやジャンル別の事例を検索することができるようになっている。

しかし、サイトのトップページのお知らせ情報が2019年以降から更新されておらず、その他の情報も更新日時が古いものばかりであり、全体的に新鮮さに欠ける印象を受ける。サイト内では県内の体験プログラムが153件紹介されているが、長年にわたり更新がされていないのであれば、現状と乖離が生じていることが考えられる。

一方、㈱しずおかオンラインに支払ったサーバー保守管理等329千円の見積書の内訳にはホームページ更新料として33千円が含まれている。しかし、実績報告書には更新事項がなかった為、実施しなかったとの記載がある。

なお、見積書にはホームページ更新のため6時間を想定していると記載されており、更新実績が全くなかったにもかかわらず上記33千円が最終的に㈱しずおかオンラインに支払われている。

WEBサイトを閲覧する限りでは、更新すべき事項は少なからず存在すると思われる。WEBサイトの管理運用には継続的なコストが生じることから、サイトの運用を継続するのであれば、そのコストに見合った情報の発信ができるよう、定期的な情報の更新や発信を行っていただきたい。

B-05 プラサヴェルデ管理運営事業費

1 事業概要

(1) 概要

所管課	スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課			
根拠法令等	コンベンションぬまづの設置及び管理に関する条例 コンベンションぬまづの設置及び管理に関する条例施行規則			
主な事業内容	コンベンションぬまづの管理運営			
事業目的	県内最大級の会議場施設「コンベンションぬまづ」(プラサヴェルデ会議場施設)の管理運営をすることで、交流促進や地域経済活性化を図る			
事業の必要性	指定管理制度を導入し、県の会議場施設と沼津市の展示イベント施設(キラメッセぬまづ)を一体管理することで、県東部地域の経済の活性化や賑わいの創出に寄与する			
事業目標	何を	年間来場者数		
	いつまでに	—		
	どのような状態にしたいか	毎年度75万人(県市合わせて)		
事業期間	開始	平成25年度	終了予定	—
	新ビジョンにおける位置付け	政策	12 世界の人々との交流の拡大	
		政策の柱	1 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大	
		施策	(2)将来にわたる経済発展に向けて来訪者の受入体制の強化	
事業対象	事業者、一般県民等			
実施方法	指定管理			
実施主体	県、沼津市(沼津市観光戦略課:キラメッセぬまづと一体管理)、指定管理者、民間施設			

※ プラサヴェルデは、県の会議場施設である「コンベンションぬまづ」(以下、「当施設」という。)と、沼津市の多目的展示イベント施設「キラメッセぬまづ」が融合した県と市の総合施設である。

当施設とキラメッセぬまづは、同じ指定管理者に管理業務を委託しており、県と沼津市が協調して、指定管理者の選定及び評価を行っている。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
最終予算額 (b)	89,526	63,866	67,018
決算額 (c)	87,662	62,189	66,145
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)	2.1%	2.6%	1.3%
予実乖離率が±20%超の場合の主な要因			該当なし

※ 令和2年度の最終予算額・決算額が大きい理由

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大等によって、予算設定している指定管理料以外に、追加コストが発生しており、県の休館要請により予約時に受け取っていた会議室利用料の返還や利用減による収入補填があったため。

(3) 事業費決算額の内訳 <令和4年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	58,747	
国庫	6,935	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (※)
その他	463	庁舎等使用料 (携帯電話基地局設置)
合計	66,145	

※ 指定管理者がいる県有施設について、物価高騰による光熱費の増加分の補填をした。金額は、一定の計算ルールに従って算出している。

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
負担金等 (※1)	20	評価懇話会負担金
需用費	646	消耗品、印刷費
委託料	65,383	指定管理料 (※2)
旅費	29	普通旅費
役務費	65	通信費
合計	66,145	

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金

※2 指定管理者との契約金額の 58,448 千円＋光熱費の増加分の補填 (上記①財源の※) の 6,935 千円＝65,383 千円

(4) 請負や委託等の契約 <令和4年度>

(単位:千円)

相手先	金額	内容
プラサヴェルデ運営共同事業体	65,383	当施設の管理運営
委託料 計	65,383	

(5) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の成果指標

区分	指標	目標値
新計画 (継続)	県内旅行消費額	8,000 億円
	宿泊客数	2,200 万人泊
	外国人宿泊客数	300 万人泊
	観光交流客数	1 億 7,000 万人

② 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の活動指標 なし

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査結果

(1) 確認した状況

① 支出額の計上について

当事業の令和4年度の支出は、上記1(3)②のとおり、委託料が多くを占めている。委託料については下記2(1)③で、契約や交付手続等の検証と併せて、支出額の計上についても検証を行ったが、支出額の計上に関する問題点は検出されなかった。

② 補助金等の支給について 該当なし

③ 請負や委託などの契約について

令和4年度の委託契約は1件のみで、平成30年度に選定された指定管理者との契約である。今回の監査では、委託業務の完了検査や委託料の支出といった一連の手続について検証した。

④ 事業の管理について

ア 指定管理者の選定・評価

当施設は、上記1(1)表下に記載のとおり、沼津市のキラメッセぬまづと同じ指定管理者に管理業務を委託しており、県と沼津市が協調して、評価懇話会を設置し、指定管理者の選定や評価を行っている。

令和4年度は、令和4年12月6日に、通常の年度評価を実施している。

イ 稼働率の試算

当施設（とキラメッセぬまづ）では、貸会議場・貸会議室の稼働率を部屋別に計算しているが、日単位の稼働率で計算されている。日単位の稼働率は、使用可能な時間のうち、実際にどれだけ使用されたのかではなく、1日単位で使用されたかどうか、つまり、1時間でも使用された日は稼働率が100%とカウントされるような計算が行われている。この稼働率の計算は、県（と沼津市）が指定管理者に指示している方法であるが、当施設のような貸会議場・貸会議室の稼働率は、日単位の稼働率の他に、貸出時間のコマ単位の稼働率も計算するのが一般的である。

当施設の貸出時間は、9時から12時まで（午前）、13時から17時まで（午後）、18時から22時（夜間）の3コマが標準で、指定管理者は、コマを基本に貸出予約の管理をしているので、指定管理者にとっては、コマ単位の稼働率の方が実態に合っているように思える。

一方、日単位の稼働率は、1時間でも使用された日は稼働率が100%とカウントされるため、実際の稼働状況よりも過大評価になる。また、例えば、夜間の稼働率などがどの程度あるのか、ということは基礎データから概要を把握できるものの、定量的に集計・把握されていない。県が県有施設のアセットマネジメントの観点から、対象施設の活用状況を適切に評価するには、コマ単位の稼働率か、後述する時間単位の稼働率で評価するのが望ましいと考える。

今回の監査では、当施設の視察を行った際に、指定管理者が集計している稼働率の基礎データ（日別、部屋別の、開始時間と終了時間）を確認するとともに、令和4年度分の基礎データを入手した。下表は、入手した令和4年度の稼働率の基礎データを基に監査人が試算した、㊦部屋種類別・月別の時間稼働率の比較（日単位稼働率と時間単位稼働率との比較）と、㊧部屋種類別・時間帯別の年間稼働率である。日単位稼働率が時間単位稼働率に比べて2～3割過大に計算されていることや夜間の稼働率が3割程度しかないことが確認できる。

㊦ 令和4年度の月別・部屋種類別の稼働率の比較

	左側：日単位稼働率、右側：時間単位稼働率									
	会議室 5室		小会議室 7室		ホールA		ホールB		施設計	
4月	60.0%	45.1%	72.4%	47.1%	30.0%	28.8%	60.0%	63.0%	64.0%	46.0%
5月	66.2%	46.7%	69.0%	47.3%	48.3%	37.9%	37.9%	27.0%	64.3%	39.7%
6月	79.3%	61.2%	82.8%	55.2%	69.0%	56.2%	62.1%	52.0%	79.1%	56.2%
7月	85.3%	68.5%	80.5%	53.3%	66.7%	53.6%	56.7%	37.3%	79.5%	53.2%
8月	69.0%	54.5%	69.5%	47.5%	51.7%	42.0%	65.5%	64.7%	67.7%	52.2%
9月	81.4%	61.5%	77.0%	50.0%	57.1%	35.7%	50.0%	39.3%	75.3%	46.6%
10月	77.4%	58.2%	71.9%	47.8%	77.4%	61.6%	58.1%	41.1%	73.3%	52.2%
11月	95.2%	74.5%	81.3%	58.0%	62.1%	49.3%	72.4%	63.0%	84.2%	61.2%
12月	77.8%	63.5%	81.5%	55.9%	63.0%	55.1%	63.0%	54.2%	77.5%	57.2%
1月	69.7%	56.5%	67.5%	49.1%	34.5%	27.7%	51.7%	38.9%	64.8%	43.1%
2月	87.9%	63.1%	81.6%	54.7%	60.7%	43.7%	78.6%	64.0%	82.1%	56.4%
3月	66.9%	49.6%	72.4%	44.2%	65.5%	46.6%	58.6%	44.0%	69.0%	46.1%
年間計	76.3%	58.5%	75.5%	50.8%	57.2%	44.9%	59.5%	49.0%	73.3%	50.8%

※ 時間単位稼働率は、実際の利用時間を標準貸出時間である 11 時間で除して算出しているが、延長で貸出すこともあり、その場合は 100%を超えることとなる。
また、小会議室はテーブルやイスの数も少なく、利用者の入れ替えがしやすいが、ホールや会議室は使用予定に合わせてテーブルやイスの設置が大きく変わるため、実際の使用時間の前後にテーブルなどの設置・片付けのための使用不能時間がある。現在の基礎データには、使用不能時間が反映されていないため、機械的に時間単位稼働率を算出すると実態より低めに稼働率が算出されることとなる。

㊧ 令和4年度の部屋種類別・時間帯別の年間稼働率

コマ	時間帯	会議室 5室	小会議室 7室	ホールA	ホールB	施設計
	8:00 ~ 9:00	15.8%	8.7%	15.5%	15.5%	11.4%
午前	9:00 ~ 10:00	51.4%	43.8%	35.9%	43.1%	44.8%
	10:00 ~ 11:00	51.4%	43.8%	35.9%	43.1%	44.8%
	11:00 ~ 12:00	51.4%	43.8%	35.9%	43.1%	44.8%
	12:00 ~ 13:00	55.2%	45.5%	36.6%	48.6%	47.1%
午後	13:00 ~ 14:00	67.4%	56.1%	42.1%	54.3%	57.4%
	14:00 ~ 15:00	65.4%	54.5%	40.9%	53.4%	55.8%
	15:00 ~ 16:00	65.4%	54.5%	40.9%	53.4%	55.8%
	16:00 ~ 17:00	65.4%	54.5%	40.9%	53.4%	55.8%
	17:00 ~ 18:00	69.1%	58.2%	41.5%	55.2%	59.0%

コマ	時間帯	会議室 5室	小会議室 7室	ホールA	ホールB	施設計
夜間	18:00 ～ 19:00	38.3%	38.3%	38.4%	29.3%	37.9%
	19:00 ～ 20:00	33.5%	34.9%	34.8%	25.6%	34.1%
	20:00 ～ 21:00	33.5%	34.9%	34.8%	25.6%	34.1%
	21:00 ～ 22:00	33.5%	34.9%	34.8%	25.6%	34.1%
	22:00 ～ 23:00	33.5%	34.9%	34.8%	25.6%	34.1%

⑤ 関連施設（コンベンションぬまづ）について

上記1（1）表下の注記のとおり、プラサヴェルデは、県の会議場施設である当施設と、沼津市のキラメッセぬまづが融合した県と市の総合施設であり、同じ指定管理者に管理業務を委託している。今回の監査では、当施設の視察を行い、以下の状況を確認した。

ア 県財産の管理

- ・ 建物等設備については、破損や老朽化等の問題事項は検出されなかった。
- ・ 備品等については、指定管理者が自己点検（現物確認）を行い、その結果を県に報告しているほか、県も別途、抽出検査を実施している。
- ・ 視察時に備品等の保管状況を確認したが、問題事項は検出されなかった。

イ 利用者数の集計

- ・ 利用者数は、指定管理者の専用ソフトウェアで集計されている。イベントや会議の主催者からの予約申請データから利用予定者数をソフトウェアに取り込んだ上で、利用後のアンケートの回答から利用者数の実績値に置き換えている。
- ・ 上記のとおり、利用者数はイベントや会議の主催者からの報告データが基礎になっている。主催者からの報告データには、不明な点も散見されるので、指定管理者は、主催者に確認し、適宜、補正を加えている。

ウ 稼働状況の集計

- ・ 稼働率の基礎データは、上記①の利用者数と同様、イベントや会議の主催者からの予約申請データから利用予定時間を指定管理者の専用ソフトウェアに取り込んだものが基礎になっている。
- ・ ソフトウェア上の稼働率の管理画面には、日別、部屋別、コマ別に稼働状況（＝空き状況）が示されるようになっている。
- ・ 稼働率の計算は、上記の基礎データから、1か月単位で、日別、部屋別に、開始時間と終了時間を集計した CSV データファイルを基に作成されている。
- ・ 視察後、令和4年度の CSV データファイルを入手し、このデータを部屋別の使用時間を集計し、1か月の使用可能時間で除した時間単位の稼働率の試算を行ってみたが、それほど手間がかかる作業ではなかった。

エ 防災対応

- ・ 当施設は災害発生時の一時避難所に指定されており、沼津市のキラメッセぬまづは沼津市の防災用品の保管拠点となっている。いずれも、県、沼津市の危機管理の部門が所管しているが、指定管理者の業務には、防災用品の保管も含まれている。

(2) 指摘

なし

(3) 意見

① 評価懇話会の開催時期について

上記2(1)④アに記載している令和4年度の評価懇話会は、12月6日に実施された。当会議は、指定管理者の管理業務を評価し、見直すべき点があれば、次年度以降の業務に反映させることが目的であるが、翌年度に8か月以上も経過してから改善事項を検出しても、有効な改善措置は期待できない。

会議の開催が遅くなった理由については、所管課から沼津市が会議の事務局をしていて、日程調整が困難であった、という説明を受けたが、コロナ禍だったとは言え、もっと早い時期に開催すべきであった。所管課は沼津市とともに、今後の会議日程を早めにセッティングするように改善する必要がある。

② 稼働率の計算方法の見直しについて

上記2(1)④イに記載している稼働率の基礎データからの監査人の試算によって、次のような点が確認された。

- ・ 稼働率の基礎データから、時間単位稼働率は容易に集計でき、機械的に計算すると、日単位稼働率が時間単位稼働率に比べて2～3割過大に計算されていることや夜間の稼働率が3割程度しかないことが確認できる。
- ・ 現在の稼働率の基礎データでは、テーブルやイスの設置・片付けのための使用不能時間が集計できていないため、機械的に時間単位稼働率を計算すると、使用不能時間が発生しない小会議室は実態に近いデータになるが、使用不能時間が発生する会議室やホールは時間単位稼働率が実態より低めに計算される。

当事業は、貸会議場・会議室の運営管理である以上、成果指標として施設の稼働率の目標値を明確に設定し、これを厳格に事後評価する一方、稼働率の向上につながるような取組を検討していくような管理をすべきである。

そのためには、まず稼働率の実態を正しく把握することが必要であるが、今回の監査で試算により確認された事項を参考に、部屋種類の使用実態に合わせた稼働実態の把握方法や基礎データの集計方法を見直すことを提案したい。

B-06 伊豆半島ユネスコグローバルジオパーク推進事業費

1 事業概要

(1) 概要

所管課	スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課			
根拠法令等	伊豆半島ユネスコグローバルジオパーク推進事業費補助金交付要綱			
主な事業内容	下記3項目に対する、(一社)美しい伊豆創造センターへの支援 ①学術に関する調査及び研究その他のジオパークに関する高度な専門知識を必要とする事業 ②ユネスコの再認定対応に必要な事業 ③ジオパークの教育・普及に必要な事業			
事業目的	伊豆半島ユネスコ世界ジオパークの価値をより一層高めるため			
事業の必要性	世界に認められた伊豆半島ユネスコ世界ジオパークの価値をより一層高めるためには、さらなる研究やユネスコから示された指摘事項等の改善が必要であると考えられるため			
事業目標	何を	①学術に関する調査及び研究その他のジオパークに関する高度な専門知識を必要とする事業 ②ユネスコの再認定対応に必要な事業 ③ジオパークの教育・普及に必要な事業		
	いつまでに	次回の再認定審査時(次回は2025年予定)		
	どのような状態にしたいか	伊豆半島ユネスコ世界ジオパークの価値をより一層高めるため、調査研究や教育活動の水準を引き上げ、ユネスコからの指摘事項をクリアし、再認定を受けること		
事業期間	開始	平成28年度	終了予定	—
新ビジョンにおける位置付け	政策	12 世界の人々との交流の拡大		
	政策の柱	1 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大		
	施策	(1)しずおかの魅力で幸せと感動を呼ぶ観光サービスの創出		
事業対象	(一社)美しい伊豆創造センター			
実施方法	補助金			
実施主体	県、(一社)美しい伊豆創造センター			

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
最終予算額 (b)	12,100	8,420	12,100
決算額 (c)	10,847	8,415	11,545
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))	10.4%	0.0%	4.6%
予実乖離率が±20%超の場合の主な要因			該当なし

※ 令和3年度の最終予算額・決算額が小さい理由

令和3年度にユネスコの再認定が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、現地審査が延期されたため、その対応費用が不要になった。

(3) 事業費決算額の内訳 <令和4年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	11,545	
合計	11,545	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
負担金等(※)	11,454	伊豆半島ユネスコグローバルジオパーク推進事業費補助金 ((一社)美しい伊豆創造センター)
旅費	90	普通旅費
合計	11,545	

※ 負担金等＝負担金、補助及び交付金

(4) 請負や委託等の契約 <令和4年度> 該当なし

(5) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の成果指標

区分	指標	目標値
新計画 (新規)	地域への誇り、愛着を持つ県民の割合	90%

② 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の活動指標

区分	指標	目標値
新計画 (継続)	観光人材育成研修会参加者数	累計 20,000 人
旧計画 (廃止)	伊豆半島ジオパークのジオツアー参加者数	10,000 人

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査結果

(1) 確認した状況

① 支出額の計上について

当事業の令和4年度の支出は、上記1(3)②のとおり、ほぼ(一社)美しい伊豆創造センター(以下、「創造センター」という。)に対する補助金だけとなっている。

補助金については、下記2(1)②で、申請や交付手続等の検証と併せて、支出額の計上についても検証を行ったが、支出額の計上に関する問題点は検出されなかった。

② 補助金等の支給について

当事業では、創造センターに対して補助金を交付しているが、補助対象事業であるジオパーク推進事業の主な対象経費は、研究員の人件費、調査研究費、ユネスコ世界ジオパーク再認定のための改善勧告対応審査経費が主なものである。

交付申請及び交付決定や交付確定等の補助金交付手続は適切に行われていることを確認した。また、補助対象経費については、所管課が、創造センターから提出された事業計画書や実績報告書を精査することで、金額及び内容の確認を行っていることも確認した。

なお、令和4年度の補助金の交付対象経費について、以下の状況を確認した。

㊦研究費の中には研究員が使用するパソコンの購入費用やソフトウェア、ライセンス料なども含まれており、交付確定時にチェックもされている。

㊧パソコン等の購入については、交付確定時に完了検査をし、報告書を作成して決裁をとり、パソコンとソフトウェアやライセンスの紐付けも把握できている。

③ 請負や委託などの契約について 該当なし

④ 事業の管理について

当事業では、伊豆半島を世界に発信することを目的とした、伊豆半島近隣に位置する 15 市町が足並みを揃え、ユネスコの世界ジオパーク継続登録を目指している。創造センターが主体となって活動しているが、県は補助対象経費の報告と共に適時にその活動内容を把握していることを確認した。

⑤ 関連施設について 該当なし

(2) 指摘

なし

(3) 意見

なし

B-07 日本平山頂シンボル施設管理運営事業費

1 事業概要

(1) 概要

所管課	スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課			
根拠法令等	日本平山頂シンボル施設の設置及び管理に関する条例 日本平山頂シンボル施設の設置及び管理に関する条例施行規則			
主な事業内容	日本平山頂シンボル施設の管理運営			
事業目的	日本平山頂シンボル施設の管理運営をすることで、日本平からの快適な眺望や日本平の歴史的及び文化的な価値の提供により、人々の来訪や交流の促進を図る			
事業の必要性	指定管理制度を導入し、日本平山頂シンボル施設の管理運営をすることで、日本平及び静岡市街・清水方面の観光客増に寄与する			
事業目標	何を	年間来館者数		
	いつまでに	—		
	どのような状態にしたいか	毎年度 30 万人		
事業期間	開始	平成 30 年度	終了予定	—
新ビジョンにおける位置付け	政策	12 世界の人々との交流の拡大		
	政策の柱	1 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大		
	施策	(2) 将来にわたる経済発展に向けて来訪者の受入体制の強化		
事業対象	一般県民等			
実施方法	指定管理			
実施主体	県、静岡市、指定管理者等			

※ 日本平山頂にある通称「日本平夢テラス」は、シンボル施設（展望施設）とそれを取り囲む回廊から構成されており、シンボル施設は県が、回廊は静岡市が建設したものである。シンボル施設の概要、開館時間、休館日は、次のとおりである。なお、回廊は常時開放されており、シンボル施設の閉館後や休館日でも利用できる。

施設概要	1 階：展示エリア 2 階：ラウンジ(カフェ) 3 階：展望フロア
開館時間	日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 土曜日 午前 9 時～午後 9 時
休館日	毎月第 2 火曜日（休日の場合は翌平日）、年末（12/26～12/31）
入館料	無料

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
最終予算額 (b)	60,913	50,913	51,502
決算額 (c)	60,197	50,692	51,226
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))	1.2%	0.4%	0.5%
予実乖離率が±20%超の場合の主な要因			該当なし

※ 令和2年度の最終予算額・決算額が大きい理由

令和元年度から駐車場から施設までの坂道でのカート運行の調査や実証実験を継続的に
行っているが、令和3年度から「観光施設整備事業費」(B-02)に移管したため、令和3年
度から決算額が減少している。なお、令和3・4年度については、新型コロナウイルス感染
症拡大の影響により、実施を見送った。

(3) 事業費決算額の内訳 <令和4年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	50,261	
諸収入	208	雑収(光熱水費精算)(※1)
国庫	756	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(※2)
合計	51,226	

※1 指定管理者から光熱水費の戻入金。光熱水費は概算相当額が指定管理料に含められてい
て、電力会社等への支払いは指定管理者が行い、翌年度に実費との差額を精算している。

※2 指定管理者がいる県有施設について、物価高騰による光熱費の増加分の補填をした。
金額は、一定の計算ルールに従って算出している。

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
需用費	102	消耗品、印刷費
委託料	50,969	指定管理料(※1)
旅費	6	普通旅費、その他旅費
役務費	20	通信費
使用料等(※2)	14	タクシー使用料
報償費	111	指定管理者選定委員会・評価委員会委員報償(※3)
合計	51,226	

- ※1 指定管理者との契約金額の 50,212 千円＋光熱費の増加分の補填（上記①財源の※2）の 756 千円＝50,969 千円
- ※2 使用料等＝使用料及び手数料
- ※3 令和4年度は、指定管理の契約期間の第1期の最終年度で、次期の指定管理者の選定を行った。評価委員会は、通常、前年度の単年度を評価するが、令和4年度は、次期の指定管理者の選定のために、平成30年度から令和3年度までの総括的な評価を実施している。

（４）請負や委託等の契約 <令和4年度>

（単位：千円）

相手先	金額	内容
A S C 日本平グループ （代表団体：㈱アクティオ）	50,969	指定管理料
委託料 計	50,969	

（５）成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の成果指標

区分	指標	目標値
新計画 （継続）	観光交流客数	1億7,000万人

② 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の活動指標 なし

③ 当事業固有の成果指標

指標	年間来館者数		
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標値	30万人	30万人	30万人
実績値	33万4,377人	33万992人	44万1,745人

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査結果

（１）確認した状況

① 支出額の計上について

当事業の令和4年度の支出は、上記1（3）②のとおり、ほとんどが指定管理者に対する委託料（指定管理料）である。委託料（指定管理料）については、下記2（1）③で、年度協定の締結手続等の検証と併せて、支出額の計上についても検証を行ったが、支出額の計上に関する問題点は検出されなかった。

② 補助金等の支給について 該当なし

③ 請負や委託などの契約について

当事業では、事業開始時の平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間にわたって A S C 日本平グループを指定管理者として選定し、日本平夢テラスの運営を委託している。今回の監査では、令和 4 年度の年度協定書の締結から指定管理料の支払までの一連の手續について検証を行った。

また、令和 4 年度は光熱費高騰の影響に対する支援として追加の支出を行っているが、当該変更協定書の締結及び支払までの手續についても検証を行った。いずれも、問題点は検出されなかった。

④ 事業の管理について

当事業では、来館者数のカウントを実施することで、指定管理者の事業の成果について管理を行っている。来館者数は、建物入口の上部に設置されたセンサーによる自動カウンター装置によってカウントされ、1 時間ごとの来館者数が集計される。集計結果は、1 週間単位で県担当者にも自動的にメール送信・報告され、これにより、来館者の年間目標人数を設定し、実績と比較することが可能となっている。

また、来館者に対するアンケートは、当該指定管理業務の外部評価委員を務める大学教授のゼミ学生が行っているが、所管課は每期行っているわけではない。所管課としては、紙のアンケートよりも観光アプリ T I P S を使ったスタンプラリーなどで来館者の属性や行動データを収集し、活用する方向に力を入れようとしている。

指定管理者の業務に対する評価は、毎年、外部評価委員会が実施しており、その結果については県ホームページでも公表されている。

⑤ 関連施設（日本平山頂シンボル施設）について

上記 1（1）表下の注記のとおり、日本平山頂シンボル施設（展望施設）は県が建設したものである。このシンボル施設には建物等の設備の他に、県の備品等も設置されており、指定管理者によって管理されている。今回の監査では、現地施設の視察を行い、以下の状況を確認した。

ア 県財産の管理

- ・ 建物等設備については、破損や老朽化等の問題事項は検出されなかった。
- ・ 備品等については、指定管理者が自己点検（現物確認）を行い、その結果を県に報告しているほか、県も別途、抽出検査を実施している。
- ・ 視察時に備品等を抜き取りで確認したが、問題事項は検出されなかった。

イ 来館者数の集計

- ・ 上記 2 (1) ④に記載した来館者数のカウント方法や県に対する報告の状況を確認した。

ウ 防災対応

- ・ 指定管理者が防災用の食糧やヘルメットを若干用意しているが、施設内に置き場スペースがなく、十分な量を備え置くことができない。もともと外の景色を見るために作られたガラス張りの建物で、近くにホテルなどもあるため、災害発生後も長時間ここに留まることは想定されていない。

(2) 指摘

なし

(3) 意見

なし

B-08 駿河湾フェリー利活用促進事業費

1 事業概要

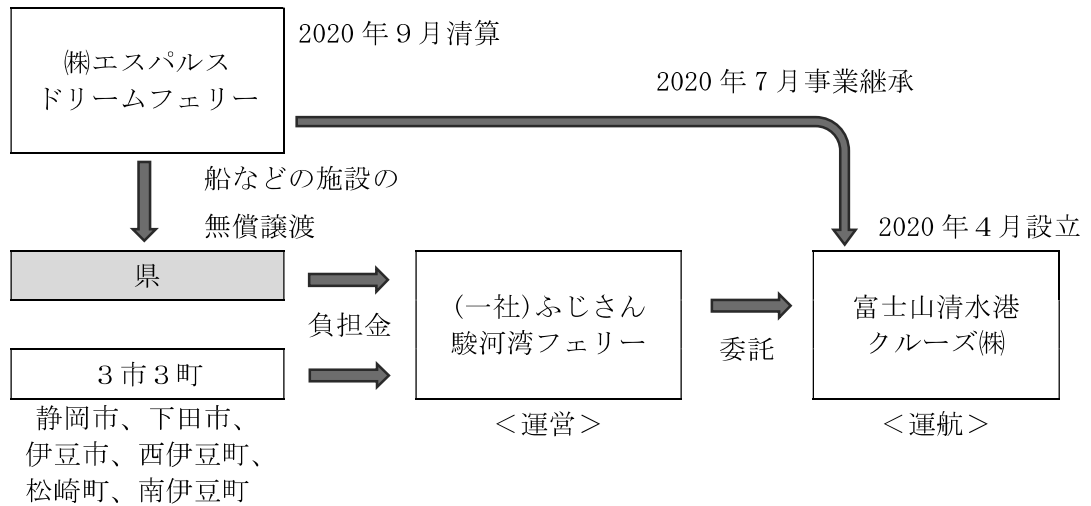
(1) 概要

所管課	スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光振興課			
根拠法令等	—			
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 駿河湾フェリーの船舶所有及び維持管理に係る経費や、営業及び広告宣伝に係る経費を負担 駿河湾フェリーの燃料費の一部と運賃の引下げに必要な経費を負担 環駿河湾観光交流活性化協議会と連携した駿河湾フェリーの利用促進 等 			
事業目的	駿河湾フェリーの利用促進			
事業の必要性	地域に大きな経済効果をもたらす重要な社会資本である駿河湾フェリーの安定的な事業継続			
事業目標	何を	駿河湾フェリー輸送人員		
	いつまでに	令和6年度		
	どのような状態にしたいか	県・3市3町の協定に基づく負担金を含めた収支均衡を目指す（輸送人員18.5万人）		
事業期間	開始	平成30年度	終了予定	—
	新ビジョンにおける位置付け	政策	12 世界の人々との交流の拡大	
		政策の柱	1 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大	
		施策	(1)しずおかの魅力で幸せと感動を呼ぶ観光サービスの創出	
事業対象	(一社)ふじさん駿河湾フェリー（以下、「一社」という） 環駿河湾観光交流活性化協議会（以下、「協議会」という）			
実施方法	負担金、業務委託、工事請負			
実施主体	県、一社、協議会			

※1 駿河湾フェリーの運営の変遷

(株)エスパルスドリームフェリーが2018(平成30)年5月に翌年3月をもって事業撤退すると発表したが、その後、同社が県に船舶等の施設を無償譲渡することとなり、事業が存続することとなった。

2019(令和元)年6月に、県、3市3町（静岡市、下田市、伊豆市、西伊豆町、松崎町、南伊豆町）が設立した一社に運営を移管し、(株)エスパルスドリームフェリーに運航が委託された。なお、現在は、2020(令和2)年4月に設立された富士山清水港クルーズ(株)が、同年7月に(株)エスパルスドリームフェリーから事業継承し、駿河湾フェリーの運航を委託されている。



※2 当事業の事業メニュー

事業メニュー		内容	負担割合	
			県	市町
(A) 利用促進等	(イ) 負担金	協議会の年会費 (県分)	100%	—
	(ロ) 利用促進	サイクリングイベント シャトルバス運行	100%	—
(B) 運営負担	(ハ) 船舶	大規模修繕、 ドック・修繕費負担金	33.3%	66.7%
	(ニ) 営業・広告	営業、広告宣伝 協議会の年会費 (一社分)	100%	—
	(ホ) 拡充分	動力費 (燃料費) 運賃引下げ経費	33.3% 100%	66.7% —
(C) その他		高速救助艇等の更新	100%	—

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
最終予算額 (b)	129,500	183,500	233,700
決算額 (c)	122,811	143,914	231,867
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))	5.2%	21.6%	0.8%
予実乖離率が±20%超の場合の主な要因			該当なし

※ 令和4年度の最終予算額・決算額が大きい理由

運賃引下げ経費負担金の増加 <事業メニュー(B)(ホ)>

工事請負費に計上されている高速救助艇等の更新 <事業メニュー(C)>

(3) 事業費決算額の内訳 <令和4年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明	
一般財源	114,370		
国庫	117,496	102,700	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(補助率10/10) / 事業メニュー(B)(ホ)
		14,796	デジタル田園都市国家構想推進交付金(補助率1/2) / 事業メニュー(A)(ロ)
合計	231,867		

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
負担金等(※)	168,700	船舶所有及び維持管理に係る経費、営業及び広告宣伝、燃料費の一部と運賃の引下げに必要な経費を負担等
需用費	82	フェリーポスター印刷
委託料	37,982	西伊豆地域の二次交通改善を図るためのシャトルバス運行等
旅費	248	職員の出張旅費等
役務費	11	ポスター掲出・撤去等
工事請負費	24,842	高速救助艇及び救助艇揚卸装置更新
合計	231,867	

※ 負担金等＝負担金、補助及び交付金

(4) 請負や委託等の契約 <令和4年度>

委託料

(単位：千円)

相手先	金額	内容
(一社)ふじさん 駿河湾フェリー	29,592	西伊豆地域の二次交通改善を図るための土肥港フェリーターミナルと松崎町間のシャトルバス運行
	3,990	フェリー船上において駿河湾等について学ぶ教育プログラムの構築
	4,400	駿河湾フェリーを活用したサイクルツーリズム促進のためのプロモーション
委託料 計	37,982	

工事請負費

(単位：千円)

相手先	金額	内容
(株)カナサン重工	24,842	高速救助艇及び救助艇揚卸装置更新
工事請負費 計	24,842	

(5) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の成果指標

区分	指標	目標値
新計画 (新規)	本県旅行に対する総合満足度	95%
	旅行者のリピート率	75%
新計画 (継続)	県内旅行消費額	8,000 億円
	宿泊客数	2,200 万人泊
	外国人宿泊客数	300 万人泊
	観光交流客数	1 億 7,000 万人

② 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の活動指標

区分	指標	目標値
新計画 (新規)	本県旅行に関するコンテンツ数	2,400 件

③ 当事業固有の成果指標

指標	駿河湾フェリーの輸送人員		
年度	令和 3 年度	令和 4 年度	最終目標値 (令和 6 年度)
目標値	10.8 万人	14.1 万人	18.5 万人
実績値	8 万人	10.8 万人	

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査結果

(1) 確認した状況

① 支出額の計上について

当事業の支出は、上記 1 (3) ②のとおり、負担金、委託料、工事請負費が大部分を占めている。負担金は下記 2 (1) ②で、委託料と工事請負費は下記 2 (1) ③で交付や契約に関する手続、資料の作成・整備状況を確認する中で支出に関する検証も実施しているが、問題は検出されなかった。

② 補助金等の支給について

上記 1 (3) ②の負担金等は、全て、一社に対する負担金であるが、その内訳は、下表のとおりである。

これらの金額は、年度始めに一社と県及び3市3町との間で締結する駿河湾フェリー事業に係る費用負担等に関する協定書で決定され、下表の令和4年度の実績額は協定書上の金額と一致しており、支給手続などについても問題点は検出されなかった。

(単位：千円)

事業メニュー		内容	金額
(A) 利用促進等	(イ) 負担金	協議会の年会費	4,000
(B) 運営負担	(ハ) 船舶	大規模修繕、 ドック・修繕費負担金	20,000
	(ニ) 営業・広告	営業、広告宣伝 協議会の年会費	42,000
	(ホ) 拡充分	動力費（燃料費） 運賃引下げ経費	102,700
合計			168,700

③ 請負や委託などの契約について

上記1（4）に記載した当年度の委託料と工事請負費の契約に関して、内容を検証した。

委託契約先はいずれも一社であり、業務を履行できる唯一の事業者ということで、単独随意契約を採用している。予算作成から契約の締結、支出、完了報告書の受領といった一連の契約手続を検討した結果、問題点は検出されなかった。

工事請負費は、高速救助艇の更新工事に関するもので、救助艇等は本船舶の仕様に合った特注品となり、納品・取付に当たっては船舶全体の定期検査を見据えて施工する必要があることから、定期ドックを行っている業者との単独随意契約を締結している。契約の締結から完成届出書の受領まで、問題点は検出されなかった。

④ 事業の管理について

駿河湾フェリーの運航事業は、2019(令和元)年3月末をもって民間企業（鈴与グループ）が撤退しようとしたものを県と3市3町で運営会社を設立し、船や関連施設を県が無償譲受する形で引き継がれたものである。また、県と3市3町で設立した運営会社には船舶の運航に関するノウハウや技術がないため、前述の民間企業のグループ会社に運航の委託をしている。

したがって、元々、収益性や事業の継続可能性について懸念がある上に、運営形態・意思決定プロセスが複雑になっており、将来、事業の継続についての検討が行われる可能性が高い。事業継続の検討が行われる契機としては、経営改善戦略の節目と、大規模修繕・船の買換えの時期が考えられるが、現在のところ、大規模修繕・船の買換えの具体的な予定はなく、経営改善戦略の節目が先になると思われる。

令和3年2月に策定された経営改善戦略では、令和6年度までに収支均衡の達成

を目標としている。ただし、この収支均衡は、県と市町からの通常分の負担金102,000千円（このうち、県負担分は、上記2（1）②表のB-hとB-iに該当する）を受け取った上でのものであり、令和5年度までは拡充分の負担金も県と市町から支出する計画になっている。

今回の監査では、令和6年度が近づく中で、運営会社を設立した県と3市3町には、令和6年度までに収支均衡を達成できなかった場合の、将来検討シナリオが用意されているかどうかを8月のヒアリング時から所管課に対して照会していた。これについては、令和5年12月25日の一社の定例理事会において、経営改善戦略改定版(案)が承認され、収支均衡の達成目標年度を令和9年度に延長し、令和8年度までは拡充分の負担金を継続するものに変更されたことを確認した。

⑤ 関連施設（一社）について

駿河湾フェリーは、県が過去に無償で譲り受けた船舶等の財産を一社に無償で貸与して運営されている。今回の監査では、清水港にある一社の事務所の視察を行い、以下の状況を確認した。

ア 県から一社に対する貸与財産の管理状況

- ・ 県は一社に対して、カーフェリー富士の他、岸壁の乗船用台船、船舶用陸電施設などの固定資産と備品、消耗品を貸与している。一社を共同設立した3市3町からの貸与財産はなく、財産管理に混乱はない。
- ・ 固定資産や備品等の財産は、毎年3月に一社が現物確認を行い、県に報告を行っている。対象品目数は少なく、保管場所も明確なので、紛失等の事案があれば、検出しやすい状況にある。管理状況については、特に問題ないものと認めた。

イ 乗船客数の集計

- ・ 一社では、乗船客数・乗船台数をフェリー乗り場での発券データを基礎に集計し、毎日、前日のデータを県に報告している。
- ・ 乗船客数は乗船時と下船時にも確認され、発券データと乗船時に回収した半券との照合も行っているが、乗船券は直前に発券され、発券後に乗船しないことは通常ありえないので、差異は発生していない。
- ・ 集計データは、発券担当者のパソコンで集計され、一社内のサーバーに保管されるほか、毎日、前日までのデータが県や関係市町に報告されているので、実質的に県や市町にバックアップデータが保存されているような状況にある。

（2）指摘

なし

(3) 意見

① 将来の駿河湾フェリーの在り方の検討について

駿河湾フェリーは、県にとって観光ツールであるだけでなく、県民にとって日常生活を支えるインフラ的な側面もあるが、一方で、県や市町が税金を投入してどこまで支えるべきなのか、冷静に検討する必要もある。

今回の経営改善戦略改定版(案)における収支均衡目標年度の延長や拡充分の負担金の支出継続は、インバウンドや乗船客数の回復の遅れと世界情勢の影響による燃料費の高騰の影響に配慮したものであり、県民からも一定の理解が得られるかもしれないが、このような延長策は何回も受け入れられるものではない。

所管課は、今後、一社の経営を支援しつつ、業績の推移を厳しく評価し、業績が計画どおりに推移しなかった場合には、将来の駿河湾フェリーの在り方についての検討を早めに進めておくべきであると考えている。

B-09 観光情報プラットフォーム運用事業費

1 事業概要

(1) 概要

所管課	スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課			
根拠法令等	—			
主な事業内容	「観光デジタル情報プラットフォーム」の運営			
事業目的	観光におけるデジタル化の推進			
事業の必要性	多様化する旅行ニーズに的確に対応するため、データを活用したマーケティングによる観光産業の持続的な発展を実現する			
事業目標	何を	県内地域全域		
	いつまでに	令和7年度		
	どのような状態にしたいか	旅行者に対して最適な観光情報の提供と、旅行者データの蓄積・分析による最適なマーケティングとの好循環の実現		
事業期間	開始	令和元年度	終了予定	—
	新ビジョンにおける位置付け	政策	12 世界の人々との交流の拡大	
		政策の柱	1 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大	
		施策	(3) 訪れる人と迎える地域の満足度を高める観光DXの促進	
事業対象	観光関連施設、スポット、イベント等			
実施方法	直接実施、業務委託、負担金			
実施主体	県、県観光協会			

※ 観光デジタル情報プラットフォームとは

旅行者や観光施設等のデータを集積する「データ利活用基盤」、そのデータを活用し、旅行者への情報発信等を行う「観光情報サイト(県観光協会のホームページ『ハローナビしずおか』)」、「観光情報アプリ『TIPS』」で構成される。

※ 当事業の事業メニュー

項目	内容
(A) プラットフォームの運用、改修	(イ) データ利活用基盤
	(ロ) TIPS
	(ハ) 観光情報サイト
(B) 推進体制の構築	(ニ) 利用促進協議会の運営
	(ホ) データサイエンティストの配置
(C) 新技術のサービス提供	(ヘ) 個人認証技術の導入、実証事業
	(ト) 空港Maas

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
最終予算額 (b)	180,000	55,000	45,797
決算額 (c)	147,960	45,599	29,786
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))	17.8%	17.1%	35.0%
予実乖離率が±20%超の場合の主な要因			
令和4年度	予算策定時に想定していた事業メニューが実施されなかったものがあるため 下記(3)②参照		

(3) 事業費決算額の内訳 <令和4年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	14,893	
国庫	14,893	地方創生推進交付金(県1/2)
合計	29,786	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
負担金等(※1)	4,990	静岡県観光協会の観光サイト運用等への負担
委託料	24,796	観光デジタル情報プラットフォームの保守・改修委託
合計	29,786	

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金

※2 事業メニュー別の支出内訳

(単位：千円)

事業メニュー	当初予算	決算額(支出)	
		負担金	委託料
(イ)データ利活用基盤	15,000	—	18,564
(ロ)TIPS	10,000	—	6,231
(ハ)観光情報サイト	5,000	3,236	—
(ニ)利用促進協議会の運営	5,000	—	—
(ホ)データサイエンティストの配置	10,000	1,754	—
(ヘ)個人認証技術の導入、実証事業	10,000	—	—
(ト)空港MaaS	10,000	—	—
合計	65,000	4,990	24,796

※3 決算額（実績額）が当初予算額の50%を下回った事業メニューの状況

事業メニュー	状況
(ニ)利用促進協議会の運営	当初予算時点では、市町や地域DMOなどと観光デジタル情報プラットフォームの利活用を推進する協議会の設立・運営を目指していたが、関係者にとってのメリットが明確にできず、令和5年度も実行されていない
(ホ)データサイエンティストの配置	当初予算時点では、データ利活用基盤に集積されたビッグデータを分析するデータサイエンティストを配置することを検討したが、必要に応じて専門家を活用する方向に見直している。令和4年度は、「観光デジタル化推進事業費」(B-13)での実証実験で得られた情報の生データを利用可能なデータに変換する作業が実施された
(ハ)個人認証技術の導入、実証事業	マリンスポーツの時に顔認証で決済ができるような技術の導入を検討したが、実施されなかった
(ト)空港MaaS	空港と複数の交通手段を最適に組み合わせ、検索・予約・決済できるような仕組みを検討したが、実施されなかった

(4) 請負や委託等の契約 <令和4年度>

(単位:千円)

相手先	金額	事業メニュー	内容
日本電気(株)静岡支社	14,995	(イ)	データ利活用基盤の運営・保守
(株)Geolocation Technology	3,569	(イ)	データ利活用基盤における管理ポータルサイトの運営・保守・改修
(株)Geolocation Technology	6,231	(ロ)	静岡県公式観光アプリ TIPS の運営・保守・改修
委託料 計	24,796		

(5) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の成果指標

区分	指標	目標値
新計画 (新規)	本県旅行に対する総合満足度	95%

② 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の活動指標

区分	指標	目標値
新計画 (新規)	観光アプリ TIPS のダウンロード数	累計 50,000 件
	観光デジタル情報プラットフォーム登録情報数	17,000 件
旧計画 (廃止)	静岡県観光情報ホームページ「ハローナビしずおか」訪問数 (ページビュー)	670 万 PV

- ③ 当事業固有の成果指標 なし
- ④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査結果

(1) 確認した状況

① 支出額の計上について

当事業の令和4年度の支出は、上記1(3)②のとおり、負担金と委託料のみである。

負担金については下記2(1)②で、委託料については、下記2(1)③で、それぞれ交付手続や契約手続等の検証と併せて、支出額の計上についても検証を行ったが、支出額の計上に関する問題点は検出されなかった。

② 補助金等の支給について

当事業では、令和4年度に下記の2件の負担金を交付している。今回の監査では、この2件について、申請から交付確定、支出までの一連の手続を確認したが、手続に関する問題点は検出されなかった。

(単位:千円)

相手先	金額	事業メニュー	内容
県観光協会	3,236	(ハ)	静岡県観光公式サイト「ハローナビしずおか」保守運営費に係る負担金
県観光協会	1,754	(ホ)	観光デジタル情報プラットフォームと静岡県データ分析プラットフォーム(県観光協会運営)との連携機能改修に係る負担金
負担金 計	4,990		

③ 請負や委託などの契約について

当事業では、令和4年度に上記1(4)に記載している3件の委託契約をしている。今回の監査では、この3件について、委託者の募集・選定、委託業務の完了検査、委託料の支出といった一連の手続について検証した。

委託者の選定は、3件の契約は全て委託業務の内容から、他の業者に代替できないという理由で単独随意契約としているが、その判断についても合理性が認められると判断した。

④ 事業の管理について 特記事項なし

⑤ 関連施設について 該当なし

(2) 指摘

なし

(3) 意見

① 予算精度の低さについて

当事業は、上記1(3)②の事業メニュー別の支出内訳で示しているように当初予算と実績が大きく乖離している。

例年同じことを繰り返している事業ではなく、コロナ禍において、新しい観光情報の提供を模索しながら展開している事業であるため、ある程度の乖離はやむを得ない面はあるが、実績から振り返ると、あれもこれも欲張って予算に事業メニューを掲げてしまった感は否めない。

まずは、観光デジタル情報プラットフォームの運用を軌道に乗せるために、「データ利活用基盤」の情報の充実と、観光情報アプリ「TIPS」の登録者の拡大・利用促進に注力していく方が良いのではないかとと思われる。

② 「データ利活用基盤」のデータ収集について

「データ利活用基盤」のデータ収集は、令和4年度時点は、個々の宿泊施設や飲食店などが、掲載したい情報を県に申請して提供していたが、現在は事業者が管理ポータルサイトに入力・編集し、県が承認するような流れになり、効率性が向上している。今後は、さらに市町、観光協会、地域のインフラを支えているような民間事業会社（例えば、鉄道会社）などと連携して、掲載情報の収集・更新に協力してもらうような体制を確立していくべきである。そのためには、協力者となる市町や会社にとっても「データ利活用基盤」のデータが有効なツールとなるように協力者目線の使い勝手についても検討していく必要がある。なお、協力先の候補となる市町や会社も、それぞれ関心の高さや実務対応能力に差があるはずであり、まずは、関心の高い組織から取り掛かり、具体的な成功事例を作りながら、協力者を広げていくことが現実的であると考えられる。

また、現在は、提供される情報の内容・表現のチェックは所管課内の手作業で行われているが、やり方やルールなどが確立できていない。今後、収集される情報が増加していく場合に備えて、市町等に対して管理ポータルサイトの一定の管理権限を付与しつつ、提供される情報の内容・表現のチェックに関する指示書やマニュアルを用意していく必要がある。

③ 観光情報アプリ「TIPS」の登録者・利活用の拡大について

「TIPS」は令和3年3月から運用が始まっているが、まだまだ県内での認知度が高いとは言い難く、県庁職員でも未登録者が多いのではないかと推察される。

まずは、身近なところで、県庁職員に登録を促すとともに、実際に利用した時の使いにくさや庁内での連携の可能性などを庁内アンケートで確認し、使い勝手の改善を進めるべきである。

また、現状、登録者は県内在住者が8割を超えており、今後、県外からの旅行客の登録をいかに増やしていくかが課題である。静岡に観光に来た人が、「TIPS」に登録して、観光情報を検索するという流れを作るとすれば、まずは、駅や空港、観光・宿泊施設等のカウンターにQRコードの付いたPRツールを設置するような取組を検討すべきではないかと思われる。

B-10 3次元点群データ利活用促進事業費

1 事業概要

(1) 概要

所管課	スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課			
根拠法令等	—			
主な事業内容	ジオサイト（※）の点群データを取得し、VRシステムを用いて仮想空間を構築する			
事業目的	構築したVRを公開し、ジオサイトの魅力を広く伝える			
事業の必要性	伊豆半島ジオパークはジオサイトが広範囲に点在している上に、地形が厳しく、アクセスが容易ではないことが多い。このため、VRシステムにより訪問の疑似体験をしていただき、観光誘客につなげる			
事業目標	何を	VRシステム		
	いつまでに	令和4年度		
	どのような状態にしたいか	20～30箇所のジオサイトのVRを構築し、多くの観光客等に体験してもらう		
事業期間	開始	令和2年度	終了予定	令和4年度
	新ビジョンにおける位置付け	政策	12 世界の人々との交流の拡大	
		政策の柱	1 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大	
		施策	(3) 訪れる人と迎える地域の満足度を高める観光DXの促進	
事業対象	一般の方々			
実施方法	業務委託			
実施主体	県			
連携部署	交通基盤部建設政策課			

※ ジオサイトとは、ジオパークの個々の指定地、見どころであり、景観、地形、岩石、化石などが存在する場のことをいう。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越額 (a)	—	10,420	—
最終予算額 (b)	30,000	30,000	30,000
決算額 (c)	19,580	39,009	29,881
次年度繰越額 (d)	10,420	—	—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))	0.0%	3.5%	0.4%
予実乖離率が±20%超の場合の主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和4年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	14,940	
国庫	14,940	地方創生推進交付金 (県 1/2)
合計	29,881	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	28,787	3次元点群測量及びVRデータ構築
その他	1,094	備品購入費
合計	29,881	

(4) 請負や委託等の契約 <令和4年度>

(単位：千円)

相手先	金額	内容
(株)ウインディーネットワーク	27,863	3次元点群測量及びVRデータ構築
	924	3次元点群データを用いたCG動画の作成
委託料 計	28,787	

(5) 成果指標と活動指標

- ① 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の成果指標 なし
- ② 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の活動指標 なし

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査結果

(1) 確認した状況

① 支出額の計上について

当事業の令和4年度の支出は、上記1(3)②のとおり、事業に係る委託費と物品購入費である。

委託料については、下記2(1)③で、契約手続等の検証と併せて支出額の計上についても検証を行ったが、支出額の計上に関する問題点は検出されなかった。

② 補助金等の支給について 該当なし

③ 請負や委託などの契約について

当事業では、上記1(4)に記載している2件の委託契約をしている。今回の監査では、この2件について、委託者の募集・選定、委託業務の完了検査、委託料の支出といった一連の手続について検証した。

3次元点群測量及びVRデータ構築に係る委託契約先の選定は、一般競争入札によって行われ、選定手続に問題点は検出されなかった。また、3次元点群データを用いたCG動画の作成に係る委託契約は随意契約であるが、複数の業者から見積り合わせを行っており、選定手続に問題点は検出されなかった。

④ 事業の管理について 特記事項なし

⑤ 関連施設について 該当なし

(2) 指摘

なし

(3) 意見

① 事業の継続性について

当事業は、令和2年度から開始し、令和4年度までに県内の25か所分のVR画像を作成して完了している。作成されたVR画像は、現在、伊豆半島ジオパーク伊東

ビジターセンター「ジオテラス伊東」で体験できるようになっているが、VRゴーグルは2台のみで、多数の人が同時に体験できるような形にはなっていない。また、ジオテラス伊東以外の施設でも体験できるような企画なども具体的に計画されていない。

VR画像は、体験者がジオサイトに興味や関心を持ち、現地に足を運ぶことで観光誘客につながることを目指して作成されたものであり、VRゴーグルなどの機材を整え、ジオテラス伊東以外の施設でも体験イベントを開催するなど、より多くの人が体験できるような取組を展開させていくべきである。

B-11 しずおか元気旅推進事業費

1 事業概要

(1) 概要

所管課	スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光振興課			
根拠法令等	駿河湾フェリーを活用した県内周遊促進事業費補助金交付要綱 団体旅行商品造成促進事業費補助金交付要綱			
主な事業内容	宿泊促進、グループ旅行商品造成促進、周遊促進、情報発信 (※ 下記参照)			
事業目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により落ち込んだ 県内観光産業の回復のため、宿泊及び周遊の促進、グループ旅行 商品造成促進等を行う			
事業の必要性	新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ県内観光産業 の回復			
事業目標	何を	県内観光交流客数及び宿泊者数		
	いつまでに	令和4年度末		
	どのような状態にしたいか	コロナ禍前の水準まで回復		
事業期間	開始	令和3年度	終了予定	令和4年度
	新ビジョン における 位置付け	政策	12 世界の人々との交流の拡大	
		政策の柱	1 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大	
		施策	(1)しずおかの魅力で幸せと感動を呼ぶ観光サービスの創出	
事業対象	県内外在住者、県観光協会			
実施方法	補助金、業務委託			
実施主体	県、県観光協会			
連携部署	富士山世界遺産課、空港振興課			

※ 当事業の事業メニュー

事業メニュー	内容
(A) 宿泊促進	地元食材を活かした食事を提供する施設への宿泊促進
(B) グループ旅行商品造成促進	安全・安心なグループ旅行商品の造成促進
(C) 周遊促進	世界遺産富士山を活用した誘客促進
(D) 情報発信	インフルエンサー招聘モニターツアーの実施

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越額 (a)		—	777,107
最終予算額 (b)		800,000	314,500
決算額 (c)		22,892	947,251
次年度繰越額 (d)		777,107	—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))		0.1%	13.2%
予実乖離率が±20%超の場合の主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和4年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明	
一般財源	21,946		
国庫	925,304	3,224	地方創生推進交付金 (補助率 1/2)
		922,079	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (補助率 10/10)
合計	947,251		

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
負担金等(※1)	784,272	団体旅行商品造成促進事業費補助金 等
需用費	808	ノベルティ制作費
委託料	162,170	静岡県の食を契機とした宿泊需要喚起事業委託 等
合計	947,251	

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金

※2 事業メニュー別の支出額内訳

(単位：千円)

節項目	メニュー (A)	メニュー (B)	メニュー (C)	メニュー (D)	その他 (※3)	合計
負担金	520,664	—	—	15,802	—	536,466
補助金	—	70,216	95,548	6,500	75,540	247,805
需用費	—	—	—	808	—	808
委託料	50,838	—	90,022	21,308	—	162,170
合計	571,503	70,216	185,570	44,419	75,540	947,251

※3 その他に計上されている補助金は、全て県観光協会に対するものである。経理上は、当事業に計上されてはいるが、事業内容は、前年度からの繰越予算を活用し、「誘客推進事業費助成」(B-21)の一部を構成している。

(4) 請負や委託等の契約 <令和4年度>

委託料

(単位:千円)

相手先	金額	事業 メニュー	内容
楽天グループ(株)	19,450	(A)	静岡県のを契機とした宿泊需要喚起事業業務委託契約
(株)リクルート	18,524		
(一社)ふじさん駿河湾 フェリー	16,940	(C)	駿河湾フェリーを活用した県内観光スポット周遊促進業務委託 令和4年度駿河湾フェリー利活用促進事業業務委託
	15,959		
(株)静岡博報堂	15,000	(D)	観光促進事業「今こそ しずおか 元気旅」の利用促進に向けた情報発信業務委託
(株)エイエイピー 静岡支店	14,993	(D)	中京圏・関西圏に向けた情報発信業務委託
その他(10,000千円以下)	61,303		
委託料 計	162,170		

委託料以外

(単位:千円)

相手先	金額	事業 メニュー	内容
(株)ジェイアール東海エージェンシー 静岡支社	287	(D)	ノベルティ制作(ボールペン)
(株)共立アイコム	299	(D)	ノベルティ制作(除菌ウェットティッシュ)
星光社印刷(株)	222	(D)	ノベルティ制作(富士山ポストカード)
需用費 計	808		

(5) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の成果指標

区分	指標	目標値
新計画 (新規)	本県旅行に対する総合満足度	95%
	旅行者のリピーター率	75%
新計画 (継続)	県内旅行消費額	8,000億円
	宿泊客数	2,200万人泊
	外国人宿泊客数	300万人泊
	観光交流客数	1億7,000万人

② 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の活動指標

区分	指標	目標値
新計画 (新規)	本県旅行に関するコンテンツ数	2,400 件

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査結果

(1) 確認した状況

① 支出額の計上について

当事業の令和4年度の支出は、上記1(3)②のとおり、負担金・補助金、委託料及び需用費で構成されている。

負担金及び補助金については下記2(1)②で、委託料及び需用費については下記2(1)③で、それぞれ交付手続や契約手続等の検証と併せて、支出額の計上についても検証を行ったが、支出額の計上に関する問題点は検出されなかった。

需用費は、上記1(4)の表に記載している3件のノベルティ制作費用であるが、支出に関する簿冊から支出額の計上に関する問題点は検出されなかった。

また、当事業の支出の財源には、上記1(2)、(3)②のとおり、過年度の国からの交付金の繰越額777,107千円が使われていて、そのうち75,540千円は、「誘客推進事業費助成」(B-21)の事業内容として執行されている(上記1(3)②の「その他」の補助金の説明参照)。この繰越予算の執行協議や、事業の執行に関する検討資料も確認したが、資料間に不整合な点などはなかった。

② 補助金等の支給について

今回の監査では、令和4年度における負担金・補助金のうち、下表に記載している交付額が1,000万円を超えるものを対象に交付確定から支払手続、実績報告書の受領まで一連の手続を検証した(ただし、県観光協会に対する補助金は、「誘客推進事業費助成」(B-21)でまとめて交付手続が行われているので、同事業の監査手続の中で確認した。また、交通事業者に対する補助金は7件の合計で、それぞれの事業者に対する交付額は1,000万円を超えないが、民間企業であり、消費税等の仕入控除税額の返還漏れがないかどうかを確認するために追加している)。

検証対象とした案件の手続については、下記2(3)意見①に記載した点を除き、問題点は検出されなかった。また、交通事業者に対する補助金については、いずれも税抜金額で補助対象経費を集計しており、消費税等の仕入控除税額の返還漏れがないことも確認した。

負担金 (単位：千円)

交付先	件名	交付額	事業メニュー
4社コンソーシアム	全国旅行支援割引原資	462,000	(A)
楽天グループ(株)	静岡県の食を契機とした宿泊需要喚起事業	33,332	(A)
アソビュー(株)	体験型旅行プログラム利用促進業務原資	19,066	(A)
その他		22,067	
負担金 合計		536,466	

補助金 (単位：千円)

交付先	件名	交付額	事業メニュー
県観光協会	誘客推進事業費補助金	75,540	—
	団体旅行商品造成促進事業費補助金	70,216	(B)
(一社)ふじさん駿河湾フェリー	駿河湾フェリーを活用した県内周遊促進事業費補助金(年4回分合計)	77,455	(C)
県内交通事業者 7社	交通事業者による誘客・周遊促進事業費補助金	18,093	(C)
その他		6,500	
補助金 合計		247,805	

③ 請負や委託などの契約について

今回の監査では、上記1(4)に記載している6件の委託料の契約(支出額が1,000万円を超えるもの)と3件の需用費の契約について、委託先の募集・選定、委託業務の完了検査、委託料の支出といった一連の手続について検証した。

委託料の契約のうち、楽天グループ(株)と(株)リクルートとの「静岡県の食を契機とした宿泊需要喚起事業業務委託契約」については、契約手続に形式的な問題は認められなかったが、以下の状況を確認した。

ア 業務内容と委託先の選定

委託業務の内容は、観光産業の早期回復と静岡県の食材に対する理解の促進を目的とした、インターネット宿泊予約サイトの割引クーポンを活用した旅行者の集客業務である。所管課は、以下の項目の上位2社のPR力に着目し、単独随意契約を締結している。

業者	項目	選定	GOTOトラベルにおける 県内旅行実績割合	2020年観光関連サイト 閲覧者ランキング
楽天グループ(株)		○	27.9% (1位)	25,700千人 (2位)
(株)リクルート		○	27.3% (2位)	28,200千人 (1位)
一休			17.7% (3位)	
JR東日本				15,400千円 (3位)

イ 契約金額と実績報告書上の成果

委託契約をした両社は、下表のとおり、ほぼ同額の契約に対して、成果が大きく異なっている。しかし、実績報告書などをファイルしている契約関係の簿冊を見る限り、所管課が、両社の実績の差異について分析・検証しているような記録は確認できなかった。

業者	契約金額	利用枚数	取扱額・流通額
楽天グループ(株)	19,450 千円	10,031 枚	500,225 千円
(株)リクルート	18,524 千円	1,298 枚	56,012 千円

当事業は、コロナ禍での臨時的な取組だったかもしれないが、所管課には、今後の所管事業において、成果に対して厳格に分析・評価を行い、その結果を明確に残し、今後の業者選定などに生かしていくような対応を求めたい。

④ 事業の管理について

上記2(1)②の「交通事業者による誘客・周遊促進事業費補助金」の交付に関する簿冊には、事業者ごとに「交付確定審査票」という名称の、いわゆるチェックリストが作成・添付されていた。当事業メニューは、複数の事業者からの実績報告の時期が重なり、事業者によって基礎資料の様式も異なるので、チェックリストであらかじめ検査すべき事項を明確にしておき、検査結果を記録する管理方法は有効である。ただし、実績報告の内容と「交付確定審査票」の様式については、以下のような見直しの余地があるため、今後の参考にしてほしい。

ア 補助金の実績報告書における事業成果の確認内容の見直し

- ・ 補助金事業者から県への実績報告書には、「事業目標に対する実績」と「事業効果」の記載欄があるが、いずれも、自由に記載できる形式になっていて、何を記載すべきなのかを特に指定していないので、回答内容が事業者によってバラバラになっている。所管課として目指す事業成果（例えば、利用者数の増加）を明確にして、報告書の書式にその成果に関する目標値や実績値の記入欄を設けるとともに、データファイルで回収して集計作業の効率化を図る。

イ 「交付確定審査票」の見直し

- ・ チェック項目の説明に「適正な」「適切な」「著しい」という抽象的な表現が散見されるが、「はい」、「いいえ」、「該当なし」のいずれかに判定しやすい表現に変更する。
- ・ チェック項目の中に、実績報告書の内容を丁寧に確認しなければいけない事業者とそうでない事業者を判別するための質問を加え、確認作業にメリハリをつけるようにする。

⑤ 関連施設について 該当なし

(2) 指摘

なし

(3) 意見

① (一社)ふじさん駿河湾フェリーに対する補助金交付手続について

ア 事業の概要

当事業は、令和4年度に4回に分けて(一社)ふじさん駿河湾フェリー(以下、「一社」という。)に対して、合計77,455千円の補助金を交付している。補助の内容は、コロナ禍で減少した乗船者数の回復を図るため、料金の半額キャンペーンを実施し、料金の割引分の全額を県が補助するものである。

(単位：千円)

回数	キャンペーン期間		当初申請額	変更申請額	交付確定	
	当初	延長			日付	金額
1	4/1~4/28	なし	22,500	—	6/16	13,414
2	5/9~5/31	6/1~7/14	25,000	+5,100	9/16	27,125
3	7/15~8/31	9/1~9/30	33,560	+1,799	11/25	33,106
4	3/1~3/17	なし	3,809	—	3/14	3,809
合計			84,869			77,455

イ 交付変更承認申請漏れ

1回目の交付は、事業費の乖離が申請額の20%を超えていたにもかかわらず、変更承認申請が提出されないまま、5月27日に実績報告書が提出された。

(申請額：22,500千円、実績額：13,414千円、乖離率：40.4%)

また、4月中に15,000千円の概算払が予定されていたが、乗船者数の見込が減少し、交付確定額が15,000千円を下回りそうだと判断し、実行されなかった。

一社は、県と3市・3町によって設立された法人であり、県は職員も派遣している。所管課は運賃半額キャンペーンの乗船客数の状況も当然に注視し、4月中に概算払の中止を判断した時点では、すでに乖離率も20%を超える可能性が高いことが想定できたはずである。

上記の状況で、所管課は、事業終了近くには補助事業者に対して変更申請の確認・指導するべきであるが、十分ではなかった。

関係簿冊内には、担当者の一社に対する指導状況や経緯に関する記録が確認できなかった。県民から期待される所管課の一社に対する役割を考えれば、記録を適切に残すべきだったと思われる。

ウ 実績報告の遅延

2回目の交付は、割引対象期間が7月14日に終了しているが、一社から県に対して実績報告書は9月6日に提出されている。本来は、事業完了の日から30日を経過した日までに提出が必要であり、3週間以上遅延している。しかし、簿冊内の資料を見る限り、一社における4者・6件の委託契約について、請求書又は業務委託完了報告書の日付が最も遅かったものは7月28日で、その委託事業者からに対する支払日は8月12日となっている。

7月28日の業務委託完了報告書が到着次第、支払処理を行えば、同日にその支払に関する振込結果を添付して実績報告書を県に提出することは可能であり、それを怠ったのは、委託事業者の責任ではなく、一社の責任である。

所管課は、キャンペーンの期間を把握していたはずである。実績報告書が提出期限を3週間以上経過しても提出されなかったのは、所管課の確認・指導についても反省すべきである。

エ 今後の業務について

県民からは、駿河湾フェリーの存続と経営再建が期待される一方で、安易な公費投入には厳しい目が向けられている。

所管課は、1件の交付先に対する補助金交付手続に複数の誤りが発生したこと、発生経緯や再発防止の検討状況がきちんと記録されていなかったことを重く受け止め、これらに対する対応が、県民からの期待に対し、十分なものであったかどうか内部検証し、今後の業務に反映させるべきである。

B-12 観光地ワーケーション受入促進事業費助成

1 事業概要

(1) 概要

所管課	スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課			
根拠法令等	観光地ワーケーション受入環境整備促進事業費補助金交付要綱 (政令指定都市用/その他の市町用)			
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 観光地ワーケーション受入環境整備促進事業費補助金 WEBサイトの情報発信強化 ワーケーションマッチング促進 			
事業目的	平日を含む長期の滞在を拡大するため、静岡県にワーケーション需要を取り込む			
事業の必要性	休日に旅行需要が偏っており、宿泊日数が短いという県内観光業の課題を解決しつつ、旅行需要の創出を図る			
事業目標	何を	ワーケーション対応の宿泊施設数		
	いつまでに	令和7年度		
	どのような状態にしたいか	200		
事業期間	開始	令和3年度	終了予定	令和4年度
新ビジョンにおける位置付け	政策	12 世界の人々との交流の拡大		
	政策の柱	1 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大		
	施策	(1)しずおかの魅力で幸せと感動を呼ぶ観光サービスの創出		
事業対象	宿泊施設			
実施方法	直接実施、業務委託、補助金			
実施主体	県			
連携部署	くらし環境部企画政策課、総合政策課、労働雇用政策課			

※ 当事業のメニュー

事業メニュー	内容
(A) 受入環境整備促進事業費補助金	市町を介して、宿泊施設に対して宿泊者向けの仕事環境の整備に係る経費を助成
(B) WEBサイトの情報発信強化	WEBサイトの保守管理・充実
(C) ワーケーションマッチング促進	マッチング商談会の開催

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越額 (a)		—	—
最終予算額 (b)		94,300	62,422
決算額 (c)		76,577	41,358
次年度繰越額 (d)		—	—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))		18.8%	33.7%
予実乖離率が±20%超の場合の主な要因			
令和4年度	コロナ禍により事業実施主体となる宿泊施設の資金繰りが悪化し、補助金の申請額が想定を下回ったため。		

(3) 事業費決算額の内訳 <令和4年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
国庫	41,358	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
合計	41,358	

② 支出

(単位：千円)

節項目	事業メニュー (A)	事業メニュー (B)	事業メニュー (C)	合計
負担金等 (※)	33,437	—	—	33,437
委託料	—	1,981	5,940	7,921
合計	33,437	1,981	5,940	41,358

※ 負担金等＝負担金、補助及び交付金

(4) 請負や委託等の契約 <令和4年度>

(単位：千円)

相手先	金額	事業メニュー	内容
(株)ジェイアール東日本企画	1,538	(B)	ワーケーションモデルプランの追加記事作成、ウェブサイト改修及びコンテンツ追加
	443	(B)	静岡ワーケーション保守管理
(一社)熱意ある地方創生ベンチャー連合	5,940	(C)	マッチングイベントに参加する企業・地域の募集・支援、マッチングイベントの開催
委託料 計	7,921		

(5) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の成果指標

区分	指標	目標値
新計画 (継続)	宿泊客数	2,200 万人泊

② 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の活動指標 なし

③ 当事業固有の成果指標

指標	ワーケーション対応の宿泊施設数		
年度	令和3年度	令和4年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	—	110	200
実績値	145	163	

④ 当事業固有の活動指標

指標	ワーケーション商談会参加企業数		
年度	令和3年度	令和4年度	最終目標値 (令和7年度)
目標値	—	累計 10	累計 50
実績値	—	24	

2 監査結果

(1) 確認した状況

① 支出額の計上について

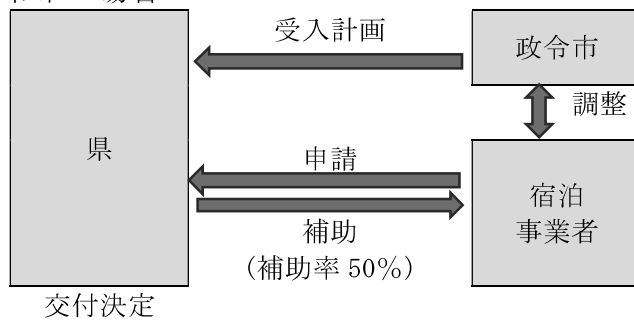
当事業の令和4年度の支出は、上記1(3)②のとおり、宿泊施設が宿泊者向けのワークスペース等を整備する費用を助成するための負担金等(事業メニュー(A))と、マッチング促進、ウェブサイト情報発信及び保守管理のための委託料(事業メニュー(B)(C))にて構成されている。

負担金等については、下記2(1)②で、委託料については下記2(1)③で、それぞれ契約や交付手続等の検証と併せて、支出額の計上についても検証を行ったが、支出額の計上に関する問題点は検出されなかった。

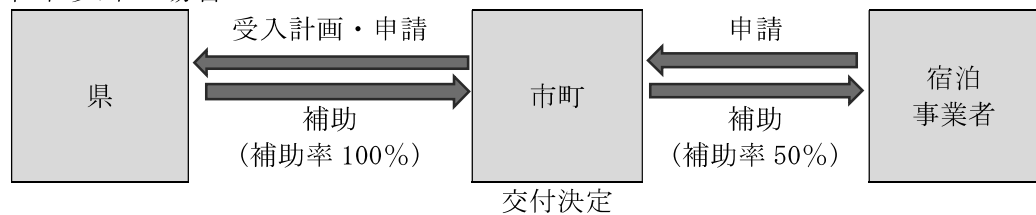
② 補助金等の支給について

当事業では、上記1(3)②のとおり、事業メニュー(A)として、宿泊施設が宿泊者向けのワークスペース等を整備する費用を助成するための補助金を支出している。補助金の交付スキームは下図に示したとおりである。政令市に所在する宿泊事業者の場合は、宿泊事業者が県に補助金の申請を行い、県が交付決定を行うことから、県から宿泊事業者に対して直接補助金を支給している。また、政令市以外に所在する宿泊事業者の場合は、宿泊事業者が市町に対して申請を行い、市町が交付決定を行うことから、県から市町を介して間接的に宿泊事業者に補助金を支給している。

ア 政令市の場合



イ 政令市以外の場合



下表は、令和4年度の補助金の市町別の交付実績である。今回の監査では、この全件について、補助金の申請の確認から交付までの手続の内容を検証し、下記2(3)意見②に記載した事項を除き、手続上の問題点は検出されなかった。

(単位：件、千円)

市町名	補助対象者数	事業費金額	交付確定額
南伊豆町	1	546	273
御殿場市	5	19,294	9,646
島田市	1	1,890	945
伊豆の国市	3	11,436	5,718
小山町	1	600	300
伊東市	1	3,980	1,990
静岡市	8	29,162	14,565
合計	20	66,910	33,437

③ 請負や委託などの契約について

当事業における委託料の内訳は、上記1（4）のとおりである。業者の選定手続から支出までの一連の手続を監査した結果、契約手続上の問題点は検出されなかった。

なお、上記1（4）の3件の委託料の契約のうち、1行目にある㈱ジェイアール東日本企画に対する委託料（ワーケーションモデルプランの追加記事作成、ウェブサイト改修及びコンテンツ追加：1,538千円）では、次のような状況を確認した。

- ・ 見積書の内訳には取材・撮影費として50万円（@25万円×2日）とだけ記載されているが、所管課が1日当たり25万円になる理由などを検証した記録は契約関係の簿冊内にはなかった。
- ・ 所管課に対して業務内容を確認すると、次のような回答を得た。

本業務は、単に取材先を指定したインタビューをまとめて記事化する業務ではなく、記事の企画、取材先の選定、取材交渉を含む業務として設計している。実際に、取材先の検討と取材交渉の業務を7月から11月にかけて実施している。

記事の企画調整には、1地域あたり3日間程度の人工（5万円×3日＝15万円）がかかると想定しており、取材当日の費用と合わせれば、最低でも11人工（企画調整3×3地域、当日2）を要する業務であるため、見積額は妥当と判断した（5万円×11＝55万円）。

- ・ 上記の回答内容に関する記録は、所管課の共有フォルダ内に保存され、新旧の事業担当者間で引継も行われていた。

④ 事業の管理について

補助金事業の効果測定について、下記2（3）意見①参照

⑤ 関連施設について 該当なし

(2) 指摘

なし

(3) 意見

① 補助金交付事業の効果測定について

事業メニュー(A)の補助金交付では、交付先の宿泊施設に対して、補助金を交付した年度とその翌年度に宿泊者数の報告を求めているが、肝心のワーケーション利用については、施設側に利用状況のヒアリングは行っているものの、利用者数までは報告を求めているため、定量的な効果が確認されていなかった。所管課は、その

理由について、宿泊施設が宿泊者に宿泊目的を確認することは難しいとのことである。しかし、チェックインの際に宿泊者に対してワーケーション利用にも積極的に対応していることを説明した上で、今回の宿泊でワーケーションの利用をする予定があるかどうかを確認しても、宿泊者が気を悪くするとは思えない。対応が難しいと考える宿泊施設は、申請しないだけの話である。

また、個々の補助事業の内容を見ると、Wi-Fi 環境の整備をしているものが多いが、その程度の整備でワーケーション利用者が増えるのかどうか、実際の事業の効果にも疑問がある。

国の交付金を活用し、コロナ禍で冷え込んだ宿泊者の数を回復するため、宿泊施設に助成をするのは良いが、公費を特定の事業者に対して供与する以上、最低限、その成果を厳格に評価すべきである。したがって、当事業については、ワーケーション利用の宿泊者数の報告を一定期間求め、その結果を厳格に評価するような手続は必須であり、効果測定が不十分であったと思われる。

観光政策は、時宜に応じていくことが求められるが、一時的な事業になりやすく、企画時点では成果の予測が難しい分、効果測定・事後評価を厳格に行い、反省点を次の事業企画に活かしていくような取組姿勢が必要である。

当事業は、国からのコロナ対策の交付金を財源として、令和4年度に終了しており、当事業自体の改善措置をとる余地はないが、所管課には、今後の同種の補助金交付事業について、交付先に対して、可能な限り事業の実態に即した定量的な成果の確認を行い、事業の効果測定・事後評価を行うことを求めたい。

B-13 観光デジタル化推進事業費

1 事業概要

(1) 概要

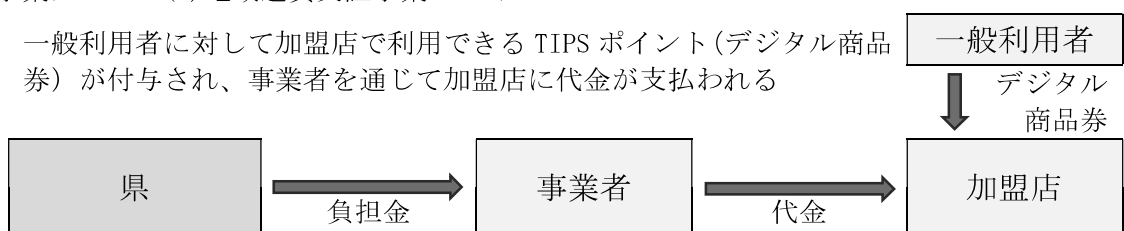
所管課	スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課		
根拠法令等	—		
主な事業内容	「観光デジタル情報プラットフォーム」の利用促進		
事業目的	観光におけるデジタル化の推進		
事業の必要性	プラットフォームの利用促進を図り、データを活用したマーケティングによる観光産業の持続的な発展を実現する		
事業目標	何を	県内地域全域	
	いつまでに	令和7年度	
	どのような状態にしたいか	旅行者に対して最適な観光情報の提供と、旅行者データの蓄積・分析による最適なマーケティングとの好循環の実現	
事業期間	開始	令和3年度	終了予定
			—
新ビジョンにおける位置付け	政策	12 世界の人々との交流の拡大	
	政策の柱	1 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大	
	施策	(3) 訪れる人と迎える地域の満足度を高める観光DXの促進	
事業対象	観光関連事業者		
実施方法	直接実施、業務委託、補助金		
実施主体	県		

※1 当事業の事業メニュー

項目	内容
(A) デジタル化支援	(イ) 民間データ利活用
(B) 観光情報アプリ	(ロ) 地域通貨実証事業
	(ハ) 観光情報アプリの多言語化
	(ニ) 特集記事の作成による利用促進

※2 事業メニュー(ロ)地域通貨実証事業のスキーム

一般利用者に対して加盟店で利用できる TIPS ポイント(デジタル商品券)が付与され、事業者を通じて加盟店に代金が支払われる



(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越額 (a)		—	—
最終予算額 (b)		33,000	65,099
決算額 (c)		28,462	44,025
次年度繰越額 (d)		—	—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))		13.7%	32.4%
予実乖離率が±20%超の場合の主な要因			
令和4年度	地域通貨実証事業として行ったスタンプラリーでのデジタル商品券の利用の予算を過大に見積もりすぎてしまったため		

(3) 事業費決算額の内訳 <令和4年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	19,331	
国庫	24,693	地方創生推進交付金(県1/2)、 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
合計	44,025	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
負担金等(※1)	4,105	地域通貨特典の原資
委託料	38,337	周遊促進実証事業の運営費、アプリの多言語化 等
役務費	76	アプリコンテンツ改修費
使用料等(※1)	1,504	地域通貨機能システム利用料
合計	44,025	

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金、使用料等＝使用料及び手数料

※2 事業メニュー別の支出内訳(当初予算との比較)

(単位：千円)

事業メニュー	当初予算	決算額(支出)			
		負担金	委託料	その他	計
(イ)民間データ利活用	10,000	—	—	—	—
(ロ)地域通貨実証事業	57,000	4,105 ※3	24,970	1,504	30,580
(ハ)観光情報アプリの多言語化	10,000	—	3,977	—	3,977
(ニ)特集記事の作成	10,000	—	9,390	76	9,467
合計	87,000	4,105	38,337	1,581	44,025

※3 事業メニュー(ロ)地域通貨実証事業として、スタンプラリーが行われ、達成者に対して加盟店で利用できる TIPS ポイントが贈呈された。加盟店に対する支払いは、地域通貨機能システムの事業者がいったん支払い、県から同事業者に対して負担金として支出している。当初予算では、この負担金部分を 30,000 千円（最終予算で 15,000 千円に補正）と見積もったが、実績は 4,105 千円に留まり、予実乖離が大きくなった。

(4) 請負や委託等の契約 <令和4年度>

委託料

(単位:千円)

相手先	金額	事業メニュー	内容
(株)静岡博報堂	24,970	(ロ)	観光アプリを活用した県内周遊促進モデル創出業務委託
(株)Geolocation Technology	1,175	(ハ)	静岡県公式観光アプリ TIPS の機能向上(多言語化)
	544	(ニ)	静岡県公式観光アプリ TIPS の利用促進(イベント情報掲載)
(株)マップル	8,846	(ニ)	観光記事の作成
(株)しずおかオンライン	2,801	(ハ)	令和3年度作成観光記事の翻訳
委託料 計	38,337		

委託料以外の契約

(単位:千円)

相手先	金額	事業メニュー	科目/内容
(株)エヌ・ティ・ティ・カードソリューション	1,504	(ロ)	使用料/地域通貨機能システム利用料
(株)しずおかオンライン	76	(ニ)	役務費/令和3年度作成観光記事の表示設定改修
役務費・使用料 計	1,581		

(5) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の成果指標

区分	指標	目標値
新計画(新規)	本県旅行に対する総合満足度	95%

② 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の活動指標

区分	指標	目標値
新計画(新規)	観光アプリ TIPS のダウンロード数	累計 50,000 件
	観光デジタル情報プラットフォーム登録情報数	17,000 件

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査結果

(1) 確認した状況

① 支出額の計上について

当事業の令和4年度の支出は、上記1(3)②のとおりで構成されている。

負担金については下記2(1)②で、委託料については下記2(1)③で、それぞれ交付や契約の経手等の検証と併せて、支出額の計上についても検証を行ったが、支出額の計上に関する問題点は検出されなかった。

② 補助金等の支給について

当事業では、上記1(3)②の事業メニュー別の支出内訳の表にあるように、地域通貨実証事業(事業メニュー(ロ))で4,105千円の負担金等が計上されている。これは、全額、同表下のコメントに記載している地域通貨機能システムの事業者(㈱エヌ・ティ・ティ・カードソリューション)に対して、観光アプリデジタル商品券(TIPSポイント)に対応した加盟店に対する支払いに係る負担金を支出したものである。この負担金の交付手続に関する問題点は検出されなかった。

③ 請負や委託などの契約について

当事業では、三つの事業メニューで、上記1(4)に記載している4件の委託契約をしている。今回の監査では、この4件について、委託者の募集・選定、委託業務の完了検査、委託料の支出といった一連の手続について検証した。

委託者の選定は、4件の契約は全て、複数業者の中から業者選定委員会による審査の結果、又は業務内容から他の業者に代替できないという理由で単独随意契約としているが、その判断についても合理性が認められると判断した。

④ 事業の管理について 特記事項なし

⑤ 関連施設について 該当なし

(2) 指摘

なし

(3) 意見

① 民間のデータ利活用について

当事業には、四つの事業メニューが予定されているが、上記1(3)②の事業メニュー別の支出内訳の表にあるように、民間データ利活用(事業メニュー(イ))の実績がなかった。

この事業メニューは、民間等の団体を対象に、県の観光デジタル情報プラットフォームのデータを利用して、新しいサービスを提供するアプリ等の開発費用に対する補助(補助率1/3以内、民間の5団体に対して上限各2,000千円)をしようとするものであったが、民間等の団体に対してメリットを十分に提案できなかったように思われる。

今後の「データ利活用基盤」のデータ収集や、観光情報アプリ「TIPS」の利用拡大につなげていくためには、民間等の団体が持っている観光関連情報を県の「データ利活用基盤」に取り込む一方で、その団体も「データ利活用基盤」のデータを利活用していけるような方向を目指すべきである。そのためには、「観光情報プラットフォーム運用事業費」(B-09)の2(3)意見②に記載した内容に重複するが、まずは、連携できそうな団体を絞り込んで、その団体にとってのメリットとなるような使い勝手を検討し、具体的な成功事例を作りながら、協力者を広げていくような展開の仕方が望ましいと考える。

B-14 歴史・文化資源を活用した広域連携事業費

1 事業概要

(1) 概要

所管課	スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光振興課			
根拠法令等	団体旅行商品造成促進事業費補助金交付要綱（旅行商品造成支援事業）			
主な事業内容	歴史・文化資源に対する住民の理解促進事業、保存継承事業、誘客推進事業			
事業目的	大河ドラマの放映を契機とする歴史・文化資源を活用した観光地域づくりの推進			
事業の必要性	本県の魅力ある観光資源を活かしたテーマ性のあるツーリズムを推進するため			
事業目標	何を	—		
	いつまでに	令和5年度末		
	どのような状態にしたいか	歴史・文化資源に対する住民の更なる理解促進、歴史・文化資源を活用した本県への誘客促進		
事業期間	開始	令和3年度	終了予定	令和5年度（※）
新ビジョンにおける位置付け	政策	12 世界の人々との交流の拡大		
	政策の柱	1 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大		
	施策	(1)しずおかの魅力で幸せと感動を呼ぶ観光サービスの創出		
事業対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内外在住者 ・ (公社)静岡県観光協会（以下、「県観光協会」という） ・ 大河ドラマ「鎌倉殿の13人」ゆかりの地 伊豆・富士山周遊促進連絡協議会（以下、「鎌倉殿協議会」という） ・ 大河ドラマ「どうする家康」愛知・静岡・岐阜連携事業推進協議会（以下、「家康協議会」という） 			
実施方法	負担金、補助金、業務委託			
実施主体	県、県観光協会、鎌倉殿協議会、家康協議会			

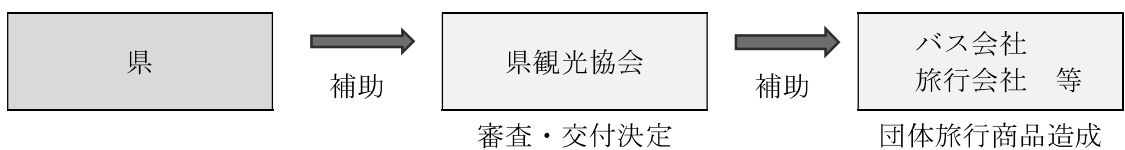
※1 終了予定年度について

NHKの大河ドラマの放映期間に合わせて、令和5年度までの事業となっている。なお、鎌倉殿協議会と家康協議会も令和5年度末で解散予定。

※2 当事業の事業メニュー

事業メニューの区分		主な内容
(A) 歴史・文化を活かした観光地域づくり	(イ) 理解促進	歴史的資源調査、住民への啓発
	(ロ) 保存継承	無形民俗文化財ネットワークの設立
(B) 大河ドラマ放映に合わせた誘客	(ハ) 鎌倉殿の13人	Webスタンプラリーの実施
	(ニ) どうする家康	誘客・周遊促進、情報発信
	(ホ) 共通	グループ旅行の促進 (団体旅行商品促進事業費補助金)

※3 団体旅行商品促進事業費補助金のスキーム（事業メニュー(ホ)）



県から県観光協会への補助金交付手続は、「しずおか元気旅推進事業費」(B-11)の手続の中でまとめて行われている

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越額 (a)		—	—
最終予算額 (b)		34,500	100,500
決算額 (c)		31,055	81,230
次年度繰越額 (d)		—	—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))		10.0%	19.2%
予実乖離率が±20%超の場合の主な要因			該当なし

※ 令和4年度の最終予算額・決算額が大きい理由

令和4年度は、上記1(1)の五つの事業メニューのうち、(ニ)と(ホ)が追加されたため、金額が増加している。

(3) 事業費決算額の内訳 <令和4年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	40,843	
国庫	40,386	地方創生推進交付金 補助率：1/2
合計	81,230	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
負担金等(※1)	17,322	団体旅行商品造成促進事業費補助金等
需用費	1,577	大河ドラマ相互協力ポスター増刷等
委託料	60,939	大河ドラマ「どうする家康」を契機とする広域連携事業委託等
旅費	66	委員・アドバイザー旅費
役務費	827	パンフレット宅配料等
使用料等(※2)	315	広報物配架等に係る出展使用料等
報償費	181	委員・アドバイザー報償費
合計	81,230	

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金

※2 使用料等＝使用料及び手数料

※3 事業メニュー別の支出内訳

(単位：千円)

節項目	メニュー (イ)	メニュー (ロ)	メニュー (ハ)	メニュー (ニ)	メニュー (ホ)	合計
負担金	—	—	500	3,000	—	3,500
補助金	—	—	—	—	13,822	13,822
需用費	106	45	181	—	1,243	1,577
委託料	9,576	999	27,586	19,638	3,138	60,939
旅費	—	66	—	—	—	66
役務費	—	—	656	—	171	827
使用料等	—	—	315	—	—	315
報償費	—	111	70	—	—	181
合計	9,682	1,222	29,309	22,638	18,377	81,230

(4) 請負や委託等の契約 <令和4年度>

(単位:千円)

相手先	金額	事業 メニュー	内容
(公社)静岡県観光協会	19,638	(ニ)	大河ドラマ「どうする家康」を契機とする 広域連携事業委託
㈱ジェイアール東日本企画	16,995	(ハ)	ぶしのくに静岡県広域プロモーション事 業実施業務委託
㈱SBSプロモーション	5,438	(ハ)	歴史・文化資源を活用したW e b スタンプ ラリー運営等業務委託
㈱交通新聞社	4,779	(イ)	インスタ映えする歴史・文化資源の調査 発信事業業務委託
㈱SBSプロモーション	3,189	(イ)	無形民俗文化財解説付紹介動画制作業務 委託
その他	10,898		
委託料 計	60,939		

(5) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の成果指標

区分	指標	目標値
新計画 (新規)	本県旅行に対する総合満足度	95%
	旅行者のリピーター率	75%
	地域への誇り、愛着を持つ県民の割合	90%
新計画 (継続)	県内旅行消費額	8,000 億円
	宿泊客数	2,200 万人泊
	観光交流客数	1 億 7,000 万人

② 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の活動指標

区分	指標	目標値
新計画 (新規)	本県旅行に関するコンテンツ数	2,400 件

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査結果

(1) 確認した状況

① 支出額の計上について

当事業の令和4年度の支出は、上記1(3)②のとおり、委託料及び負担金等の占める割合が大きい。負担金等については、下記2(1)②で、委託料については下記2(1)③で、それぞれ交付手続や契約手続等の検証と併せて、支出額の計上についても検証を行ったが、支出額の計上に関する問題点は検出されなかった。

その他の費目については、1件当たりの支出額が少額であり、検証を省略した。

② 補助金等の支給について

当事業で交付された負担金と補助金の内訳は次のとおり。(単位：千円)

科目	交付先	内容	金額	事業メニュー
負担金	鎌倉殿協議会	協議会の会費	500	(ハ)
	家康協議会	協議会の会費	3,000	(ニ)
補助金	県観光協会	団体旅行商品造成促進事業費補助金	13,822	(ホ)

負担金については、県が参加している協議会の運営のための会費であり、その交付手続に関する問題点は検出されなかった。

補助金は、経理上は当事業に計上されているが、交付手続は、「しずおか元気旅推進事業費」(B-11)の事業メニュー「グループ旅行商品造成促進」の手続の中でまとめて実施されているため、同事業の中で確認し、当事業での検証は省略している。

③ 請負や委託などの契約について

当事業における委託料の内訳は、上記1(4)のとおりである。金額の上位5件を対象に、業者の選定手続から支出までの一連の手続を監査した結果、問題点は検出されなかった。

④ 事業の管理について 特記事項なし

⑤ 関連施設について 該当なし

(2) 指摘

なし

(3) 意見

なし

B-15 宿泊施設感染防止対策強化事業費

1 事業概要

(1) 概要

所管課	スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課		
根拠法令等	ふじのくに安全・安心認証(宿泊施設)制度 実施要綱		
主な事業内容	宿泊施設の申請に基づき、県が設定した認証基準に沿った、感染症対策が行われているのかをWEBによる申請（及び新規申請は現地確認）により審査する。基準を満たしていた場合は、認証した旨を通知するとともに、認証書とステッカーを交付する		
事業目的	宿泊事業者が実施する新型コロナウイルス感染症対策について、県がその安全性を認証する制度を設けることにより、県民及び県外の人々に宿泊施設における安全と信頼を提供する		
事業の必要性	新型コロナウイルスの感染が広がる中、旅行者に安全・安心な宿泊施設である旨を公に示して観光業を振興するため		
事業目標	何を	ふじのくに安全・安心認証(宿泊施設)制度の認証施設	
	いつまでに	令和5年3月31日	
	どのような状態にしたいか	新規認証施設を増やすとともに、認証制度の延長により、既に認証されている施設の認証の更新を進める	
事業期間	開始	令和4年度	終了予定 令和4年度
	新ビジョンにおける位置付け	政策	12 世界の人々との交流の拡大
		政策の柱	1 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大
		施策	(2) 将来にわたる経済発展に向けて来訪者の受入体制の強化
事業対象	県内の宿泊業事業者		
実施方法	業務委託		
実施主体	県		
連携部署	商工振興課、危機政策課、衛生課		

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越額 (a)			—
最終予算額 (b)			54,106
決算額 (c)			52,918
次年度繰越額 (d)			—

予実乖離率 (1-c/(a+b-d))			2.2%
予実乖離率が±20%超の場合の主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和4年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	4,186	
諸収入	402	会計年度任用職員の社会保険料の個人負担分
国庫	48,329	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
合計	52,918	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
報酬	4,403	非常勤報酬、期末手当、共済負担金、社会保険料
委託料	47,994	ふじのくに安全・安心認証(宿泊施設)制度事業業務委託
旅費	520	普通旅費、その他旅費
合計	52,918	

(4) 請負や委託等の契約 <令和4年度>

(単位：千円)

相手先	金額	内容
(株)電通東日本・(株)東海道 シグマ共同体	47,994	ふじのくに安全・安心認証(宿泊施設)制度事業業務委託
委託料 計	47,994	

(5) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の成果指標

区分	指標	目標値
新計画 (継続)	宿泊客数	2,200万人泊

② 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の活動指標

なし

③ 当事業固有の成果指標

なし

④ 当事業固有の活動指標

なし

2 監査結果

(1) 確認した状況

① 支出額の計上について

当事業の令和4年度の支出は、上記1(3)②のとおり、委託料が主な支出である。委託料については、下記2(1)③で、契約や交付手続等の検証と併せて、支出額の計上についても検証を行ったが、支出額の計上に関する問題点は検出されなかった。また、報酬は会計年度任用職員3人に対する報酬であり、支出額の明細を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

② 補助金等の支給について 該当なし

③ 請負や委託などの契約について

令和4年度の委託契約は、上記1(4)に記載している1件のみで、今回の監査では委託先の募集・選定、委託業務の完了検査、委託料の支出といった一連の手続について検証した。委託者の選定は、公募で募集した2者から企画提案を所管局内で審査して選定しているが、審査手続に問題点は検出されなかった。

④ 事業の管理について

当事業は、県の所管課と委託先業者が業務を分担して行っている。委託業者は宿泊事業者からの認証申請の受付、電話オペレーターによる対応、新規申請者の現地審査を行う。その結果を受けて、県所管課では認証の承認と宿泊事業者への通知、認証書及びステッカーの発送を行う。これらの一連の手続には、県所管課と委託先との連携が必須であり、常に情報共有を行っていた。また、書面ではなくWeb申請であることによって、申請内容の整合性などのチェックも自動化され、効率化が図られた。ただし、令和5年5月に新型コロナウイルスが第5類に分類されことをもって、認証制度期間は終了している。

⑤ 関連施設について 該当なし

(2) 指摘

なし

(3) 意見

なし

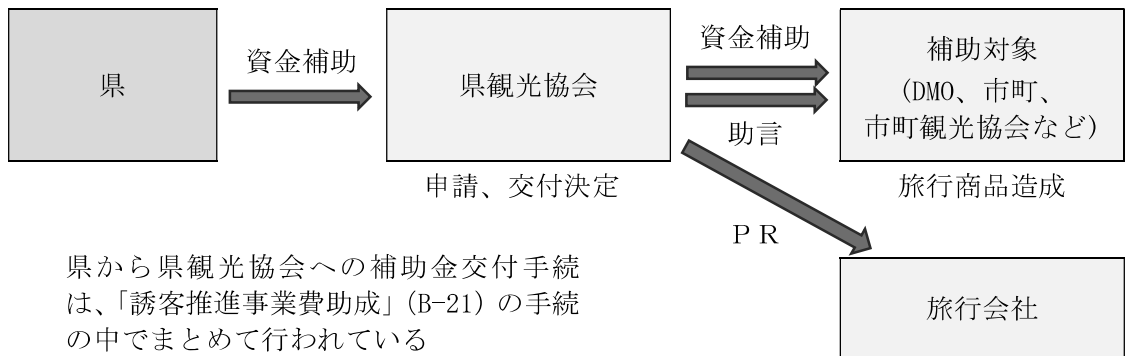
B-16 地域資源を活かした観光促進事業費

1 事業概要

(1) 概要

所管課	スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光振興課			
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・誘客推進事業費補助金交付要綱 ・誘客推進事業費補助金（商品企画定着促進事業）取扱要領 			
主な事業内容	持続可能な観光地づくりを図るため、地域が取り組む、静岡ならではの資源（食、歴史文化、サイクリング、ヘルスケア）を活かし、環境や地域に配慮した旅行商品の造成及び販売促進支援を行う			
事業目的	静岡ならではの資源を活用し、新たな旅行者ニーズに対応した旅行商品を造成することで、国内外からの旅行需要を本県に取り込み、来訪者の滞在期間の長期化や観光消費額の増大を図る			
事業の必要性	近年、旅行者ニーズが多様化しているため、旅行需要を本県に取り込むためには、本県でしか味わうことのできない、旅行者ニーズに沿った旅行商品の造成が不可欠である 県内市町、DMO等に上記旅行商品を造成してもらうためには、本事業による技術的・金銭的支援が必要である			
事業目標	何を	—		
	いつまでに	—		
	どのような状態にしたいか	国内外からの旅行需要を本県に取り込み、来訪者の滞在期間の長期化や観光消費額の増大		
事業期間	開始	令和4年度	終了予定	—
新ビジョンにおける位置付け	政策	12 世界の人々との交流の拡大		
	政策の柱	1 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大		
	施策	(1)しずおかの魅力で幸せと感動を呼ぶ観光サービスの創出		
事業対象	DMO、市町、市町観光協会、一般社団法人、NPO等			
実施方法	補助金			
実施主体	県、(公社)静岡県観光協会（以下、「県観光協会」という）			

※ 当事業のスキーム



補助対象が造成した旅行商品は県観光協会の「静岡県観光商品シート」に掲載され、旅行会社に紹介する

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越額 (a)			—
最終予算額 (b)			15,000
決算額 (c)			10,650
次年度繰越額 (d)			—
予実乖離率 (1 - c / (a + b - d))			29.0%
予実乖離率が±20%超の場合の主な要因			
令和4年度	<p>予算に対し、DMOや市町からの補助金申請額が少なかったため。その要因としては、主に4点が考えられる。</p> <p>① 補助率が50%なので、DMOや市町の経済負担がある上、造成された旅行商品も旅行会社等に取り扱われるわけではない。</p> <p>② これまでも旅行商品が造成されてきており、次々と新しい商品を生み出しにくくなっている。</p> <p>③ 当制度に内容が似ていて、かつ、補助率も高い制度が国（観光庁）にあるため。</p> <p>④ コロナ禍で事業者側の投資意欲が減退していたため。</p>		

(3) 事業費決算額の内訳 <令和4年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	5,325	
国庫	5,325	地方創生推進交付金 補助率：1/2
合計	10,650	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
負担金等(※)	10,650	誘客推進事業費補助金(商品企画定着促進事業)
合計	10,650	

※ 負担金等＝負担金、補助及び交付金

(4) 請負や委託等の契約 <令和4年度> 該当なし

(5) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の成果指標

区分	指標	目標値
新計画 (新規)	本県旅行に対する総合満足度	95%
	旅行者のリピート率	75%
新計画 (継続)	県内旅行消費額	8,000億円
	宿泊客数	2,200万人泊
	外国人宿泊客数	300万人泊
	観光交流客数	1億7,000万人

② 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の活動指標

区分	指標	目標値
新計画 (新規)	本県旅行に関するコンテンツ数	2,400件

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査結果

(1) 確認した状況

① 支出額の計上について

② 補助金等の支給について

当事業の令和4年度の支出は、上記1(3)②のとおり、県観光協会に対する誘客推進事業費補助金の交付のみである。当事業の県観光協会への補助金は、経理上は当事業に計上されているが、交付手続は「誘客推進事業費助成」(B-21)の手続の中でまとめて実施されており、監査も同事業の手続の中で検証し、結果もまとめて記載する。

③ 請負や委託などの契約について 該当なし

④ 事業の管理について 特記事項なし

⑤ 関連施設について 該当なし

(2) 指摘

なし

(3) 意見

なし

B-17 ガストロノミーツーリズム推進事業費

1 事業概要

(1) 概要

所管課	スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課		
根拠法令等	—		
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者委員会の開催 ・コーディネーターの設置と情報発信 ・モデルツアーの実施 ・研究会の開催 ・フォーラムの開催 		
事業目的	本県のガストロノミー（食・食文化）の魅力を活用した持続可能な観光地づくり		
事業の必要性	多彩で高品質な食材と文化・観光資源を活用し、本県の食と食文化を楽しめる来訪者満足度が高いツーリズムを興すことで、国内外からの誘客促進と地域の魅力向上を図ることが必要である		
事業目標	何を	県内旅行消費額	コーディネーターの支援による旅行商品造成数
	いつまでに	令和6年度	令和6年度
	どのような状態にしたいか	7,250億円	12件（各年度4件）
事業期間	開始	令和4年度	終了予定 令和6年度
新ビジョンにおける位置付け	政策	12 世界の人々との交流の拡大	
	政策の柱	1 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大	
	施策	(1)しずおかの魅力で幸せと感動を呼ぶ観光サービスの創出	
事業対象	観光事業者等		
実施方法	直接実施、業務委託、負担金		
実施主体	県		
連携部署	マーケティング課、文化政策課		

※1 ガストロノミーツーリズムとは、その土地の気候風土が生んだ食材、習慣、伝統、歴史などによって育まれた食を楽しみその土地の食文化に触れることを目的とした観光のことをいう。

※2 当事業の事業メニュー

事業メニュー	内容
(A) 有識者委員会	食文化、生産、料理、ツーリズム、食環境など各分野の専門家6人による委員会を年3回開催
(B) 推進事業	コーディネーターの設置、情報発信
(C) モデル事業	日帰り及び宿泊のモデルツアーを実施・検証
(D) 研究会	歴史、生産、料理、地理などの専門家による観光・生産・料理・大学関係者向けの講演・意見交換
(E) フォーラム	ガストロノミーツーリズムに関心のある企業、行政関係者向けのフォーラムの開催
(F) その他	奈良県ガストロノミーツーリズム世界フォーラムへの参加

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越額 (a)			—
最終予算額 (b)			40,000
決算額 (c)			38,513
次年度繰越額 (d)			—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)			3.7%
予実乖離率が±20%超の場合の主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和4年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	19,404	
国庫	19,109	地方創生推進交付金 (県 1/2)
合計	38,513	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	事業 メニュー	主な内容	
負担金等(1)	2,000	(E)	フォーラム開催経費負担金	
需用費	98	共通	消耗品費、印刷費	
委託料	35,787	(B)	20,893	情報発信
		(C)	9,900	モデルツアー
		(D)	4,994	研究会
旅費	364	共通	普通旅費、その他旅費	
役務費	49	共通	通信費	
報償費	213	(A)	有識者委員会委員報償	
合計	38,513			

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金

(4) 請負や委託等の契約 <令和4年度>

負担金

(単位：千円)

相手先	金額	事業 メニュー	内容
(株)時事通信社	2,000	(E)	ガストロノミーツーリズムの機運醸成と普及促進を図ることを目的としたフォーラムの開催に伴う経費負担金
負担金 計	2,000		

委託料

(単位：千円)

相手先	金額	事業 メニュー	内容
(株)静岡博報堂	20,893	(B)	ガストロノミーツーリズムコーディネーターの設置及び認知拡大に向けた情報発信
(株)静鉄リテイリング	4,950	(C)	ガストロノミーツーリズムのモデルツアーの実施
しずてつジャストライン(株)	4,950		
(株)シード	4,994	(D)	ガストロノミーツーリズム研究会の運営及び広報
委託料 計	35,787		

(5) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の成果指標

区分	指標	目標値
新計画 (新規)	本県旅行に対する総合満足度	95%
	旅行者のリピート率	75%
	地域への誇り、愛着を持つ県民の割合	90%
新計画 (継続)	県内旅行消費額	8,000 億円
	宿泊客数	2,200 万人泊
	観光交流客数	1 億 7,000 万人
旧計画 (廃止)	本県の旅行に大変満足した旅行者の割合	50%

② 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の活動指標

区分	指標	目標値
新計画 (継続)	県内食材の調達率が5割以上の宿泊施設の割合	50%
旧計画 (廃止)	旅行中のレジャー活動に占める体験型観光の割合	40%

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標

指標	コーディネーターの支援による旅行商品造成数		
年度	令和3年度	令和4年度	最終目標値 (令和6年度)
目標値	—	4	12 (累計)
実績値	—	4	

※ 当指標は国からの交付金申請で目標として掲げているものである。

2 監査結果

(1) 確認した状況

① 支出額の計上について

当事業の令和4年度の支出は、上記1(3)②のとおりで構成されている。

負担金については下記2(1)②で、委託料については、下記2(1)③で、それぞれ交付手続や契約手続等の検証と併せて、支出額の計上についても検証を行ったが、支出額の計上に関する問題点は検出されなかった。

② 補助金等の支給について

当事業では、上記1(3)②のとおり、(株)時事通信社に対してガストロノミーツアーリズムの機運醸成と普及促進を図ることを目的としたフォーラムの開催に伴う経費負担金を支出している。この負担金について、申請から交付確定までの一連の手続について確認したが、特に手続上の問題点は検出されなかった。

③ 請負や委託などの契約について

当事業では、三つの事業メニューで、上記1(4)に記載している4件の委託契約をしている。今回の監査では、この4件について、委託者の募集・選定、委託業務の完了検査、委託料の支出といった一連の手続について検証した。

いずれの契約も、複数業者からの企画提案を業者選定等委員会によって審査し、業者選定をし、随意契約としているが、委員会の評価手続及び結果に問題点は検出されなかった。

④ 事業の管理について

当事業では、広告代理店への業務委託をして、「ガストロノミーツアーリズム」という新しい旅行の楽しみ方や静岡県の食材・料理の魅力をPRして、県内に観光客を誘導しようとしている。その具体的なプロモーション方法として、YoutubeやTVerが活用されているが、県の事業計画や委託業者からの実績報告書には、評価指標(KPI)とすべき動画再生回数について、具体的な目標値や実績値が記載されておらず、契約関係の簿冊には、事業の成果を客観的に評価している状況は確認できなかった。

また、YoutubeやTVerに投稿した動画を将来的にどのようにするのかという点についても、明確になっていない。

⑤ 関連施設について 該当なし

(2) 指摘

なし

(3) 意見

① 当事業の在り方と目標設定について

「ガストロノミーツアーリズム」が提案する地元の食材や食文化を楽しむことは、昔からある旅行の楽しみ方の一つであり、決して、これまでにはなかったような新しい旅行の在り方を提案しているわけではない。それをあえて「ガストロノミーツアーリズム」というあまり聞き慣れない言葉で表現しているのは、目新しさの演出や、ブランディングを図ろうとしているからである。しかし、この言葉自体は、博報堂

の調査によれば、認知度が16%程度と言われている、ほとんどの人が知らない言葉である。また、言葉の新しさだけでなく、肝心の旅行の中身・内容についても、目新しさや新しい価値を提案できるのかが肝要であり、本当の意味で「ガストロノミーツーリズム」という文化が醸成するにはそれなりの時間が必要ではないかと思われる。

一方で、当事業は、国からの交付金を財源としている関係上、令和4年度から6年度の3年間という期間を区切った事業であり、この期間に一定の成果を出すことが求められる。上記1(5)④に当事業の固有の活動指標として、コーディネーターの支援によって旅行商品を令和6年度までに12件作り出すことを掲げているのも、交付金を申請する際に掲げた目標だからである。ただし、所管課は、旅行商品を作ることはあくまでも手段であって、それをより多くの人に利用してもらって初めて、観光振興の成果になるという意味で、成果指標ではなく活動指標と捉えている一方で、ガストロノミーツーリズム目的の旅行者数を直接的に把握することが困難として、当事業固有の評価指標は設定できていない。

所管課としては、令和4年度当時は、国からの交付金を財源としている関係上、令和6年度までを区切りとしていたが、現状は、令和7年度以降も継続してガストロノミーツーリズムを積極的に展開していく必要があると考えている。そうであれば、長期と短期に分けて、成果や活動を評価しても良いと思われる。つまり、上記の「旅行商品を作ることはあくまでも手段であって、それをより多くの人に利用してもらって初めて、観光振興の成果になる」という捉え方は長期的な視点であるが、これに対して、令和6年度までの期間(短期)は、ガストロノミーツーリズムという文化を醸成させるためのプロモーション活動や準備の期間で、令和7年度以降に本格的な誘客活動につなげるための旅行商品や動画を作成することを成果とし、旅行商品の開発数やYoutubeやTVerに投稿した動画の再生回数を令和6年度までの短期の成果指標として捉えることもできる。

実際に、「ガストロノミーツーリズム」推進事業は、現在、国としても力を入れている事業であり、県の観光施策の中でも目玉と言える施策である。令和7年度以降も継続して、事業を展開していくことが想定されるのであれば、長期的な事業固有の成果指標も明確に設定し、今後の具体的な誘客活動の成果を定量的に評価できるようにしておくべきである。この点、ガストロノミーツーリズム目的の旅行者数を直接的に把握することは困難であるとしても、所管課が毎年実施している「観光の流動実態と満足度調査」の中で“食”に関する満足度や旅行目的などが調査項目に入っているため、これらを成果指標として、基準年度の実績値に対して、一定期間経過後の目標値を具体的に設定することなどを提案する。

B-18 中央日本四県観光交流促進事業費

1 事業概要

(1) 概要

所管課	スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光振興課			
根拠法令等	教育旅行誘致促進事業費補助金交付要綱			
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の食をテーマとした中央日本四県周遊企画 ・ NEXCO 中日本と連携した域内周遊促進 ・ 連携プロモーション（山の洲観光展など） ・ アニメコンテンツを活用した誘客促進 ・ 教育旅行を活用した域内交流の促進 			
事業目的	環境と経済が両立した社会の形成を図るため、中央日本四県（新潟県、長野県、山梨県、静岡県）による域内周遊及び域内への誘客の促進を図り、観光分野における「バイ・山の洲」（※1）を展開する			
事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣県域内でのマイクロツーリズムの推進 ・ 近隣県と連携した広域周遊の促進 ・ 中部横断自動車道の全線開通（令和3年8月）を契機に、自然、スポーツ文化、歴史伝統、食を活かした商品づくりや情報発信、教育旅行誘致により域内観光交流を促進させ、域内のマイクロツーリズムを推進する 			
事業目標	何を	—		
	いつまでに	—		
	どのような状態にしたいか	域内での交流や域外からの誘客を促進し、多くの観光客が訪れるエリアに発展させていく		
事業期間	開始	令和4年度	終了予定	—
新ビジョンにおける位置付け	政策	12 世界の人々との交流の拡大		
	政策の柱	1 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大		
	施策	(1) しずおかの魅力で幸せと感動を呼ぶ観光サービスの創出		
事業対象	域内の住人と大都市圏の消費者			
実施方法	業務委託、補助金			
実施主体	県、（公社）静岡県観光協会			
連携部署	空港振興課（アニメコンテンツ）			

※1 バイ・山の洲（くに）

中央日本四県（静岡県、山梨県、長野県、新潟県）が連携し、それぞれの県民に4県の県産品の購入や施設の利用を呼び掛けることで、新たな経済圏の創出を進める取組。

※2 当事業の事業メニュー

事業メニュー	内容
(A) 域内周遊・域内誘客	(イ) 地元の食をテーマとした周遊企画 (ロ) NEXCO中日本と連携した域内周遊促進 (ハ) アニメ『ゆるキャン△』を活用した誘客促進 (※3) (ニ) 山の洲連携プロモーション
(B) 域内交流	県観光協会に対する教育旅行関連事業の補助 (ホ) ふじのくに教育旅行パッケージの構築 (ヘ) 教育旅行説明会の開催 (ト) 中央日本四県の小・中・高・特別支援学校等に対する静岡県での教育旅行費支援

※3 事業メニュー(A)-(ハ)は、空港振興課が執行している。

アニメ『ゆるキャン△』は、山梨県、静岡県、長野県等を舞台に、女子高生の主人公たちがキャンプを通じて友情を育んでいくストーリーで、静岡県内全域のキャンプ場・観光施設等が登場した。なお、アニメの公式ツイッターのフォロワー数は30万人以上を擁する。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越額 (a)			—
最終予算額 (b)			53,000
決算額 (c)			45,114
次年度繰越額 (d)			—
予実乖離率 ($1 - c / (a + b - d)$)			14.9%
予実乖離率が±20%超の場合の主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和4年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	17,197	
国庫	27,917	地方創生推進交付金（補助率1/2）：16,923千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（補助率10/10）：10,993千円
合計	45,114	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
負担金等(※1)	19,937	<事業メニュー(B)> 県観光協会の教育旅行事業に対する補助金
委託料	25,177	<事業メニュー(A)> 中央日本四県域内での周遊・誘客促進の企画
合計	45,114	

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金

※2 事業メニュー別の支出内訳

(単位：千円)

事業メニュー		負担金等	委託料
(A)	(イ) 地元の食をテーマとした周遊企画	—	12,233
	(ロ) NEXCO中日本と連携した域内周遊促進	—	3,993
	(ハ) アニメコンテンツを活用した誘客促進	—	7,994
	(ニ) 山の洲連携プロモーション	—	957
(B)	(ホ) ふじのくに教育旅行パッケージの構築	8,845	—
	(ヘ) 教育旅行説明会の開催	97	—
	(ト) 静岡県での教育旅行費支援	10,993	—
合計		19,937	25,177

(4) 請負や委託等の契約 <令和4年度>

(単位：千円)

相手先	金額	事業メニュー	内容
名鉄観光サービス(株) 静岡支店	13,190	(A)-(イ)	地元の食をテーマとした中央日本四県周遊企画：12,233千円
		(A)-(ニ)	山の洲連携プロモーション：957千円
中日本高速道路(株)	3,993	(A)-(ロ)	NEXCO 中日本と連携した域内周遊促進
(株)デイリーインフォメーション	3,449	(A)-(ハ)	アニメ『ゆるキャン△』を活用した利用促進
静岡放送(株)	2,500	(A)-(ハ)	アニメ『ゆるキャン△』を活用したラジオ番組の制作
(公社)やまなし観光推進機構	1,450	(A)-(ハ)	アニメ『ゆるキャン△』を活用した身延線沿線イベント企画
(一財)静岡経済研究所	594	(A)-(ハ)	アニメツーリズム経済波及効果推計
委託料 計	25,177		

(5) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の成果指標

区分	指標	目標値
新計画 (新規)	本県旅行に対する総合満足度	95%
	旅行者のリピート率	75%
新計画 (継続)	県内旅行消費額	8,000 億円
	宿泊客数	2,200 万人泊
	観光交流客数	1 億 7,000 万人

② 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の活動指標

区分	指標	目標値
新計画 (新規)	本県旅行に関するコンテンツ数	2,400 件

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査結果

(1) 確認した状況

① 支出額の計上について

当事業の令和4年度の支出は、上記1(3)②のとおり、中央日本四県の域内での周遊・誘客促進の企画の委託料(事業メニュー(A))と県観光協会の教育旅行事業に対する補助金(事業メニュー(B))で構成されている。

補助金については下記2(1)②で、委託料については、下記2(1)③で、それぞれ交付手続や契約手続等の検証と併せて、支出額の計上についても検証を行ったが、支出額の計上に関する問題点は検出されなかった。

② 補助金等の支給について

当事業では、県観光協会の教育旅行事業に対して補助金を交付しているが、その内訳別の当初予算額と決算額は、次のとおりである。(単位：千円)

内訳	当初予算額	決算額
(ホ) ふじのくに教育旅行パッケージの構築	10,000	8,845
(ハ) 教育旅行説明会の開催	2,000	97
(ト) 中央日本四県の小・中・高・特別支援学校等に対する静岡県での教育旅行費支援	50,000	10,993
計	62,000	19,937

上記の三つの事業内容のうち、中核となるのは(ト)の学校に対する教育旅行支援であるが、新型コロナウイルスの感染状況が収束していく中で、教育旅行先をコロナ以前の首都圏等に戻す動きが出始めたことや、国から後発の同様の補助制度が出されたことなどにより申請する学校が想定を大きく下回り、実績額が当初予算の5分の1にとどまることとなった。

一方、県観光協会は当事業に関する支出財源は、当事業による県からの補助金だけということもあって、4月の交付決定時点で5月に43,400千円の概算払を認め、実施していたが、結果としては払い過ぎとなり、3月に過大支払分の払戻しを受けたことを確認した。

③ 請負や委託などの契約について

当事業では、中央日本四県の域内での周遊・誘客促進の企画（事業メニュー(A)）として、上記1（4）に記載している6件の委託契約をしている。今回の監査では、このうち、金額上位の5件について、委託者の募集・選定、委託業務の完了検査、委託料の支出といった一連の手続について検証した。

委託者の選定は、契約金額の最も大きかった案件（以下、「契約1号」という。）については、公募で募集した3者から企画提案を所管局内で審査して選定しているが、審査手続に問題点は検出されなかった。また、残りの4件の契約は委託業務の内容から、他の業者に代替できないという理由で単独随意契約としているが、その判断についても合理性が認められると判断した。

契約1号は、「地元の食をテーマとした周遊企画」(事業メニュー(A)-(イ))として、9月に契約を締結しているが、1月に「山の洲連携プロモーション」(事業メニュー(A)-(ニ))に関するPRイベントを追加する内容変更と契約額の増額(957千円)をしている。さらに、3月には「地元の食をテーマとした周遊企画」(事業メニュー(A)-(イ))のイベント参加者数が想定数を下回ったことなどから経費が抑えられたことで内容変更と契約額の減額(△2,720千円)をしている。これらの一連の手続について、1月に追加した委託事業を元契約の事業者へ委託する合理性、事業内容の相関性、予定していた内容が一部実施できなかった経緯について、所管課に対してヒアリングを行ったが、問題点は特に検出されなかった。

④ 事業の管理について

当事業の事業メニューは、中央日本四県の域内での周遊・誘客促進の企画の委託料(事業メニュー(A))と県観光協会の教育旅行事業に対する補助金(事業メニュー(B))で二分される。事業メニュー(B)が中央日本四県の学校を対象にした静岡県内での教育旅行に対する補助事業であったことから、一つの事業にまとめられていたが、事業内容の相関性は薄く、所管課内でも担当者を分けていたことなどからも、一つの事業にまとめる必要性はなかったと思われる。

なお、令和5年度は、教育旅行補助事業の対象を中央日本四県に限定せず、広く日本全国から受け入れることを目指すようにしたことを受け、当事業から切り離しているため、事業区分の見直しは解決済みである。

⑤ 関連施設について 該当なし

(2) 指摘

なし

(3) 意見

① 県観光協会に対する補助金の概算払について

当事業では、上記2(1)②の後段に記載のとおり、県観光協会に対して補助金の概算払を払い過ぎて、3月に過大支払分の払戻しを受けている。

概算払は、5月に5月から12月までの支出見込額43,400千円、1月に残りの18,600千円(計62,000千円)を先渡しする形で承認されていた。しかし、補助金の支出内容の中核は、申請があった学校に対する教育旅行費用の一部を助成するもので、県観光協会から学校への助成金の支払は学校からの実績報告を受けた後になるため、概算払の時期や金額をもっと細かく分割して設定しておけば、実際の申請状況を見ながら概算払の金額を調整することも可能であった。令和4年度は、中央日本四県の学校を対象にする補助事業が初めての試みで、実際にどの程度の申請があるのか分からない状況だったことを考え合わせると、概算払の時期や金額の検討が不十分だったと言わざるを得ない。

本来、補助金は補助事業完了後に支払うのが原則であり、補助事業者が事業を行う際の支出財源がない場合などに、補助事業者が申請し、県が承認する形で例外的に概算額を先に支払う概算払という方法が認められる。このような取扱いになっているのは、補助金の原資が税金であり、補助経費が適正に使われることを担保するとともに、後から払い過ぎてしまった分が回収できなくなることを防ぐためである。したがって、所管課は、補助事業者からの概算払の申請に対して、過大な概算払が起きないように慎重に概算払の時期や金額の検討をする責任がある。

県観光協会が補助事業を行う場合、事業の財源が補助金に限られるため、概算払を申請するケースが多い。したがって、所管課には、同様の事案が生じないように、本件について、概算払の承認時に具体的などのような検討が行われたのか、なぜ過払いが生じる可能性について検討できなかったのか、といった原因分析や再発防止の検討を実施し、それを基に今後の県観光協会とのやりとりに生かすことを求める。

② 県観光協会の事業の管理について

補助事業や委託事業の内容の検証は、主に、補助金の交付確定時や委託事業の実績報告時に行うと思われるが、例えば、「予定通り実施できた」などの定性的な説明や結果の情報だけを見ても評価が難しい。そのため、事業運営は県観光協会に任せるとしても、所管課が事業ごとに具体的な目標値を明確に設定し、実績値との比較や評価を厳格にして、反省点を次年度以降の事業計画と目標設定に反映させていくという管理サイクルで事業をコントロールすべきである。

このことを令和4年度の当事業の教育旅行に当てはめてみると、生徒一人当たりの補助額が宿泊の場合には2,000円、日帰りの場合には1,000円と設定されているので、予算額を設定する際に、想定する補助対象人数を目標設定することは可能ではある。しかし、県の予算資料にも行政資料にも、目標とする補助対象人数の記載はない。目標値がなければ、実績値との比較も行われず、事後評価も予算策定時の想定に比べて、応募数が少なかったという定性的な分析だけで終わっている。これでは、所管課が事業を十分にコントロールしているとは言えない。

所管課は、今後の県観光協会に対する個々の補助事業について、具体的な目標値を明確に設定し、県観光協会と目標を共有しながら事業を進めていくことを求める。

B-19 浙江省誘客強化事業費

1 事業概要

(1) 概要

所管課	スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光振興課			
根拠法令等	—			
主な事業内容	浙江省との友好提携 40 周年記念事業の一環として、オンラインのファミツアー（※1）や情報発信を実施			
事業目的	本県と浙江省の友好関係の認知度向上と訪日旅行の目的地となるきっかけづくりの場を提供する			
事業の必要性	新型コロナウイルス感染症により渡航制限が講じられる中、本県が重点市場とする中国からのインバウンド回復に向けた取組が必要			
事業目標	何を（※2）	Weibo（※2） 登録者数	WeChat（※3）ミニプログラム マイミニプログラム閲覧数	
	いつまでに	令和4年度末		令和4年度末
	どのような状態にしたいか	登録者数 20%増		月間閲覧数 3 倍
事業期間	開始	令和4年度	終了予定	令和4年度
	新ビジョンにおける位置付け	政策	12 世界の人々との交流の拡大	
		政策の柱	1 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大	
		施策	(3) 訪れる人と迎える地域の満足度を高める観光DXの促進	
事業対象	中国現地旅行会社・メディア・富裕層			
実施方法	業務委託			
実施主体	県			

※1 ファムツアー（ファミトリップ）とは、慣れ親しませるという意味の Familiarization（ファミリアライゼーション）からきており、海外の旅行関係者や旅行メディア、人気インフルエンサーなどを日本へ招待した上で実施する視察ツアーのことで、訪日旅行商品の造成へつなげたり、SNS やブログで海外へ情報発信したりするプロモーション施策の一つ。令和4年度の実際取組としては、一人の中国人インフルエンサーが静岡県に3回訪れ、動画の撮影を行っている。

※2 Weibo（ウェイボー／微博）は、中国のSNSで、日本におけるX（旧ツイッター）のように広く利用されている。

※3 WeChat（ウィーチャット／微信）は、中国のメッセージングアプリで、日本におけるLineのように広く利用されている。いずれも、県の上海事務所がアカウントを持ち、中国国内向けの情報発信に活用している。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越額 (a)			—
最終予算額 (b)			7,000
決算額 (c)			6,996
次年度繰越額 (d)			—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))			0.1%
予実乖離率が±20%超の場合の主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和4年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
国庫	6,996	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (補助率：10/10)
合計	6,996	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
委託料	6,996	中国浙江省との友好提携 40周年に係るオンラインのファム ツアー実施業務委託
合計	6,996	

(4) 請負や委託等の契約 <令和4年度>

(単位：千円)

相手先	金額	内容
(株)行楽ジャパン	6,996	中国浙江省との友好提携 40周年に係るオンラ インファムツアー実施業務委託
委託料 計	6,996	

7者からの企画競争入札方式（プロポーザル）から選定

(5) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の成果指標

区分	指標	目標値
新計画 (継続)	外国人宿泊客数	300万人泊

② 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の活動指標 なし

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査結果

(1) 確認した状況

① 支出額の計上について

当事業の令和4年度の支出は、上記1(3)②のとおり、1件の委託料のみである。下記2(1)②での、入札手続や委託契約・委託料の交付手続等の検証に伴い、支出額の計上についても検証を行ったが、支出額の計上に関する問題点は検出されなかった。

② 補助金等の支給について 該当なし

③ 請負や委託などの契約について

委託契約は、企画提案競争入札方式を採用している。7者からの応募があり、募集から企画提案の選定、委託業務の完了検査、委託料の支出といった一連の手続について検証し、特に問題がないことを確認した。

④ 事業の管理について

当事業に関する書類として事業進行スケジュール表や、所管課担当者の出張に係る復命書、県内観光事業者の募集公告などを確認した。委託業務内容は、中国人観光客に対する県内の観光情報を発信するオンラインファミツアーの配信であるが、委託先に全て任せるのではなく、県も積極的に事業に参加していることを確認した。

⑤ 関連施設について 該当なし

(2) 指摘

なし

(3) 意見

なし

B-20 誘客推進事業費

1 事業概要

(1) 概要

所管課	スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光振興課			
根拠法令等	—			
主な事業内容	県海外事務所運営、県内周遊促進事業、観光情報発信事業、各種団体負担金			
事業目的	近隣県等との広域連携による情報発信や、県海外4事務所による現地旅行会社への情報提供、観光展や商談会への出展等により、本県の魅力を発信し、訪日外国人旅行者の誘客を促進する			
事業の必要性	近隣県との広域連携による情報発信、県海外事務所の運営及び観光情報の発信事業など、県の観光事業の基礎となる事業である			
事業目標	何を	—		
	いつまでに	—		
	どのような状態にしたいか	本県の豊かな地域資源を活用したテーマ性や付加価値のある観光資源を全国へ発信し、滞在日数の延長を目指す		
事業期間	開始	令和4年度	終了予定	—
	新ビジョンにおける位置付け	政策	12 世界の人々との交流の拡大	
		政策の柱	1 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大	
		施策	(1)しずおかの魅力で幸せと感動を呼ぶ観光サービスの創出	
事業対象	各種団体等（(公社)日本観光振興協会、全国家康公ネットワーク、大型観光キャンペーン推進協議会、富士箱根伊豆国際観光テーマ地区協議会、東海地区外国人観光客誘致促進協議会、(一社)中央日本総合観光機構、県海外事務所)			
実施方法	負担金、補助金、その他報償費			
実施主体	県、各種団体等			

※1 当事業の再編

令和3年度まで、国内誘客推進事業費、海外誘客推進事業費、商品企画定着促進事業費、スポーツイベント誘客対策強化事業費として誘客の事業を行ってきたが、専門人材の専門性を発揮し、県観光協会において補助金として支出することが適する事業については、補助事業として一元化する等の事業の整理を行った。

(単位：千円)

令和3年度			令和4年度	
事業名	予算額		事業名	予算額
国内誘客推進事業費	71,800	⇒	当事業 誘客推進事業費 <B-20>	55,000
海外誘客推進事業費	101,800		誘客推進事業費助成 <B-21>	133,000
商品企画定着促進事業費	56,000		計	188,000
スポーツイベント誘客対策 強化事業費	42,600			
計	272,200			

令和4年度の予算額の減少は、主に令和3年度のスポーツイベント誘客対策強化事業費が東京オリンピックに関連したものであったことによる。

※2 当事業の事業メニュー

事業メニュー	内容
(A) 各種団体負担金	(イ) 全国広域観光事業費負担金 (ロ) 全国家康公ネットワーク (ハ) 大型観光キャンペーン推進事業 (ニ) 富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会 (ホ) 東海地区外国人観光客誘致促進協議会 (ヘ) (一社)中央日本総合観光機構
(B) 県海外事務所運営経費	(ト) 海外事務所運営経費 (チ) パンフレット作製経費
(C) 県内周遊の促進 観光情報整備・発信事業	(リ) 富士山静岡空港観光交流促進事業 (ヌ) 富士山カレンダー作成 (ル) ふじのくに観光大使・公使 (レ) 観光振興アドバイザーの派遣 (リ) 訪日教育旅行受入事業 (カ) ヘミングウェイカップを活用した観光情報発信 (ヨ) 観光MICEの推進

- (A) 県が加盟する観光関連の協議会等の年会費を負担金として支出
- (B) 県海外事務所（ソウル、台湾、上海、シンガポール）の観光宣伝活動費（主には職員の人件費）と、観光パンフレット作製費を負担金として支出
- (C) (リ)…藤枝市の空港アクセスバス事業の補助
(ヌ)…県観光協会がNHKと共催する写真コンテストに対する負担金の支出
(ル)…観光大使・公使を委嘱した著名人に対する報酬（令和4年度実績なし）
(レ)…市町に派遣する観光振興アドバイザーに対する報酬
(リ)…海外の学校の教育旅行の受入の調整
(カ)…ヘミングウェイカップでの本県PRブースのコマ代
(ヨ)…MICE（国際会議や展示会などのビジネスイベント）の推進活動費用（令和4年度実績なし）

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越額 (a)			—
最終予算額 (b)			54,450
決算額 (c)			53,278
次年度繰越額 (d)			—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))			2.2%
予実乖離率が±20%超の場合の主な要因	該当なし		

(3) 事業費決算額の内訳 <令和4年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	52,168	
寄付金	310	ふるさと納税応援寄付金
繰入金	800	富士山後世継承基金繰入金 <事業メニュー(C)-(ヌ)>
合計	53,278	

② 支出

(単位：千円)

節項目	事業メニュー (A)	事業メニュー (B)	事業メニュー (C)	その他 (共通経費)	計
負担金等(※1)	35,400	12,800	3,130	—	51,330
需用費	—	—	90	82	173
委託料	—	—	96	—	96
旅費	—	—	94	724	818
役務費	—	—	—	11	11
使用料等(※2)	—	—	—	3	3
報償費	—	—	296	200	496
備品購入費	—	—	—	348	348
合計	35,400	12,800	3,708	1,369	53,278

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金

※2 使用料等＝使用料及び手数料

※3 事業メニュー別の支出内訳（当初予算との比較）

（単位：千円）

事業メニュー別の内訳		当初予算額	決算額	費目
(A)	(イ) 全国広域観光事業費負担金	2,300	2,300	負担金
	(ロ) 全国家康公ネットワーク	100	100	〃
	(ハ) 大型観光キャンペーン推進事業	25,000	25,000	〃
	(ニ) 富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会	4,000	4,000	〃
	(ホ) 東海地区外国人観光客誘致促進協議会	1,000	1,000	〃
	(ヘ) (一社) 中央日本総合観光機構	3,000	3,000	〃
(B)	(ト) 海外事務所運営経費	12,000	12,000	〃
	(チ) パンフレット作製経費	800	800	〃
(C)	(リ) 富士山静岡空港観光交流促進事業	2,000	2,000	補助金
	(ヌ) 富士山カレンダー作成	800	800	負担金
	(ル) ふじのくに観光大使・公使	800	—	
	(レ) 観光振興アドバイザーの派遣	900	391	報償費 旅費
	(リ) 訪日教育旅行受入事業	1,000	96	委託料
	(カ) ヘミングウェイカップを活用した観光情報発信	1,000	420	負担金 需用費
	(コ) 観光MICEの推進	300	—	
その他（共通経費）		—	1,369	
計		55,000	53,278	

（４）請負や委託等の契約 ＜令和４年度＞

（単位：千円）

相手先	金額	内容
(一社) 地域振興交流協会	96	(C)-(リ) 京畿機械工業高校(ソウル)受入調整業務
委託料 計	96	

（５）成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の成果指標

区分	指標	目標値
新計画 (新規)	本県旅行に対する総合満足度	95%
	観光客に来てほしいと考える県民の割合	50%
	旅行者のリピート率	75%
	地域への誇り、愛着を持つ県民の割合	90%

新計画 (継続)	県内旅行消費額	8,000 億円
	宿泊客数	2,200 万人泊
	外国人宿泊客数	300 万人泊
	観光交流客数	1 億 7,000 万人

② 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の活動指標

区分	指標	目標値
新計画 (新規)	本県旅行に関するコンテンツ数	2,400 件
新計画 (新規)	本県旅行に関するコンテンツ数	2,400 件

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査結果

(1) 確認した状況

① 支出額の計上について

当事業の令和4年度の支出は、上記1(3)②のとおり、多くの費目で構成されている。このうち、補助金については下記2(1)②で、委託料については、下記2(1)③で、それぞれ交付手続や契約手続等の検証と併せて、支出額の計上についても検証を行った。

その他の費目については、内訳データを確認した上で、金額的重要性などを鑑み、下表の支出を抽出して、関係資料を確認した。

(単位：千円)

費目	事業メニューの内訳	金額	内容
需用費	(C)-(カ)ヘミングウェイカップ	90	ノベルティグッズ製作
報償費	(C)-(ク)観光振興アドバイザーの派遣	296	アドバイザー報酬
備品購入費	共通経費	348	PC・タブレット

上表のうち、備品購入費 348 千円は、事業メニュー(C)-(ク)「訪日教育旅行受入事業」で委託料として予算化していたものを、3月に流用したものであるが、部内経理課における流用の承認処理手続の実施状況も確認を行った。

以上の検証の結果、支出額の計上に関する問題点は検出されなかった。

② 補助金等の支給について

当事業の令和4年度の負担金、補助金の支給状況は下表のとおりであるが、このうち、補助金は、(C)-(リ)「富士山静岡空港観光交流促進事業」の藤枝市に対する空港アクセスバス事業の補助だけで、それ以外は全て負担金として支出されている。

(単位：千円)

事業メニュー別の内訳		支出先	支出額
(A)	(イ) 全国広域観光事業費負担金	(公社) 日本観光振興協会	2,300
	(ロ) 全国家康公ネットワーク	全国家康公ネットワーク (静岡商工会議所内)	100
	(ハ) 大型観光キャンペーン推進事業	静岡県大型観光キャンペーン推進協議会 (事務局：県観光協会)	25,000
	(ニ) 富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会	富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会 (山梨県観光文化 部観光振興課内)	1,000
		富士箱根伊豆国際観光テーマ地区静岡県協議会 (県観光振興課内)	3,000
	(ホ) 東海地区外国人観光客誘致促進協議会	東海地区外国人観光客誘致促進協議会 (事務局：愛知県国際観光 コンベンション課)	1,000
	(ヘ) (一社) 中央日本総合観光機構	同左	3,000
(B)	(ト) 海外事務所運営経費	県・海外事務所	12,000
	(チ) パンフレット作製経費	県・海外事務所	800
(C)	(リ) 富士山静岡空港観光交流促進事業	藤枝市	2,000
	(ル) 富士山カレンダー作成	県観光協会	800
	(ロ) ヘミングウェイカップを活用した観光情報発信	(株) 静岡新聞社	330
計			51,330

上表の中で、(B)-(ト)は、ソウル、台湾、上海、シンガポールの海外事務所の観光専任職員の人件費と宣伝活動費を負担金として支出している。海外事務所の支出については、50万円を超える支出を行う場合は、予算担当課である所管課と協議することとなっており、令和4年度分の協議関係簿冊で手続が適切に行われていることを確認した。

また、人件費（観光専任職員の給与等）については、当事業からの支出額と現地での給与支出額との差額を所管課ではなく、知事直轄組織の地域外交課が調整していることを確認した。

その他の補助金・負担金についても、交付に関する手続を確認し、いずれも手続に不備がなかったことを確認した。

③ 請負や委託などの契約について

令和4年度の委託料は、上記1(4)に記載している1件のみで、事業メニュー(C)-(7)「訪日教育旅行受入事業」として、韓国の京畿機械高校の生徒28人が教育旅行中に県内の学校へ訪問するための調整を、このような業務を県内で専門的に行っている(一社)地域振興交流協会に委託したものである。

委託者の選定、委託業務の完了検査、委託料の支出といった一連の手続について検証した。委託者の選定は予定価格が10万円以下のため、見積徴取も1者のみであるが、県のルールに照らして問題はないと判断した。また、完了検査は、委託者からの実績報告書の確認だけでなく、県担当者も京畿機械高校と訪問先の学校の生徒との交流の場にも同席していることを確認した。

また、当事業メニューでは例年、通年単位で委託契約をしていたが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で訪日教育旅行の再開が不透明だったことから、実施の見通しが立ってから契約手続をしており、適切な対応だったと考える。

④ 事業の管理について

ア 予算策定

上記1(3)②の事業メニューの内容別の内訳の表を見ると、決算額のない、又は決算額が当初予算額を大きく下回ったものが散見される。これらについて、所管課へのヒアリング、簿冊確認を行い、当初予算と実際の状況を比較した結果が下表である。

(単位：千円)

事業メニュー別の内訳		予算額	状況
		決算額	
(C)	(ル)ふじのくに観光大使・公使	800	観光大使・公使のイベント出演料を1回当たり10万円×4回と見積もっているが、不実施。
		—	
	(7)観光振興アドバイザーの派遣	900	市町からのアドバイザーの派遣要請が想定を下回った。(予算：10回、実際：6回)
		391	
	(7)訪日教育旅行受入事業	1,000	① 訪日教育旅行の件数が想定を下回った。(予算：5件、実際：1件) ② 例年行われるJNTO(日本政府観光局)が主催する台湾の教育旅行関係者の視察受入を予算化していたが、令和4年度は不実施。(令和5年度は実施見込)
		96	
(カ)ヘミングウェイカップを活用した観光情報発信	1,000	イベントの主催者が一括して展示ブースを設置することとなり、県が自前で展示ブースを用意する必要がなくなった。	
	420		
(3)観光MICEの推進	300	不実施	
	—		

決算額が計上された3件(7・7・カ)については、コロナ禍で見通しが難しい面があり、予算策定時の想定と実際が乖離した結果であることを確認した。

決算額が計上されなかった2件のうち、(ル)については、予算の内訳を形式的に作成しているものの、いつ、どのようなことをやるのか、といった具体的な内容の検討がほとんどできていなかったように思われる。(ヨ)は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、協議会が実施できなかったことによる。

⑤ 関連施設について 該当なし

(2) 指摘

なし

(3) 意見

なし

B-21 誘客推進事業費助成

1 事業概要

(1) 概要

所管課	スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光振興課			
根拠法令等	誘客推進事業費補助金交付要綱、 誘客推進事業費補助金（商品企画・販売支援事業、旅行商品を活用した情報発信・造成支援事業、観光情報発信推進事業、海外誘客強化事業、商品企画定着促進事業）取扱要領			
主な事業内容	誘客推進事業費の助成等（商品企画・販売支援事業、旅行商品を活用した情報発信・造成支援事業、観光情報発信推進事業、海外誘客強化事業、商品企画定着促進事業）			
事業目的	国内外からの旅行需要を取り込み、滞在期間の長期化や観光消費額の増大を図る			
事業の必要性	本県の観光地域づくりの司令塔である県観光協会（県域 DMO）の専門人材を活用するため、県観光協会に助成する			
事業目標	何を	—		
	いつまでに	—		
	どのような状態にしたいか	国内外からの旅行需要を取り込み、滞在期間の長期化や観光消費額の増大		
事業期間	開始	令和4年度	終了予定	—
	新ビジョンにおける位置付け	政策	12 世界の人々との交流の拡大	
		政策の柱	1 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大	
		施策	(1)しずおかの魅力で幸せと感動を呼ぶ観光サービスの創出	
事業対象	県観光協会			
実施方法	補助金			
実施主体	県			

※1 当事業の再編

令和3年度まで、国内誘客推進事業費、海外誘客推進事業費、商品企画定着促進事業費、スポーツイベント誘客対策強化事業費として誘客の事業を行ってきたが、専門人材の専門性を発揮し、県観光協会において補助金として支出することが適する事業については、補助事業として一元化する等の事業の整理を行った。

(単位：千円)

令和3年度		⇒	令和4年度	
事業名	予算額		事業名	予算額
国内誘客推進事業費	71,800		誘客推進事業費 <B-20>	55,000
海外誘客推進事業費	101,800		当事業 誘客推進事業費助成 <B-21>	133,000
商品企画定着促進事業費	56,000		計	188,000
スポーツイベント誘客対策 強化事業費	42,600			
計	272,200			

令和4年度の予算額の減少は、主に令和3年度のスポーツイベント誘客対策強化事業費が東京オリンピックに関連したものであったことによる。

「誘客推進事業費」(B-20)と当事業の「誘客推進事業費助成」(B-21)は、ともに静岡県に観光客を呼び込むための関係団体との連携事業であるが、県観光協会に対する補助金の支出を当事業(B-21)に集約して、それ以外の団体への負担金などを「誘客推進事業費」(B-20)に区分している。

※2 当事業の事業メニュー

事業メニュー	内容
(A) 国内誘客関係事業費	(イ) 商品企画・販売支援事業 (ロ) 旅行商品を活用した情報発信・造成支援事業 (ハ) 観光情報発信推進事業
(B) 海外誘客関係事業費	(ニ) T S J (注) の取組支援
(C) 商品企画関係事業費	(ホ) 付加価値の高い商品企画への支援 (ヘ) オペレーター機能の強化

注 T S J (県域DMO「静岡ツーリズムビューロー」)とは、県観光協会内に設置された県全域を対象エリアとするDMOであり、本県のインバウンド施策の司令塔となり、マーケティングとマネジメントを行うとともに、地域のDMOを支援している。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越額 (a)			—
最終予算額 (b)			133,000
決算額 (c)			132,791
次年度繰越額 (d)			—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))			0.2%
予実乖離率が±20%超の場合の主な要因			該当なし

(3) 事業費決算額の内訳 <令和4年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	132,791	
合計	132,791	

② 支出

(単位：千円)

節項目	金額	主な内容
負担金	230	東京観光営業所事務所賃借料 <事業メニュー(イ)>
補助金	132,325	県観光協会 <下記※2 参照>
旅費	23	職員旅費 <事業メニュー(イ)>
使用料等(※1)	211	大阪観光営業所事務所賃借料 <事業メニュー(イ)>
合計	132,791	

※1 使用料等＝使用料及び手数料

※2 補助金の事業メニュー別の内訳(全て県観光協会に対するもの) (単位：千円)

事業メニュー		決算額
(A) 国内誘客 関係事業費	(イ) 商品企画・販売支援事業	22,300
	(ロ) 旅行商品を活用した情報発信・造成支援事業	2,250
	(ハ) 観光情報発信推進事業	3,850
(B) 海外誘客 関係事業費	(ニ) T S J の取組支援	70,000
(C) 商品企画 関係事業費	(ホ) 付加価値の高い商品企画への支援	220
	(ヘ) オペレーター機能の強化	33,705
合計		132,325

(4) 請負や委託等の契約 <令和4年度> なし

(5) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の成果指標

区分	指標	目標値
新計画 (新規)	本県旅行に対する総合満足度	95%
	旅行者のリピート率	75%
新計画 (継続)	県内旅行消費額	8,000 億円
	宿泊客数	2,200 万人泊

新計画 (継続)	外国人宿泊客数	300 万人泊
	観光交流客数	1 億 7,000 万人

② 当事業に直接関連する新ビジョン・観光基本計画の活動指標

区分	指標	目標値
新計画 (新規)	本県旅行に関するコンテンツ数	2,400 件
	インバウンド向け SNS のエンゲージメント（閲覧者の反応数）の総数	37 万件

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査結果

(1) 確認した状況

① 支出額の計上について

当事業の令和 4 年度の支出は、上記 1 (3) ②のとおり、県観光協会に対する補助金が大部分を占めている。補助金については下記 2 (1) ②で、交付手続等の検証と併せて、支出額の計上についても検証を行ったが、支出額の計上に関する問題点は下記 2 (3) 意見に記載した概算払に関する点以外は検出されなかった。

その他の費用については、東京と大阪の観光営業所の家賃で、前者は全国の都道府県の出先機関が入居するビルに入居しており、会費のような性質に近いので負担金として処理している。後者は県大阪事務所の一画を観光営業所として使用しており、面積割したものを使用料として処理している。いずれも支出額の計算・計上に関する問題点は検出されなかった。

② 補助金等の支給について

当事業の補助金の支給は、上記 1 (3) ②の下表のとおり、全て県観光協会に対するものである。県観光協会に対する補助金は、令和 3 年度までは、事業ごとに支出されていたが、所管課と財政課との協議の上、令和 4 年度から複数の目的・メニューのものをできるだけ当事業に集約して支出することとなった。

当事業には、上記 1 (1) に記載したように(A-I)から(C-H)の六つの事業メニューがあるが、実際の県観光協会との補助金のやりとりは、当事業分だけではなく、「おもてなし推進事業費」(B-03)、「地域資源を活かした観光促進事業費」(B-16)で予算計上されているものもまとめられており、さらに、令和 4 年度は、「しずおか元気旅推進事業費」(B-11)の令和 3 年度の繰越額を当事業の事業メニューとして執

行（決算上は、B-11 で計上しているが、内容は当事業のメニューを実施）しているので、かなり複雑な構造になっている。

これらの事業・事業メニューと県観光協会に実際に交付される補助金の区分を決算額ベースで分類すると、下表のような状況になる。なお、補助金の交付区分のうち、「国内誘客強化事業」については、「商品企画・販売支援」、「旅行商品を活用した情報発信・造成支援」、「観光情報発信推進」の三つに細分化されているが、下表では集約して表示している。

（単位：千円）

事業／事業メニュー			補助金の交付区分				
			国内誘客強化事業	海外誘客強化事業	静岡県観光案内運営	商品企画 定着促進	計
B-21	(A)	(イ) 商品企画・販売支援	★ 22,300	—	—	—	22,300
		(ロ) 情報発信・造成支援	2,250	—	—	—	2,250
		(ハ) 情報発信推進	3,850	—	—	—	3,850
	(B)	(ニ) TSJの取組支援	—	★ 70,000	—	—	70,000
	(C)	(ホ) 商品企画支援	—	—	—	220	220
		(ヘ) オペレーター機能強化	—	—	—	☆☆ 33,705	33,705
B-21 小計			28,400	70,000	—	33,925	132,325
B-03	おもてなし推進事業費		—	—	7,000	—	7,000
B-11	しずおか元気旅推進事業費		★ 44,540	★ 25,000	—	★ 6,000	75,540
B-16	地域資源を活かした観光促進事業費		—	—	—	☆ 10,650	10,650
合計			72,940	95,000	7,000	50,576	225,516

★ 令和3年度の繰越額の流用

「しずおか元気旅推進事業費」(B-11)の令和3年度の繰越額が777,107千円あり、そのうちの75,540千円が当事業で執行されている。

流用された予算は、表中の同じ縦軸内の「★」のついた箇所に配分されているが、決算上はB-11に計上されているので、上表でもB-11に計上されている形で記載している。

☆ 予算減額と過大な概算払の更正

補助金の交付区分「商品企画定着促進事業」の中の「地域資源を活かした観光促進事業費」(B-16)について、予算の減額と過払いになっている概算払を同じ補助金区分内の別メニューに振り替える処理が行われている（下記②～③参照）。

② 発生原因となった事業の内容

「地域資源を活かした観光促進事業費」(B-16)は、県が県観光協会を介して市町やDMOに対して旅行商品造成のための支援として補助金を交付する事業であるが、市町やDMOからの申請が想定を大きく下回り、予算の減額をすることとなった。

③ 補助金区分「商品企画定着促進事業」の内訳別予算額の推移

(単位：千円)

	B-16	B-21	B-11	計
当初予算 (B-11 は繰越)	30,000	34,000	6,000	70,000
2月最終予算	15,000	34,000	6,000	55,000
決算額	10,650	33,925	6,000	50,576

④ 補助金区分「商品企画定着促進事業」の内訳別支出状況

(単位：千円)

	B-16	B-21	B-11	計
4月	—	18,000	—	18,000
7月	16,000	—	—	16,000
12月	10,800	—	—	10,800
小計(累計)	26,800	18,000	—	44,800
2月修正	(△11,800)	(11,800)	—	—
小計(累計)	15,000	29,800	—	44,800
4月(確定時)	(△4,349)	4,125	6,000	5,776
合計	10,650	33,925	6,000	50,576

2月にB-16の予算を15,000千円に減額補正をしたが、すでに26,800千円の概算払を実施済みだったので、概算払の超過分をB-11に事業更正。交付確定時にも概算払の超過分が発生していたので、同様の処理をしている。

⑤ 請負や委託などの契約について 該当なし

⑥ 事業の管理について

上記2(1)②の県観光協会に対する補助金の予算減額と過大な概算払の更正が生じた「地域資源を活かした観光促進事業費」(B-16)は、県観光協会を介して市町やDMOに対して補助金を交付するものである。県観光協会から市町やDMOに対して補助金が交付されるのは、基本的に事業の実績報告を受けた後であり、所管課は、申請状況を十分に確認していれば、1回目(7月)の概算払額15,000千円が年間の実績額10,650千円を超える見込みであると判断して、2回目(12月)の概算払を中止することができたはずである。

さらに、令和4年度からの事業区分の見直しによって、県観光協会に対する補助金交付手続を当事業に集約しているが、県内部の事業メニュー区分と実際の補助金交付区分の関係が、上記2(1)②の表に示したように複雑になっていて、分かりにくくなっている。

⑤ 関連施設について 該当なし

(2) 指摘

なし

(3) 意見

① 県観光協会に対する補助金の概算払について

県観光協会に対する補助金交付事業の過大な概算払の支出については、基本的に「中央日本四県交流促進事業費」(B-18)の意見①と同じ。

所管課は、税金を使って県観光協会の活動を補助金で支援する立場であり、過大な概算払が起きないように慎重に概算払の承認や実行の検討をする責任がある。本件では、過大な概算払になることがある程度見込まれる状況で、所管課は、追加の概算払を実施してしまったことについて、重く受け止めるべきであり、2回目(12月)の概算払の時に、申請状況をどのように確認していたのか、なぜ過払いが生じる可能性について検討できなかったのか、といった原因分析や再発防止の検討について検証し、その記録を簿冊等に残すべきだったと考える。所管課には、本件を再検証し、それを基に今後の県観光協会とのやりとりに生かすことを求める。

B-22 空港企画広報推進事業費

1 事業概要

(1) 概要

所管課	スポーツ・文化観光部 空港振興局 空港振興課		
根拠法令等	—		
主な事業内容	本県及び国内外就航地からの航空需要を喚起するためのホームページ等を活用した広報事業		
事業目的	事業メニューの概要は、下記参照（※）		
事業の必要性	ホームページ等を活用した旅行需要の喚起など一層の対策を講じる必要 (最近では、コロナの影響や、それに伴う国際線の早期再開等)		
事業目標	何を	富士山静岡空港の路線	
	いつまでに	—	
	どのような状態にしたいか	本県及び国内外就航地での認知度拡大を図る	
事業期間	開始	平成 22 年度	終了予定 ー
	新ビジョンにおける位置付け	政策	10 地域の価値を高める交通ネットワークの充実
事業対象	政策の柱	2	世界に開かれた玄関口の機能強化
	実施方法	施策	(2) 競争力の高い富士山静岡空港の実現
実施主体	一般向け		
実施方法	業務委託		
実施主体	県		

※ 当事業の事業メニューと概要

当事業は、下表のように、制作物活用事業（事業メニュー(A)）と連絡調整・予算執行管理（事業メニュー(B)）の二つの事業に区分されるが、事業メニュー(B)は空港施設の運営管理に関連したもので、“観光”との関連性が低いため、今回の監査では、事業メニュー(A)に限定して監査を行っている。

事業メニュー	概要	監査対象
(A)制作物活用事業	空港の広報活動	●
(B)連絡調整・予算執行管理	国・市町・関係機関等との連絡調整、 予算・決算の管理、監査対応等	

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
最終予算額 (b)	3,351	5,351	5,351
決算額 (c)	2,923	4,103	5,341
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))	12.7%	23.3%	0.2%
予実乖離率が±20%超の場合の主な要因			
令和3年度	新型コロナウイルス感染症の流行拡大による、まん延防止等重点措置の発令に伴い、空港PR事業実施を見送ったことが要因		

(3) 事業費決算額の内訳 <令和4年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	事業メニュー (A)	事業メニュー (B)	合計	説明
監査対象	●			
一般財源	1,998	3,342	5,341	
合計	1,998	3,342	5,341	

② 支出

(単位：千円)

節項目	事業メニュー (A)	事業メニュー (B)	合計	説明
監査対象	●			
負担金等(※1)	—	555	555	
需用費	—	1,037	1,037	
委託料	1,998	—	1,998	下記1(4)参照
旅費	—	991	991	
役務費	—	573	573	
使用料等(※2)	—	186	186	
合計	1,998	3,342	5,341	

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金

※2 使用料等＝使用料及び手数料

(4) 請負や委託等の契約 <令和4年度>

(単位:千円)

相手先	金額	内容
(株)デリー・インフォメーション (※1)	99	空港利用促進広報事業 (1)
	1,800	空港利用促進広報事業 (2)
(株)エイ化°-静岡支店 (※2)	99	静岡県キャンプ場 WEB サイト保守・運營業務
委託料 計	1,998	

※1 アニメ『ゆるキャン△』を活用した空港利用促進事業で、イベントでの抽選品の製作費や県ホームページの製作維持管理費。アニメ『ゆるキャン△』については、「中央日本四県観光交流促進事業費」(B-18) 参照。

※2 上記※1に関連して、静岡県内のキャンプ場のWEBサイトの保守・運営費。

(5) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する新ビジョンの成果指標

区分	指標	目標値
新計画 (継続)	富士山静岡空港の利用者数	105 万人

② 当事業に直接関連する新ビジョンの活動指標 なし

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査結果

(1) 確認した状況

① 支出額の計上について

当事業の令和4年度の支出は、上記1 (3) ②のとおりで、監査対象にしている制作物活用事業(事業メニュー(A))は委託料の支出のみとなる。委託料については下記2 (1) ③で、契約手続等の検証と併せて、支出額の計上についても検証を行い、下記の事項を検出した。

上記1 (4) の委託料の表中の(株)デリー・インフォメーションに対する「空港利用促進広報事業(1)・(2)」は、同表下に注記したように、アニメ『ゆるキャン△』を活用した空港利用促進事業の委託契約であるが、同社に対する同種の委託契約は、上記の(1)・(2)の他に(3)も存在する(以下、「契約(1)」、「契約(2)」、「契約(3)」という。)

これら3本の契約による委託料は、下表のように当事業を含めた三つの事業に分割して支出計上処理されている。

(単位：千円)

事業名	所管課	契約 (1)	契約 (2)	契約 (3)	合計
中央日本四県観光交流促進事業費 (B-18)	観光 振興課	—	3,449	—	3,449
当事業 (B-22)	空港 振興課	99	1,800	—	1,899
就航・海外交流促進事業費 (B-23)		—	—	1,879	1,879
合計		99	5,249	1,879	7,228

契約(2)は、当事業と観光振興課が所管する「中央日本四県観光交流促進事業費」(B-18)の二つの事業に分割して支出計上されている。同課との協議資料からは、契約(2)を次のような内訳で分割したことを確認した。

(単位：千円)

事業	内容	金額 (税込)
当事業	㊦ 県ホームページ制作維持管理費(a)	711
	㊧ 抽選品の買取日・製作費・発送費、先着品の製作費	1,089
	小計	1,800
中央日本四県観光交流 促進事業費(B-18) <観光振興課>	㊨ 県ホームページ制作維持管理費(b)	389
	㊩ 著作権使用料、キャンペーンページ等デザイン費、デジタルキャンペーンシステム使用料、管理費等	3,060
	小計	3,449
契約合計		5,249

上表の「内容」の㊦・㊩の計算

(単位：千円/税込)

	対象期間	日数	県の 計算	監査人 計算
㊦	契約日から年度末のうち、㊩の期間を除く 6月30日～7月11日 10月15日～3月31日	12日 168日：計180日	711	720 ※
㊩	キャンペンプレスリリース日から事後 処理終了日までの期間 7月12日～10月14日	95日	389	380
計		275日	1,100	1,100

※ $1,100 \times 180 / 275 = 720$

上表の契約(2)の四つの内容(㉗~㉙)のうち、㉗と㉙については、区分の根拠が国からの交付金の対象経費になるかどうかという基準である点(当事業は一般財源だが、「中央日本四県観光交流促進事業費」は国からの交付金を財源としている)と、委託事業者からの見積書の内訳と一致することが確認できた。しかし、㉗と㉙の区分については、日数按分をする理由や端数調整をしていることが説明されていない。また、契約(3)についても、当事業ではなく、「就航・海外交流促進事業費」(B-23)に計上した理由を示す資料は確認できなかった。

なお、これら3事業の委託料について、当初予算額と実績額を比較すると、下表に示すように、当事業の実績額は、当初予算額にぎりぎり収まっている一方、契約(3)を計上した「就航・海外交流促進事業費」(B-23)では、予算額がかなり余っている状態にあった。契約(2)の分割計上額が、前頁の三つめの表にある監査人の計算額であったとすれば、あるいは、契約(3)を当事業に計上していたとすれば、当事業の委託料の実績額は、当初予算額を超過してしまっていたこととなる。

3事業(メニュー別)の委託料の予実比較 (単位:千円)

事業名	当初予算額	実績額	差額
中央日本四県観光交流促進事業費 (B-18)	8,000	7,994	5
当事業 (B-22)	2,000	1,998	1
就航・海外交流促進事業費 (B-23)	43,500	1,879	41,620

上記の検出事項は、当事業だけを監査していても気付かず、3事業の監査を進めていく中で全体の状況を把握することができたものである。今回の監査では、事業担当者によって意図的に契約を分割し、複数の事業に計上されたものではないことを確認したが、そのような疑念を持たれないように、上記2(1)㉗上表のような表(同種の契約が、複数の事業に分かれて計上されている状況を示すもの)や説明資料などを契約関係の簿冊などに明確に残しておくべきだったと考える。

② 補助金等の支給について 該当なし

③ 請負や委託などの契約について

当事業における委託料の内訳は、上記1(4)のとおりである。

業者の選定手続から支出までの一連の契約手続を監査した結果、問題点は検出されなかった。

④ 事業の管理について 特記事項なし

⑤ 関連施設について 該当なし

(2) 指摘

なし

(3) 意見

① 委託料の計上について

上記2(1)①支出額の計上で記載した検出事項(同種の契約を複数の事業に計上)については、地方自治法や県の規則に違反しているものではないが、全体の状況が分かるような資料を明確に残しておくべきだった。このような事案は所管課にとっても特殊な事案のようであるが、今後、同じようなケースが発生した場合の記録の残し方を検討しておくことを求める。

B-23 就航・海外交流促進事業費

1 事業概要

(1) 概要

所管課	スポーツ・文化観光部 空港振興局 空港振興課			
根拠法令等	—			
主な事業内容	就航地観光客の誘客など			
事業目的	事業メニューの概要は、下記参照 (※)			
事業の必要性	航空路線を活用した交流促進			
事業目標	何を	旅行需要		
	いつまでに	—		
	どのような状態にしたいか	旅行需要を喚起し、旅行客を獲得する		
事業期間	開始	平成 24 年度	終了予定	—
	新ビジョンにおける位置付け	政策	10 地域の価値を高める交通ネットワークの充実	
事業対象	政策の柱	2 世界に開かれた玄関口の機能強化		
	施策	(2) 競争力の高い富士山静岡空港の実現		
実施方法	業務委託			
実施主体	県			

※ 当事業の事業メニューと概要

当事業は、下表のように、三つの事業に区分されるが、事業メニュー(B)と(C)は空港施設の運営管理に関連したもので、“観光”との関連性が低いため、今回の監査では、事業メニュー(A)に限定して監査を行っている。

事業メニュー	内容	監査対象
(A) 海外等交流促進	(イ) 就航先との交流促進 (ロ) 未就航地との交流拡大 (ハ) 国際線運航再開推進	●
(B) 航空会社支援	(ニ) ターミナルビル利用料補助 (ホ) グランドハンドリング補助 (ヘ) 着陸料等補助 (ト) チャーター便運航支援補助	
(C) その他	(チ) ビジネスジェット利用拡大 (リ) チャーター便等受入整備補助 (ヌ) 就航促進費	

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越額 (a)	—	—	—
最終予算額 (b)	534,209	581,547	622,681
決算額 (c)	325,366	543,118	601,699
次年度繰越額 (d)	—	—	—
予実乖離率 (1-c/(a+b-d))	39.1%	6.6%	3.4%
予実乖離率が±20%超の場合の主な要因			
令和2年度	新型コロナウイルス感染症の影響により、国際線全便が欠航・運航となったため。		

(3) 事業費決算額の内訳 <令和4年度>

① 財源

(単位：千円)

区分	金額	説明
一般財源	456,385	
国庫	145,313	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
合計	601,699	

② 支出

(単位：千円)

節項目	メニュー(A)	メニュー(B)	メニュー(C)	計
監査対象	●			
負担金等(※1)	46,922	540,458	—	587,381
需用費	—	—	2,453	2,453
委託料	5,247	—	—	5,247
旅費(※2)	699	—	5,309	6,009
役務費	—	—	198	198
使用料等(※3)	—	—	149	149
その他	—	—	258	258
合計	52,870	540,458	8,370	601,699

※1 負担金等＝負担金、補助及び交付金

※2 旅費は、職員の日常の活動を事業メニュー別に管理しておらず、実績値について正確な区分ができないため、明らかに事業メニュー(A)と区分できるもの以外は事業メニュー(C)に区分している。

※3 使用料等＝使用料及び手数料

(4) 請負や委託等の契約 <令和4年度>

(単位:千円)

相手先	金額	事業メニュー	内容
(株)ディリー・インフォメーション	1,879	A-イ	空港利用促進広報事業(3)
(株)WORLD FORCE	776	A-ロ	富士山静岡空港未就航路線誘致事業
(公財)するが企画観光局	1,952	A-ロ	富士山静岡空港香港航路線誘致事業
(株)エイエイピー静岡支店	638	A-ハ	富士山静岡空港静岡ソウル線運航再開記念式典開催業務
委託料 計	5,247		

(5) 成果指標と活動指標

① 当事業に直接関連する新ビジョンの成果指標

区分	指標	目標値
新計画 (継続)	富士山静岡空港の利用者数	105万人

② 当事業に直接関連する新ビジョンの活動指標 なし

③ 当事業固有の成果指標 なし

④ 当事業固有の活動指標 なし

2 監査結果

(1) 確認した状況

① 支出額の計上について

当事業の令和4年度の支出は、上記1(3)②のとおりである。

監査対象である事業メニュー(A)の支出は、負担金、委託料、旅費であるが、負担金は上海、台北、ソウルにある海外事務所に対するもので、実際の執行は空港振興課ではなく、知事直轄組織地域外交局が行っているものであり、支出額が財務データと一致していることを確認するに留めた。また旅費については、職員の日常の活動を事業メニュー別に管理しておらず、実績値について正確な区分ができないため、明らかにメニュー(A)と区分できるもの以外は、事業メニュー(C)に区分していることを確認した。

委託料については、下記2（1）③で契約や支出額の計上について検証を行ったが、上記1（4）の委託料の表中の(株)デイリー・インフォメーションに対する「空港利用促進広報事業(3)」は、「空港企画広報推進事業費」(B-22)で関連する契約(1)と契約(2)が計上されていて、その点については、同事業の中でコメントをしている。その他の3契約については、検出事項は特になかった。

なお、今回の監査対象にした事業メニュー(A)「海外等交流促進」は、実績額が当初予算と比較して大きく変化している。その主な要因は、海外航路の運航再開の動きが進まない中で、支出が全体として抑えられたことと、年度後半の韓国便の再開などに合わせて(イ)就航先との交流促進の区分において、委託料として予算計上していたプロモーション経費を海外事務所での活動経費（負担金として支出する）に切り替えたことによるもので、委託料から負担金への節間流用の手続も適正に行われていたことを確認した。

(単位：千円)

区分	費目	内容	当初予算額	実績額
(イ) 就航先との交流促進	委託料	需要喚起プロモーション	43,500	1,879
	負担金	海外事務所の活動費	18,000	46,922
(ロ) 未就航地との交流拡大	委託料	需要喚起プロモーション	1,000	2,729
(ハ) 国際線運航再開推進	報償費	航空会社等への記念品	265	—
	旅費	上海、台湾、ソウルへの渡航費（知事、県幹部）	2,286	699
	負担金	海外事務所の活動費	6,796	—
	補助金	運航再開関連行事（国内）	1,950	—
	委託料	運航再開関連行事（国内）	—	638
合計			73,799	52,870

② 補助金等の支給について 該当なし

③ 請負や委託などの契約について

当事業における委託料の内訳は、上記1（4）のとおりである。4件の委託契約については、いずれも、業者の選定手続から実績報告の確認、支出までの一連の手続を監査した結果、問題点は検出されなかった。

④ 事業の管理について 特記事項なし

⑤ 関連施設について 該当なし

(2) 指摘

なし

(3) 意見

なし

C-01 成果・活動指標（観光交流局）

1 新ビジョンや観光基本計画に掲げられている成果指標・活動指標

令和4年度は、県の総合計画である新ビジョンが令和3年度までの前計画から令和7年度までの現行計画に切り替わった時期である。下表は、前計画と現行計画に掲げられている成果指標と活動指標を列記している。

指標	区分		No.	指標
	計画	設定		
成果	現行	新設	01	本県旅行に対する総合満足度
		新設	02	観光客に来てほしいと考える県民の割合
		新設	03	旅行者のリピート率
		継続	04	県内旅行消費額
		継続	05	宿泊客数
		継続	06	外国人宿泊客数
	前	廃止	07	本県の旅行に大変満足した旅行者の割合
	観光	新設	08	地域への誇り、愛着を持つ県民の割合
		継続	09	観光交流客数
活動	現行	新設	10	本県旅行に関するコンテンツ数
		新設	11	観光アプリTIPSのダウンロード数
		新設	12	インバウンド向けSNSのエンゲージメントの総数
		継続	13	観光地域づくり整備計画策定数
		新設	14	DMO会議開催数
		新設	15	観光デジタル情報プラットフォーム登録情報数
		継続	16	観光人材育成研修会参加者数
	前	廃止	17	DMOを核とした観光地域づくりを推進する市町数
		廃止	18	旅行中のレジャー活動に占める体験型観光の割合
		廃止	19	伊豆半島ジオパークのジオツアー参加者数
		廃止	20	県の支援により造成された本県宿泊旅行商品数
		廃止	21	静岡県観光情報ホームページ「ハローナビしずおか」訪問数
		廃止	22	静岡ツーリズムビューローが取り扱う旅行商品成約額
		廃止	23	ユニバーサルツーリズムに関する研修会参加者数
	観光	継続	24	農林漁家民宿宿泊数
		継続	25	県内産食材の調達率が5割以上の宿泊施設の割合
		廃止	26	「静岡県にぜひもう一度訪れたい」旅行者の割合
廃止		27	地域の魅力を紹介できる人の割合	

(注) 上表の区分欄の右側は、次のような区分内容になっている。

計画区分	現行	現行の新ビジョン（2022-2025年度）に記載されているもの
	前	前の新ビジョン（2018～2021年度）に記載されているもの
	観光	観光基本計画だけに記載されているもの
設定区分	新設	現行の新ビジョン・観光基本計画に新設されたもの
	継続	前の新ビジョン・観光基本計画に記載され、現行の新ビジョン・観光基本計画にも記載されたもの
	廃止	前の新ビジョン・観光基本計画に記載されていたが、現行の新ビジョン・観光基本計画には記載されなくなったもの

2 監査結果

(1) 総論

① 全庁的な評価指標の設定の在り方

静岡県では、成果指標や活動指標は、県の総合計画である新ビジョンや観光基本計画などの分野別計画の中で、「政策の柱」や「基本方針」に関連付けて設定されており、事務事業評価のために個々の事業に対して定量的な成果指標や活動指標を設けるような取組は全庁的に行われていない。

また、新ビジョンや観光基本計画の基本理念や基本方針などに掲げられている言葉はいずれも、県の目指すものとしては妥当な内容ではあるが、抽象的で、具体的に何をやるかとしているのかよく分からないものが多い。そのため、それらに関連付ける成果指標や活動指標も、県の実態や動向を表す数字ではあっても、基本理念や基本方針との関連性が分かりにくいものが散見される。

本来、評価指標としての活動指標や成果指標は、所管課が、どれだけ活動し、どれだけ成果を出せたのかを評価するために、定量的な目標値を設定し、実績値との対比から結果を分析し、次年度以降の活動に改善を図る、いわゆるPDCAサイクルを回していくためのツールとすべきである。元々、県の活動は、民間事業者の活動を下支えするようなものも多く、特に成果指標については、何を所管課の成果と捉えれば良いのかが難しい面もあるが、個々の事業ではなく、「政策の柱」や「基本方針」に関連付けて成果指標や活動指標を設定するやり方では、さらに県の活動や成果はつかみにくくなる。成果指標や活動指標を上記のPDCAサイクルのツールと捉えるのであれば、現行の計画期間中でも、全事業とは言わないが、主要な事業については、どのような活動をして、何を成果とするのか、という視点で定量的な評価指標を設定していくような形に見直していくべきである。

ただし、これは、全庁的な問題で、当年度の監査の所管課に限定したものではない。

② 観光交流局の指標について

監査対象部局である観光交流局の成果・活動指標については、下記（２）で個々の指標について監査で確認した状況と監査結果をコメントしているが、総論として、次のような状況と所見である。

- ア 評価指標も活動指標も、新ビジョンや観光基本計画の改定に合わせて見直しや工夫が行われている。特に廃止したものについては、合理的な判断が行われたものとする。
- イ 成果指標は、静岡県における観光の実態や動向を把握する上で、注目すべき指標を総花的に設定しているが、一つの政策の柱に対して成果指標が六つと数が多く、指標の中には消費額と客数など関連性があるものも並ぶ中で、かえって何に重点を置きたいのかが分かりにくい。
- ウ 現行の計画期間において、重要視されているガストロノミーツーリズムなどの事業にフォーカスした成果指標（例えば、食の魅力に関する満足度）を設定した方が良いと思われる。
- エ アンケート調査の結果を指標にしているものがあるが、母集団の大きさや回答者の属性・性質（回答に前向きな人）の点から調査結果自体の有効性に疑問を感じるものがある。所管課が定点観測的に概況を把握する意義はあるかもしれないが、これを評価指標にするかどうかは、区別して検討する必要がある。
- オ 実績値の計算・集計については、特に問題点は検出されなかった。
- カ 監査結果としての指摘・意見を記載した指標は、次のとおり。

No.	指標名	監査結果	
		種類	内容
02	観光客に来てほしいと考える県民の割合	意見	・評価指標としての有効性 ・調査結果の有効性
08	地域への誇り、愛着を持つ県民の割合	意見	・評価指標としての有効性 ・調査結果の有効性
25	県内産食材の調達率が5割以上の宿泊施設の割合	意見	・実績値の調査方法 ・回答率の改善の見直し

(2) 個々の指標について確認した状況と監査結果

①指標 No. 01 本県旅行に対する総合満足度

区分	成果指標／現行新ビジョンから新設			
数値	基準値	実績値		目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和7年度
	93.5%	95.1%	95.5%	95.0%
実績値	<p>数値は「静岡県における観光の流動実態と満足度調査」のアンケート結果を基に、①観光地の魅力や特徴②観光地の自然・景観③宿泊施設のサービス④旅行前の情報収集のしやすさ⑤滞在中の観光情報・案内⑥旅行中の移動⑦食の魅力⑧お土産の魅力の8項目の満足度の平均値を総合満足度として計算している。</p> <p>令和4年度の実績値については、基礎データを確認したが、検出事項はなかった。</p>			
目標値	<p>基準年度とした令和2年度の時点で、すでに93.5%に達しており、そこから、8項目全てを1.5%向上させることを目指すという考え方で設定している。ただし、「総合満足度」の計算基礎になっている8項目について、個々の目標値が設定されているわけではない。</p>			
評価指標としての有効性	<p>県の観光を総合的に捉えるシンボリックな指標として成果指標に掲げられている。観光基本計画の基本理念や基本方針と関連付けるために総合満足度（8項目の満足度の平均値）で示しているが、所管課では個々の項目に対する評価結果の分析を踏まえた上での総合成績と捉えており、県内の観光実態を示す指標として取り扱うことには一定の合理性がある。</p> <p>「総合満足度」の計算基礎になっている8項目の中で、もっと評価を上げる余地があると思われるもの（＝十分に魅力が伝えられていないもの）については、明確に目標値を設定し、関連する個別事業の成果指標とすることで、当指標の有効性を高めるべきである。</p>			
監査結果	指摘・意見なし			

②指標 No. 02 観光客に来てほしいと考える県民の割合

区分	成果指標／現行新ビジョンから新設			
数値	基準値	実績値		目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和7年度
	44.7%	63.8%	64.1%	50.0%
実績値	<p>数値は、県インターネットモニターアンケートから、観光客に「是非来てほしい」「できれば来てほしい」と回答した割合を集計している。</p> <p>令和4年度の実績値は、アンケート結果と一致していること確認した。なお、回答者数は574人で、回答者の観光業への関与や生活圏内に観光施設があるかどうかなどのスクリーニングは行われていない。</p>			

目標値	令和2年度の基準年度の実績を参考に、二人に一人は観光客に来てほしいと考えるという意味で50%として設定している。逆に言えば、県民の約半分が観光客に来てほしいとは思わないというレベルでも目標達成となるが、目標値の妥当性に疑問がある。
評価指標としての有効性	当指標は、観光基本計画策定懇話会の中で、有識者から「観光業以外の方や住民の方にも観光業は価値があり魅力的であることを理解いただくことが大切である」との意見を受け、地域住民の理解を深めることを測るために新設された。この有識者の意見は、いわゆるオーバーツーリズムの問題なども示唆したものと考えるが、それならば生活圏内に観光施設がある人を対象にした調査にすべきであるし、県のインターネットモニターアンケートでは母集団が小さすぎて対象者をスクリーニングしても有効な調査にはならない。
監査結果	意見 評価指標としての有効性、調査結果の有効性 当指標は、何をすれば実績値が改善するのか分かりにくく、目標設定の妥当性も含めて、評価指標としての有効性は低いと考える。 また、具体的な改善活動につなげるためには、実態を正確に把握するために調査方法そのものから見直すべきである。

③指標 No. 03 旅行者のリピート率

区分	成果指標／現行新ビジョンから新設			
数値	基準値	実績値		目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和7年度
	71.3%	75.5%	72.0%	75.0%
実績値	数値は「静岡県における観光の流動実態と満足度調査」から「今いる地域への旅行回数が2回以上ある」と回答した旅行者の割合を集計している。令和4年度の実績値については、基礎データを確認したが、検出事項はなかった。			
目標値	基準年度の令和2年度の実績値（71.3%）からの上積みで75%に設定しているが、そもそも全県単位での集計値に積極的な目標設定は困難である。			
評価指標としての有効性	リピート率を高める重要性に着目して新設された成果指標であるが、前新ビジョンでは、「もう一度来たいか」という意向調査だったのが、現行新ビジョンから「2回以上来ているか」という実態調査に見直された。意向調査から実態調査への見直しは、より客観的になったという点で評価できる。 観光基本計画の基本理念や基本方針と関連付けるために全県単位の結果で示しているが、所管課ではエリアごとの分析を踏まえた上での総合成績と捉えており、県内の観光実態を示す指標として取り扱うことには一定の合理性がある。			
監査結果	指摘・意見なし			

④指標 No. 04 県内旅行消費額

区分	成果指標／前新ビジョンからの継続			
数値	基準値	実績値		目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和7年度
	4,336億円	5,055億円	6,803億円	8,000億円
実績値	<p>数値は、「静岡県における観光の流動実態と満足度調査」や観光庁の「外国人消費動向調査」などを基に、宿泊の有無や、地域、旅行者の居住地（県内、県外、海外）を区分し、各区分の一人当たり旅行消費額（旅行単価）と人数から算出した旅行消費額を集計している。一つの基礎データを複数の区分に配分する場合などには、所管課が経験上設定している前提によって配分しているものもある。</p> <p>令和4年度の実績値については、算定データを確認したが、算定結果について検出事項はなかった。</p>			
目標値	観光交流客数の目標値（1億7,000万人）の達成、旅行消費単価の5%引き上げを目指して設定しており、合理的な設定と考える。			
評価指標としての有効性	<p>所管課の活動成果を示す直接示すものではないが、県内の観光実態を最も直接的に示す指標であり、この指標を県の観光政策の成果指標として掲げることは一定の合理性がある。</p> <p>実績値の算定データは、宿泊の有無や、地域、旅行者の居住地などのいくつもの区分があり、区分ごとに計算した集計値になっているため、計算要素ごとに期間比較や分析も可能である。</p>			
監査結果	指摘・意見なし			

⑤指標 No. 05 宿泊客数

区分	成果指標／前新ビジョンからの継続			
数値	基準値	実績値		目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和7年度
	1,083万人泊	1,309万人泊	1,749万人泊	2,200万人泊
実績値	<p>数値は、「静岡県観光交流の動向」で県内の全市町から集計したデータを基に集計している。令和4年度の実績値については、基礎データを確認したが、検出事項はなかった。</p>			
目標値	前新ビジョンの目標値をそのまま据え置きしているが、特に問題ないと考える。			
評価指標としての有効性	<p>所管課の活動成果を示す直接示すものではないが、県内の観光実態を直接的に示す指標であり、この指標を県の観光政策の成果指標として掲げることは一定の合理性がある。</p>			
監査結果	指摘・意見なし			

⑥指標 No. 06 外国人宿泊客数

区分	成果指標／前新ビジョンからの継続			
数値	基準値	実績値		目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和7年度
	27万人泊	9万人泊	17万人泊	300万人泊
実績値	数値は、観光庁の「宿泊旅行統計調査」を基に集計している。令和4年度の実績値については、基礎データとの一致を確認した。			
目標値	前新ビジョンでの目標値をそのまま据え置きしているが、特に問題ないとする。			
評価指標としての有効性	<p>所管課の活動成果を示す直接示すものではないが、県内の観光実態を直接的に示す指標であり、この指標を県の観光政策の成果指標として掲げることは一定の合理性がある。</p> <p>また、基礎データは、観光庁の調査結果を引用しており、暦年単位のデータであるため、速報値は3月、確定値も6月末には確認できる点、他の都道府県との比較が容易である点も評価できる。</p>			
監査結果	指摘・意見なし			

⑦指標 No. 07 本県の旅行に大変満足した旅行者の割合

区分	成果指標／現行新ビジョンでは廃止			
数値	基準値	実績値		目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
	34.9%	39.8%	38.7%	50.0%
廃止の合理性	<p>旅行の満足度に関する指標は、現行新ビジョンで当指標を廃止し、「本県旅行に対する総合満足度」（上記（2）①参照）を新設している。当指標では、アンケートで「本県の旅行に大変満足」と回答した人の割合を集計していたが、旅行の満足度には、様々な要素が重なっていて、県の施策や取組を評価する指標として有効ではないとの議論の上、見直されたものであり、合理的な判断と言える。</p>			

⑧指標 No. 08 地域への誇り、愛着を持つ県民の割合

区分	成果指標／観光基本計画のみ／継続			
数値	基準値	実績値		目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和7年度
	86.6%	87.7%	83.3%	90.0%
実績値	<p>数値は、県のインターネットモニターアンケートで、あなたの住む地域に対して誇りや愛着を「非常に持っている」「ある程度は持っている」と回答した県民の割合を集計している。令和4年度の実績値については、アンケートの結果との一致を確認した。</p>			

目標値	前計画の目標値を据え置きしているが、特に問題ないと考える。
評価指標としての有効性	当指標の基礎データになっているアンケートは、アンケート全体のタイトルが「観光を取り巻く環境の変化における県民の意識アンケート」となっているが、当指標に関する質問は「あなたの住む地域に対して誇りや愛着を持っていますか」というもので、観光に限定して質問しているのか、住環境その他全般について質問しているのか、はっきりしない。観光業に従事していなかったり、生活圏内に観光施設等がなかったりする人にとっては、日常生活で観光を意識することはほとんどなく、住環境その他全般のことを回答するのではないかと思われ、主管課が求める有効な回答が得られているのかどうかは疑わしい。さらに、どのような点に誇りや愛着を持っているのか（あるいは、持てないのか）については確認していないので、今後の具体的な改善にも生かせない。
監査結果	意見 評価指標としての有効性、調査の有効性 評価指標の有効性以前に調査の有効性に疑義があり、アンケートの質問内容から見直す必要がある。

⑨指標 No. 09 観光交流客数

区分	成果指標／観光基本計画のみ／継続			
数値	基準値	実績値		目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和7年度
	8,348万人	9,606万人	12,482万人	1億7,000万人
実績値	観光交流客数は、県内延べ宿泊客数と観光レクリエーション客数を合算したもので、観光実態の動向を測るための静岡県独自の概念である。実績値は、「静岡県観光交流の動向」で県内の全市町から集計したデータを基に集計している。令和4年度の実績値については、基礎データを確認したが、検出事項はなかった。			
目標値	前計画の目標値を据え置きしているが、特に問題ないと考える。			
評価指標としての有効性	<p>所管課の活動成果を直接示すものではないが、観光実態を直接的に示す指標であり、この指標を県の観光政策の成果指標として掲げることは一定の合理性がある。</p> <p>なお、当指標の基礎になる調査は、県内の全市町から調査結果を集計してまとめられているが、県内の全市町が同じ方法で調査を行うことで、各市町にとっても他市町との比較も可能なデータとなっている。</p>			
監査結果	指摘・意見なし			

⑩指標 No. 10 本県旅行に関するコンテンツ数

区分	活動指標／現行新ビジョンから新設			
数値	基準値	実績値		目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和7年度
	1,732件	1,616件	1,676件	2,400件
実績値	<p>数値は、県観光協会の活動により、旅行会社パンフレット、インターネット、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌に掲載された本県への旅行に関するコンテンツ数である。従来指標にしていた「旅行商品数」だけでなく、SNSなどでの発信する情報数、マスコミへの取材協力数、マスコミや旅行会社への訪問件数も含めた数になっているが、カウント対象になっているSNSは、県や観光協会の公式のものであり、客観性がある。</p> <p>令和3・4年度の実績値は基準年度の令和2年度から横ばいで、目標値に比べると低調に推移しているが、アフターコロナに状況が変わる可能性はある。</p>			
目標値	<p>計画策定時の令和2年度における実績値の10%（170件）を毎年増やしていく、という設定をしている。</p>			
評価指標としての有効性	<p>当指標は、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、旅行の形態が、団体旅行から個人旅行に急速に移行したことを受け、県観光協会の実態をより直接的に反映する指標として、現行新ビジョンから活動指標に掲げられている。実際に、SNSなどでの情報発信やマスコミ・旅行会社との対応などの直接的な活動・作業は、県観光協会が行っている。これを県観光協会の活動指標ではなく、県の活動指標として捉えるべきなのかという点については、観光協会の活動・作業は県からの補助（以前は委託）によって行われているもので、広い意味で県の活動と捉えることもできると考える。</p> <p>また、前新ビジョンでは旅行商品数を指標にしていたが、現行新ビジョンでは、当指標に見直したことについても、県と県観光協会から情報提供がどれだけできているのかをより直接的に示すものに着目した結果であり、合理的な判断だと思われる。</p>			
監査結果	指摘・意見なし			

⑪指標 No. 11 観光アプリTIPSのダウンロード数

区分	活動指標／現行新ビジョンから新設			
数値	基準値	実績値		目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和7年度
	1,000件	累計2,845件	累計30,385件	累計50,000件
実績値	<p>数値は、GoogleplayストアとAppleストアのダウンロード数で、令和4年度の実績数は、TIPSの保守管理を委託している会社からの報告資料（3月末時点の数）と一致していることを確認した。</p>			

目標値	「ご当地観光アプリ」に関する研究調査（2016年）において、累計10,000件ダウンロードされているアプリは全体の1割以下という調査結果を基に、県の目標値として年間10,000ダウンロードを目標に設定することとした。
評価指標としての有効性	当指標の「ダウンロード数」は、実質的に新規登録者数を意味する。令和3年3月にTIPSの運用が開始し、現行計画（期間：令和4～7年度）において、まずは、新規登録者を一定レベルまで引き上げることを目指して活動指標にしている。 現行計画期間においては、所管課が新規登録のプロモーション中で、活動指標の有効性は認められるが、TIPSの運用にとって、より重要なのは、登録者がどれだけ活用しているか、ということであり、次期計画では、指標を「活用ログ数」などに見直す必要がある。
監査結果	指摘・意見なし

⑫指標 No. 12 インバウンド向けSNSのエンゲージメントの総数

区分	活動指標／現行新ビジョンから新設			
数値	基準値	実績値		目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和7年度
	18万件	4.7万件	1.5万件	37万件
実績値	<p>数値は、SNSの投稿に対して、閲覧者が「いいね」、「シェア」、「リツイート」などの反応を示した数である。令和4年度の実績数は、TSJ（※）の調査報告書資料と一致していることを確認した。</p> <p>県とTSJは、毎月ミーティングを行っており、TSJの報告資料には実績数だけでなく、エンゲージメント率なども記載されていることを確認した。</p> <p>※ TSJ（静岡ツーリズムビューロー）≡ 静岡観光協会の海外部門</p>			
目標値	<p>目標値は、現行計画の基準となる令和2年度の実績値の約2倍に設定したが、令和2年度はラグビーワールドカップやオリンピックといったビッグイベントの情報が多く、一時的にかなり膨らんでいた時期であり、令和3・4年度の実績値を見る限り、目標設定が適正ではなかったように思える。一方で、令和5年に外国人スタッフがいる専門会社に運用を委託したことで、外国人観光客からの評価が高まり、単月の実績値が令和4年度の年間分を超える状況になっているので、今後の推移が期待される。</p>			
評価指標としての有効性	<p>訪日外国人観光客の情報収集は、SNS情報や口コミ等が中心となっている。より多くの潜在的な外国人観光客に情報を受信させることを目標とするため、SNSのエンゲージメントが重要であると考え、現行の新ビジョンから当指標を設定した。情報を発信した数ではなく、受け取られた数で測ろうとしている点についても評価指標として有効性が認められると考える。</p>			
監査結果	指摘・意見なし			

⑬指標 No. 13 観光地域づくり整備計画策定数

区分	活動指標／前新ビジョンからの継続			
数値	基準値	実績値		目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和7年度
	累計33件	累計36件	累計40件	累計70件
実績値	数値は、周囲の景観と調和した施設整備実施のため、市町が策定する「観光地域づくり整備計画」の策定数で、県作成の整備事業リストで令和4年度の実績数も確認した。整備事業は3年計画で実施され、当指標の計画策定は、基本的に初年度にカウントされる（例外的に熱海市で計画策定の年度の次年度に整備計画が開始されたことがあったが、実態に即しており問題ない）。			
目標値	前計画期間の実績(令和2年度までの3年間で33件)を基に、約2倍の70件に設定している。 前計画では令和3年度までの4年間で累計50件を目標に設定しており、それに比べるとかなり低めの目標設定に修正されているが、コロナ対応による財政負担の増加等の影響から、市町からの応募数が大きく減少していること（県からの補助は全額ではなく、市町の負担もある）、整備事業は3年計画なのでコロナ収束後もすぐに市町からの応募が増加するとは考えにくいことなどから、目標設定の下方修正に合理性が認められる。			
評価指標としての有効性	当指標の対象となる事業は県が補助金を交付する市町の整備事業であり、所管課では、整備事業に対する補助金交付の一連の手続を行う中で、特に、事前相談から計画策定支援の業務負担が大きいことから、計画の策定数を活動量の評価指標とすることについては合理性が認められる。			
監査結果	指摘・意見なし			

⑭指標 No. 14 DMO会議開催数

区分	活動指標／現行新ビジョンから新設			
数値	基準値	実績値		目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和7年度
	2回	2回	15回	毎年度10回
実績値	令和4年度の実績数は、DMO会議実施管理簿で一致を確認した。			
目標値	実務担当者の意見交換会は、トピックスになるテーマも変わるので、年度によって開催数が増減し、地域別の意見交換会など連携強化のために定期的に行うべきものもあり、妥当な水準ではないかと思われる。			
評価指標としての有効性	DMO会議は、観光協会との共催もあるが、基本的には県が主催している。対象となる会議は、県の局長クラスも参加する、いわゆる理事会的な会議だけではなく、地域別・分野別の実務担当者の意見交換会なども含めている。			

	県とDMOとの連携を強化するための活動量の測定指標の在り方としては、上記の対象の見直しは合理的なものである。
監査結果	指摘・意見なし

⑮指標 No. 15 観光デジタル情報プラットフォーム登録情報数

区分	活動指標／現行新ビジョンから新設			
数値	基準値	実績値		目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和7年度
	8,500件	11,300件	24,376件	17,000件
実績値	<p>数値は、観光デジタル情報プラットフォーム（県の観光関連情報を集積したデータベース）に登録している、宿泊施設、飲食店、イベント・体験プログラム等の情報数である。令和4年度の実績数は、情報管理の委託会社から報告されるデータと一致していることを確認した。</p> <p>ただし、数値は、各年度末時点の登録情報数であるが、その年度に新たに登録された数なのか、過年度からの累積数なのか、少し分かりにくい。</p> <p>また、一つの情報に対して日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語の5言語対応になっており、これらを5件とカウントしているため、実質的な情報数は5分の1に割り引いて捉えるべきである。</p>			
目標値	<p>令和2年度の基準値から2倍にすることを目標に設定している。</p> <p>県が観光DXを推進していくためには、まずは観光情報を一元的に集約し、利活用するためのデータベースの情報充実が必要不可欠である、と考えるのであれば、県内の宿泊施設や飲食店の数から目標とするカバー率を検討して、そこから目標値を設定するような方法もあったと考える。</p>			
評価指標としての有効性	<p>当指標は、県が観光DXを推進していくためには、まずは観光情報を一元的に集約し、利活用するためのデータベースの情報充実が必要不可欠であるという考えのもと、現行新ビジョンから新設した活動指標である。宿泊施設などへの情報登録の勧誘は、県又は委託事業者が行っており、活動量が直接的に示される指標になっていると言える。</p> <p>一方で、情報の質をどのように担保していき、これをどのように評価していくのが今後の課題と言える。</p>			
監査結果	指摘・意見なし			

⑩指標 No. 16 観光人材育成研修会参加者数

区分	活動指標／前新ビジョンからの継続			
数値	基準値	実績値		目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和7年度
	累計 10,618 人	累計 11,224 人	累計 13,756 人	累計 20,000 人
実績値	数値は、おもてなし研修、中核人材研修、大学連携、ジオ出前講座等の人材研修の参加者数で、令和4年度の実績数は、各研修のバックデータから参加人数と一致していることを確認した。			
目標値	研修項目ごとに研修人数を設定している。コロナによって、観光を取り巻く状況が変化しているため、新計画開始の令和4年度から対象とする研修範囲を見直し、大学連携やジオパークなども対象に追加している。			
評価指標としての有効性	活動量の測定指標であれば、研修参加人数より研修の実施回数の方がより直接的だが、実施している研修のテーマや形式が多岐にわたり、同じ1回の研修でも作業量も異なるため、一律に参加人数で測ることに一定の合理性が認められる。			
監査結果	指摘・意見なし			

⑪指標 No. 17 DMOを核とした観光地域づくりを推進する市町数

区分	活動指標／現行新ビジョンでは廃止			
数値	基準値	実績値		目標値
	平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
	0市町	22市町	23市町	全35市町
廃止の合理性	県観光協会（地域連携DMO）が県全域のDMOの役割を担っているほか、DMOは、地域が自発的に設置すべきものと考え、県としては新たな設置に関して具体的な調整や支援事項が生じれば対応する方針とした。現行計画において、県の活動指標とする必要はないと考える。			

⑫指標 No. 18 旅行中のレジャー活動に占める体験型観光の割合

区分	活動指標／現行新ビジョンでは廃止			
数値	基準値	実績値		目標値
	平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
	34.9%	26.5%	31.8%	40.0%
廃止の合理性	数値は、「静岡県における観光の流動実態と満足度調査」で旅行中に体験型観光の活動を行った人の割合である。ウィズコロナ、アフターコロナで旅行形態が変化している中、体験型だけでなく、新たな生活様式に対応した旅行を推進していくことが必要のため、廃止した。体験型旅行に対して特別に注力する状況でなければ、県の活動指標とする必要はないと考える。			

⑱指標 No. 19 伊豆半島ジオパークのジオツアー参加者数

区分	活動指標／現行新ビジョンでは廃止			
数値	基準値	実績値		目標値
	平成 28 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
	7,571 人	14,405 人	15,000 人	10,000 人
廃止の合理性	ユネスコ世界ジオパーク再認定となる見込みであることを一区切りとし、再考した。前新ビジョンでは、ジオパークを主な施策にも掲げていたが、安定的にツアー参加者も推移しており、現行の新ビジョンでは、主な施策としても掲げず、他の事業項目と並列的に扱われたので、活動指標として取り上げる必要はないと考える。			

⑳指標 No. 20 県の支援により造成された本県宿泊旅行商品数

区分	活動指標／現行新ビジョンでは廃止			
数値	基準値	実績値		目標値
	平成 28 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
	3,181 商品	3,813 商品	確認省略	3,500 商品
廃止の合理性	<p>数値は、県観光協会主催の商談会等を通じて造成された本県宿泊が組み込まれた旅行商品数である。現行新ビジョンから、当指標「旅行商品数」を廃止し、上記⑩「旅行コンテンツ数」に活動指標を変更している。</p> <p>旅行コンテンツ数には、従来からの旅行商品数に加え、SNSで発信した情報数やマスコミ、旅行会社等への訪問数も加えられていて、個人旅行化が進んでいる状況では、活動量を測定する指標としてはより直接的になっていると考える。</p>			

㉑指標 No. 21 静岡県観光情報ホームページ「ハローナビしずおか」訪問数

区分	活動指標／現行新ビジョンでは廃止			
数値	基準値	実績値		目標値
	平成 28 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
	297 万 PV	435 万 PV	541 万 PV	670 万 PV
廃止の合理性	数値は、県観光協会が運営するホームページ「ハローナビしずおか」の訪問数（ページビュー）である。現行新ビジョンから、当指標「ハローナビしずおかの訪問数」を廃止し、上記⑩「TIPSのダウンロード数」に活動指標を変更している。ハローナビしずおかはインターネットのホームページのように、誰が見ても同じという意味で画一的な情報発信になっているが、令和 3 年 3 月に運用を開始した TIPS は、利用者が新規登録する際に興味がある分野（歴史、グルメなど）を登録しているので、利用者に合わせた情報発信になっている。			

	ハローナビしずおかは継続して運用されるが、県としてはTIPSの活用をより重要視しており、指標の見直しも合理性がある。
--	--

②指標 No. 22 静岡ツーリズムビューローが取り扱う旅行商品成約額

区分	活動指標／現行新ビジョンでは廃止			
数値	基準値	実績値		目標値
	平成 28 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
	0 円	89 万円	432 万円	1 億 6 千万円
廃止の合理性	数値は、静岡ツーリズムビューローが運営する着地型旅行商品掲載サイト「Mount Fuji Travel」を介して成約とした旅行商品の成約額であるが、活動対象が限定的すぎるので、活動指標として取り上げる必要はないと考える。			

③指標 No. 23 ユニバーサルツーリズムに関する研修会参加者数

区分	活動指標／現行新ビジョンでは廃止			
数値	基準値	実績値		目標値
	平成 28 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
	0 人	累計 165 人	確認省略	累計 400 人
廃止の合理性	<p>数値は、県が開催するユニバーサルツーリズム普及推進研修会の延べ参加者数である。前計画ではユニバーサルツーリズムの推進が施策推進の柱の一つであったため、個別に目標値を設定していたが、今回の計画では柱ではなくなったため、活動指標に掲げていない。</p> <p>高齢者や身障者も一緒に楽しめるような観光を目指すユニバーサルツーリズムの考え方が変化したとか、重要性が低下したということではなく、当たり前の感覚になってきたことで、殊更、ユニバーサルツーリズムを強調する必要がなくなっていると感じれば、廃止も合理的である。</p>			

④指標 No. 24 農林漁家民宿宿泊数

区分	活動指標／観光基本計画のみ／継続			
数値	基準値	実績値		目標値
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 7 年度
	1,842 人	1,754 人	2,991 人	5,000 人
実績値	令和 5 年 7 月時点で、県内には 41 の農林漁家民宿があるが、農林漁家民宿は、農林事務所への登録が必要で、年間の宿泊客数を農林事務所に報告する義務もあるので、この宿泊数データを指標にしている。令和 4 年度の実績数は、農林事務所からの報告データと一致を確認した。			

目標値	令和元年度の実績は 4,363 人（うち日本人：2,875 人、外国人：1,488 人）で、コロナ以降、特に外国人が激減しているが、コロナ前の状態に戻すという意味で 5,000 人を目標にしている。
評価指標としての有効性	農林漁家民宿の登録をしていない民宿でも農業や漁業の体験するグリーンツーリズムを提供することはできるが、農林漁家民宿に登録していることで、積極的に体験型の旅行を求める観光客（特に外国人）に対しては、分かりやすいPRになる。農林事務所は県の組織であり、農林漁家民宿に対する研修会の実施なども実施していることから、活動量の測定指標とすることについては合理性が認められる。
監査結果	指摘・意見なし

②⑤指標 No. 25 県内食材の調達率が 5 割以上の宿泊施設の割合

区分	活動指標／観光基本計画のみ／継続			
数値	基準値	実績値		目標値
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 7 年度
	49.2%	50.9%	45.6%	50.0%
実績値	数値は宿泊施設へのアンケート調査を集計したもので、令和 4 年度の実績数はアンケートの集計結果が 250 件/有効回答 548 件=45.6%であることを確認した。			
目標値	<p>前計画では平成 29 年度の実績値 42.8%を基準にして、令和 3 年度の目標値を 50%と設定したが、現行の計画でもそのまま継続している。</p> <p>所管課ができるだけ地元の食材の使用率を高めることを目指すのであれば、計画見直し時の令和 2 年度の実績値 49.2%からすると、控えめな目標設定だったように思える。</p> <p>一方で、地元食材にこだわると材料費は上昇するため、コロナや物価高で宿泊施設の経営環境が厳しくなっている状況も考えると、まずは半分以上という目標設定は理解できる。</p>			
評価指標としての有効性	<p>当指標の基礎になっている調査は、県衛生課、静岡市・浜松市保健所より旅館業の営業許可を受けている全ての施設を対象にアンケート用紙を郵送し、回収している。しかし、宿泊施設に回答義務はないので、2,198 件に送付し、回答数は 751 件（回答率：34.2%）、食材比率に関する有効回答数は 548 件（有効回答率：24.9%）と決して高くない。</p> <p>県内食材の使用に関心の高い宿泊施設は回答するが、そうでない施設は回答しない状況が想像され、有効回答率が 4 分の 1 にも満たない結果を基に全体の状況として評価することや、この調査結果が県の具体的な施策に生かせるのかという点に疑問を持たざるを得ない。評価指標の有効性以前に、調査の有効性（回答率の改善）について検討すべきではないかと考える。</p>			

監査結果	意見 実績値の調査方法・回答率の改善の見直し
	所管課も、現在の調査方法（質問の郵送、手書きの回答、回答の郵送、手書きデータの集計）の作業に対して、効率性の低さを課題として認識しているが、電子的な方法による質問の送付では、さらに回答率が低くなることを懸念している。現在の郵送による形を継続しつつ、QRコードを読み込んでスマートフォンで回答する方法も選択できるような見直しも検討すべきである。

②⑥指標 No. 26 「静岡県にぜひもう一度訪れたい」旅行者の割合

区分	活動指標／観光基本計画のみ／廃止			
数値	基準値	実績値		目標値
	平成 28 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
	59.9%	65.9%	64.7%	70.0%
廃止の合理性	<p>数値は、「静岡県における観光の流動実態と満足度調査」で今回の旅行地に「ぜひもう一度来たい」と回答した人の割合である。</p> <p>現行新ビジョンから、当指標を廃止し、上記③「リピート率」に活動指標を変更している。もう一度来たいかどうかという意識調査より、2回以上来ているかという事実調査の方が客観的であり、妥当な見直しだと考える。</p>			

②⑦指標 No. 27 地域の魅力を紹介できる人の割合

区分	活動指標／観光基本計画のみ／廃止			
数値	基準値	実績値		目標値
	平成 28 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
	79.6%	80.4%	80.5%	90.0%
廃止の合理性	<p>数値は、県のインターネットモニターアンケートで、あなたの住む地域を訪れた方に地域の魅力を「十分に紹介できる」「ある程度は紹介できる」と回答した県民の割合である。</p> <p>上記⑧の「地域への誇り、愛着を持つ県民の割合」と考え方が重複していると考え、現行新ビジョンから、当指標を廃止した。アンケートの質問内容も抽象的で、観光に関する県の施策や取組を評価する指標にはならないと思われるため、妥当な見直しと考える。</p>			

C-02 成果・活動指標（空港振興局）

1 新ビジョンに掲げられている成果指標・活動指標

令和4年度は、県の総合計画である新ビジョンが令和3年度までの前計画から令和7年度までの現行計画に切り替わった時期である。下表は、前計画と現行計画に掲げられている成果指標と活動指標を列記している。

なお、空港振興局の成果指標・活動指標には、監査テーマである「観光」との関連性が低いものも含まれているため、監査対象の選定をしている。

（監査対象欄に「●」がついているものを、監査の対象とした。）

区分			No.	指標	監査対象
指標	計画	設定			
成果	現行	継続	01	富士山静岡空港の利用者数	●
活動	現行	新設	02	富士山静岡空港の着陸回数	●
				運営事業における要求水準達成率	
				航空関連施設等公募実施件数	
	継続	03	富士山静岡空港の利用促進を目的とするサポーターズクラブ会員数（個人）	●	
		04	富士山静岡空港を利用した教育旅行数	●	
	前	廃止	05	富士山静岡空港の利用促進を目的とするサポーターズクラブ会員数（企業）	●
			航空関連施設等立地件数		

（注）上表の区分欄の右側は、次のような区分内容になっている。

計画区分	現行	現行の新ビジョン（2022-2025年度）に記載されているもの
	前	前の新ビジョン（2018～2021年度）に記載されているもの
設定区分	新設	現行の新ビジョンに新設されたもの
	継続	前の新ビジョンに記載され、現行の新ビジョンにも記載されたもの
	廃止	前の新ビジョンに記載されていたが、現行の新ビジョンには記載されなくなったもの

2 監査結果

(1) 総論

空港振興局の指標のうち、今回の監査対象としたものについては、下記(2)で個々の指標について監査で確認した状況と監査結果をコメントしているが、総論として、次のような状況と所見である。

ア 成果指標は、県所管課の直接的な活動成果ではないが、空港の利用状況を最も直接的に示す指標であり、この指標を前計画から継続して県の空港振興政策の成果指標として掲げることには一定の合理性がある。

イ 活動指標は、新ビジョンの改定に合わせて見直しや工夫がされており、所管課の活動状況を評価する指標としても分かりやすいものが設定されている。

ウ 実績値の計算・集計については、特に問題点は検出されなかった。

エ 指摘・意見はなかった。

(2) 個々の指標について確認した状況と監査結果

①指標 No.01 富士山静岡空港の利用者数

区分	成果指標／前新ビジョンからの継続			
数値	基準値	実績値		目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和7年度
	11.7万人	18.8万人	35.2万人	105.0万人
実績値	<p>数値は、富士山静岡空港に就航する定期便・チャーター便の搭乗者数で、各航空会社からの毎月の実績報告に基づいている。</p> <p>令和4年度の実績値の客観性、正確性については、問題点は検出されなかった。</p> <p>なお、毎月の集計作業は、航空会社によってフォームが異なり、路線や種類などを細かく区分しながら集計しているため、所管課内でのダブルチェックや関連データとの照合などに手間がかかっている。空港(株)での集計作業との重複もあるが、路線別の状況などは、県としてもタイムリーに把握しておきたい情報でもあるので、当面、このやり方を維持していかざるを得ない状況にある。</p>			
目標値	<p>目標値105万人は、県と空港(株)の協議によって策定された空港(株)の事業計画に基づいている。コロナの収束シナリオは、IATA(国際航空運送協会)の想定を参考に、令和5年度にはコロナ前の状態(令和元年度実績：737,940人)に戻ると想定している。</p> <p>事業計画は、三つのシナリオを策定した上で、積極的なシナリオ3を採用している。(シナリオ1：91万人、シナリオ2：97万人、シナリオ3：105万人／2025)</p>			

	<p>年度)。シナリオ3は、積極的ではあるが、コロナ前に空港(株)が掲げていた事業計画(10年・20年計画)の目標ラインにも整合しており、長期的な事業計画との整合性は認められる。</p> <p>三つのシナリオには、それぞれ、国内・海外、航空会社、路線で区分して、搭乗客数、搭乗率が計画されていて、シナリオ1から2は新規路線が増加、シナリオ2から3は搭乗率の上昇によって、搭乗者数が増加している。シナリオ1と2の新規路線の違いは実現可能性を考慮しており、シナリオ3の搭乗率はコロナ前にもさらに高い実績もあることから、実現可能性に明らかな疑義は認められなかった。</p>
評価指標としての有効性	<p>所管課の活動成果を示す直接示すものではないが、空港の利用状況を最も直接的に示す指標であり、この指標を県の空港振興政策の成果指標として掲げることは一定の合理性がある。</p>
監査結果	指摘・意見なし

②指標 No. 02 富士山静岡空港の着陸回数

区分	活動指標／現行新ビジョンから新設			
数値	基準値	実績値		目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和7年度
	1,626回	2,524回	3,331回	6,200回
実績値	<p>数値は、富士山静岡空港に着陸する定期便・チャーター便の回数で、空港(株)の提供データを県空港管理課が集計している。</p> <p>令和4年度の実績値の客観性、正確性、集計作業については、問題点は検出されなかった。</p>			
目標値	<p>成果指標の利用者数(搭乗客数)105万人を達成するために必要な着陸回数を設定しており、合理的な設定と言える。</p>			
評価指標としての有効性	<p>着陸回数は、成果指標にしている利用者数(=搭乗者数)と密接に関連する数値であるが、着陸回数を増やすためには、新規路線誘致や増便に向けた航空会社に対する働き掛けなどが重要になる。航空会社に対する働き掛けは、県が協議会、空港(株)と連携して実施しており、その意味で、県の活動の評価指標として直接的なものと言える。</p>			
監査結果	指摘・意見なし			

③指標 No. 03 富士山静岡空港の利用促進を目的とするサポーターズクラブ会員数（個人）

区分	活動指標／前新ビジョンからの継続			
数値	基準値	実績値		目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和7年度
	46,838人	47,539人	47,861人	50,000人
実績値	数値は、各年度末の富士山サポーターズクラブの個人会員数で、令和4年度の実績数は、管理データとの一致を確認した。			
目標値	基準年度とした令和2年度の新規会員数714人を基に、毎年の新規会員数を700人と想定して設定している。平成21(2009)年の開港から14年が経過しており、急激な増加は見込みにくく、反対に退会者もいることから、上記の設定について、合理性が認められると考える。			
評価指標としての有効性	サポーターズクラブの運営は、一義的には協議会の業務となっているが、会員の勧誘は、県所管課、協議会、空港株が一体で動いている。マンパワーの面で県所管課が具体的な勧誘活動の中心を担っていることを考慮すれば、県の活動指標とする合理性はある。			
その他管理状況	<p>具体的な会員勧誘活動として、Jリーグやプロ野球などの試合会場でのPRが行われているが、全国各地の会場に応援に出かける熱心なファンにアプローチする狙いが明確である点が評価できる。</p> <p>また、空港施設内で利用できる会員特典が少ない点については、令和5年2月からLINEの運用が開始されたことで、LINEの機能を使った会員特典の拡充が期待されることを確認した。</p> <p>会員情報の管理については、協議会から民間会社に委託されており、これまで情報管理に関する問題点は認識されていないこと、県所管課の職員へのアクセス権の付与状況についても問題ないことを確認した。</p>			
監査結果	指摘・意見なし			

④指標 No. 04 富士山静岡空港を利用した教育旅行数

区分	活動指標／前新ビジョンからの継続			
数値	基準値	実績値		目標値
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和7年度
	30件	25件	27件	75件
実績値	<p>数値は、富士山静岡空港を利用した教育旅行に対する助成件数で、令和4年度の実績値の客観性、正確性、集計作業については、問題点は検出されなかった。</p> <p>なお、一つの学校で複数のコースを設けることがあるが、当指標では、学校数ではなく旅行コースの数を集計しており、学校数では令和元年度は64校、令和4年度は26校だったことを確認した。</p>			

目標値	目標値は、令和2年度の実績値を基準に、毎年度10件ずつ増加させ、令和7年度までにコロナ前の令和元年度の実績値(67件)を上回る水準までに回復させることを目指した設定になっている。令和元年度の実績から、実現可能性に明らかな疑義は認められないと考える。
評価指標としての有効性	教育旅行の補助は、一義的には協議会が行っているが、その原資は県から協議会への補助金であり、実質的に県の事業と捉えて良いと考える。 ただし、学校側は、時間をかけて教育旅行の計画を立てるので、当年度の周知活動が、必ずしも当年度の結果に反映しないという意味で、年度単位では活動状況を評価しにくい指標になっている。
監査結果	指摘・意見なし

④指標 No. 05

区分	富士山静岡空港の利用促進を目的とするサポーターズクラブ会員数(企業)			
数値	基準値	実績値		目標値
	平成28年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
	1,266社	1,773社	1,837社	2,000社
廃止の有効性	類似する「個人」及び「企業」のサポーターズクラブ会員数について、空港利用者数への寄与度がより大きい「個人」に集約させ、新たに空港利用者数の増加により密接に連動する着陸回数を活動指標に加えたことに合理性が認められると考える。			

第6 結び

今年度の監査テーマである「観光」は、本県のみならず、我が国にとって地方創生のための重要な施策の一つとして位置付けられている。国はDMO（観光地域づくり法人）を各地域における「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として位置付け、インバウンド対策などについて戦略的に取り組もうとしている。本県においては、県観光協会が県全域を対象地域としている地域連携DMOとして登録されており、実際に今回の監査対象事業にも県観光協会が行っている事業に対して県所管課が資金的な補助をしているものが多数あった。県観光協会をはじめDMOの活動の主な支出財源は県からの補助、つまり税金が原資になっており、その意味で、県所管課には、DMOの活動を適切に管理する責任がある。個々の事業に対して、できるだけ明確に目標値を設定し、これをDMOとも共有し、結果に対して厳格に事後評価をして、次の事業に生かしていくという管理サイクルをブラッシュアップしていくべきである。

また、観光関連事業は時宜に応じていく必要があり、事業の内容を柔軟に変えていくことが求められる分、先を見通すことが難しく、同じ作業を繰り返す事業に比べて、ミスが起きやすい環境にある。実際に、今回の監査でも補助金交付手続における概算払の見込が適正でなかったと思われるものなど複数検出されたが、先の見通しが難しい分、うまくいかなかった経緯や理由をしっかりと分析し、課内で共有することで次の事業での管理レベルを高めていけるのではないかと思う。

今回の監査対象年度である令和4年度は、観光関連事業にとっては、コロナ禍の混乱期であったとともに、県の総合計画の切替時期でもあった。そのため、今回は、新旧の新ビジョンや観光基本計画を見比べることで、評価指標の見直しの状況やデジタル化などの新しい挑戦が加えられていることを確認した。今後、県の「データ利活用基盤」の民間連携が活発化し、県民だけでなく本県来訪者にも観光情報アプリ「TIPS」が広く利用されるように発展していくことを期待している。

今年度の監査は、ウィズコロナからアフターコロナに変わりつつある中で、観光産業をいかに早くコロナ前の状態に戻し、さらなる成長・発展につなげていけるかが、本県の今後の経済発展にも大きく影響するのではないかという視点から「観光」をテーマに選定した。この点については、所管課も時宜に応じた取組はしているが、事業の実施時には既にニーズが変わってしまっていて想定を下回ったケースや、既に旅行制限なども解除されている中でデジタル化の取組がまだ構築中である状況などが見受けられる。本県の今後の経済発展につなげるには、時流の一步先を読み、迅速かつ柔軟に内部の意思決定をしていく体制を強化していく必要があると感じる。

今回の監査が、県民が期待する、より効果的な観光に関する施策の遂行につながれば幸いである。

<監査結果一覧>

A 総論

結果	項目	内容
意見	監査対象部局 ①観光関連事業の特徴と事後検証について	<p>23 の監査対象事業のうち決算額が当初予算額から 40% 以上、又は 40,000 千円以上乖離していた事業が九つあるが、事業の数では、全体の 39%を占めている。</p> <p>予実乖離が大きい事業が多い理由としては、まず今回の監査対象年度である令和 4 年度は、新型コロナウイルスの影響で見通しが立てにくく、予定していた事業内容が十分に実施できなかったことがあげられる。さらに、観光関連事業は、時宜に応じて事業内容が変わりやすいという特徴があり、もともと予実乖離が生じやすい傾向にある。</p> <p>この「時宜に応じて事業内容が変わりやすい」という特徴によって、比較的短期に事業が終了する一方、また別の新規事業が生まれることとなるが、先の見通しが難しい分、同じ業務を毎年度繰り返し実施する事業に比べて、手続のミスや漏れなどが生じやすい環境にあると言える。実際、今回の監査においても、補助金交付事業に関して、補助金の変更交付承認申請手続の漏れや実績報告書の提出遅延が生じたケース(B-11)や、概算払の承認額が結果的には過大になってしまったケース(B-18、B-21)が検出されている。</p> <p>これらの検出事項について、いずれも、発生の経緯や再発防止に関する事後検証を十分に行い、それを明確に記録に残して課内で共有することで、今後の事業管理の精度を高めていくような対応を求めたい。</p>
	監査対象部局 ②事業固有の成果・活動指標の設定について	<p>監査対象とした 23 事業のうち、事業固有の成果指標や活動指標を設定している事業は 5 事業で、全体の 2 割程度にとどまっている。</p> <p>観光関連事業は、上記①に記載したように、時宜に応じていかなければならないが、先の見通しが難しく、どのような成果が出るのか読みにくい中で事業を進めなければならない分、事業の事後検証が次の事業の管理精度を高めるための重要な手続になる。</p> <p>事業の事後検証には、まず事業を評価するための目標値を明確に設定することが基本となるが、新ビジョンや観光</p>

		<p>基本計画の成果指標や活動指標は個々の事業評価には直接的に使えないものが多い。例えば、交通事業者に対して補助金を交付する事業で交通事業者から提示させる申請時の目標値と事業終了時の実績値について、何を目標に設定するのかは各事業者の任意としていたものがあったが、所管課として事業全体の共通の成果を測る指標を「乗客数」とし、事業全体の目標値を概算で設定した上で、事業者にもその指標についての目標や実績の提示を求めるともできたと思われる。主な事業内容が補助金交付や委託契約となる事業においては、可能な限りあらかじめ、事業全体の成果を測るための共通の指標を設定し、事業者にもその指標についての目標や実績の提示を求めるといった取組の検討を提案する。</p>
	<p>出納局会計支援課 ③補助金交付事業の消費税等の確認手続について</p>	<p>今回の監査で、所管課の手続に誤りが検出されたわけではないが、会計支援課が、独立した研修メニューを用意しているという点からも、補助金事業における消費税等仕入控除税額の返還のスキームが複雑で分かりにくく、消費税等の仕入控除税額の返還漏れが見落とされる潜在的なリスクが認識されている。</p> <p>全庁的なリスクの軽減を図るためには、会計支援課の研修資料等において、実際の補助金交付事業で事業担当者が判断に迷いそうな点や間違いを起こしやすい点を説明することが望ましい。例えば、公益法人に関する取扱いの説明を加えることなど、研修資料等の見直しを検討されたい。</p>

B-01 観光施策推進費

結果	項目	内容
意見	①「静岡県における観光の流動実態と満足度調査」について	<p>「静岡県における観光の流動実態と満足度調査」の直近3年度の公表時期は、令和2年度が翌年度8月、令和3年度と令和4年度が翌年度の11月という状況である。</p> <p>委託業者から県への調査結果の報告書は4月末には提出されている。所管課では、報告書に対して内容の分析も行いながらチェックを行い、委託業者への内容の確認や修正事項のやりとりを経て、製本の原稿チェック、製本、公表という作業プロセスを進めている。内容の確認作業に慎</p>

		<p>重を期すため、公表時期が遅くなっているが、具体的な公表予定時期などは特に設定されていない。</p> <p>しかし、このような情報は時間の経過とともに価値が低下するものである。特に、製本を配付する関係機関に対して次年度以降の取組に反映させることを期待するのであれば、できるだけ早く公表すべきである。所管課には、具体的な公表予定時期を設定して、作業の効率化と公表の早期化を検討することを求めたい。</p>
--	--	---

B-02 観光施設整備事業費

結果	項目	内容
意見	①市町が保有する観光関連施設の補修に対する進捗状況の確認について	<p>当事業は、市町が保有する観光関連施設の整備に対する補助金を交付しているが、令和5年4月の支出決裁時に出納審査課から補助金交付要綱に規定されている「事業進捗状況調書（様式第6号）」の受領確認漏れを指摘され、少なくとも平成30年度以降、令和4年度までは口頭確認が継続的に行われたことが分かった。</p> <p>令和5年度については、補助金交付要綱に従って、市町に対して毎月の事業進捗状況調書（様式第6号）の作成・提出を求めているが、現状のままでは、肝心の工事が予定通り進んでいるのかどうか分からないなど、市町・県双方の毎月の事務工数に比べて、得られる効果が低いと思われる。したがって、管理方法と補助金交付要綱の見直しを検討すべきである。</p>

B-03 おもてなし推進事業費

結果	項目	内容
意見	①事業メニュー(B) 宿泊産業振興事業の研修について	<p>旅館やホテルなどの事業者のおもてなし向上、生産性の向上等を目的とした研修等の開催を静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合に一括して委託しているが、令和4年度の実績を見る限り、研修に参加している施設は当組合の会員に偏っていて、参加施設数も少ない。</p> <p>所管課に対して、非組合員を含め、できるだけ多くの施設が参加できるよう、具体的な取組を求める。</p>

B-04 グリーン・ツーリズム推進事業費

結果	項目	内容
意見	①WEBサイトの管理運営について	<p>WEBサイト「ふじのくに体験型教育旅行びびっと+」のトップページのお知らせ情報が2019年以降から更新されておらず、その他の情報も更新日時が古いものばかりであり、全体的に新鮮さに欠ける印象を受ける。</p> <p>WEBサイトの管理運用には継続的なコストが生じることから、サイトの運用を継続するのであれば、そのコストに見合った情報の発信ができるよう、定期的な情報の更新や発信を行っていただきたい。</p>

B-05 プラサヴェルデ管理運営事業費

結果	項目	内容
意見	①評価懇話会の開催時期について	<p>当施設は、沼津市のキラメッセぬまづと同じ指定管理者に管理業務を委託しており、県と沼津市が協調して、評価懇話会を設置し、指定管理者の選定や評価を行っているが、令和4年度は12月6日に実施していた。</p> <p>当会議は、指定管理者の管理業務を評価し、見直すべき点があれば、次年度以降の業務に反映させることが目的であるが、翌年度に8か月以上も経過してから改善事項を検出しても、有効な改善措置は期待できない。</p> <p>所管課は沼津市とともに、今後の会議日程を早めにセッティングするように改善する必要がある。</p>
	②稼働率の計算方法の見直しについて	<p>当施設では、貸会議場・貸会議室の稼働率を部屋別に計算しているが、日単位で計算されている。日単位の稼働率は、1日単位で使用されたかどうか、つまり、1時間でも使用された日は稼働率が100%とカウントされるような計算になる。稼働率の基礎データからの監査人の試算によって、次のような点が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働率の基礎データから、時間単位稼働率は容易に集計でき、機械的に計算すると、日単位稼働率が時間単位稼働率に比べて2～3割過大に計算されていることや夜間の稼働率が3割程度しかないことが確認できる。 ・現在の稼働率の基礎データでは、テーブルやイスの設置・片付けのための使用不能時間が集計できていない

		<p>ため、機械的に時間単位稼働率を計算すると、使用不能時間が発生しない小会議室は実態に近いデータになるが、使用不能時間が発生する会議室やホールは時間単位稼働率が実態より低めに計算される。</p> <p>今回の監査で試算により確認された事項を参考に、部屋種類の使用実態に合わせた稼働実態の把握方法や基礎データの集計方法を見直すことを提案したい。</p>
--	--	--

B-06 伊豆半島ユネスコグローバルジオパーク推進事業費

B-07 日本平山頂シンボル施設管理運営事業費

} 指摘・意見なし

B-08 駿河湾フェリー利活用促進事業費

結果	項目	内容
意見	①将来の駿河湾フェリーの在り方の検討について	<p>令和3年2月に策定された(一社)駿河湾フェリー(以下、「一社」という。)の経営改善戦略では、令和6年度までに収支均衡の達成を目標としている。今回の監査では、令和6年度までに収支均衡を達成できなかった場合の、将来検討シナリオが用意されているかどうか8月のヒアリング時から所管課に対して照会していた。これについては、令和5年12月25日の一社の定例理事会において、経営改善戦略改定版(案)が承認され、収支均衡の達成目標年度を令和9年度に延長し、令和8年度までは拡充分の負担金を継続するものに変更されたことを確認した。</p> <p>駿河湾フェリーは、県にとって観光ツールであるだけでなく、県民にとって日常生活を支えるインフラ的な側面もあるが、一方で、県や市町が税金を投入してどこまで支えるべきなのか、冷静に検討する必要もある。今回の経営改善戦略改定版(案)における収支均衡目標年度の延長や拡充分の負担金の支出継続は、インバウンドや乗船客数の回復の遅れと世界情勢の影響による燃料費の高騰の影響に配慮したものであり、県民からも一定の理解が得られるかもしれないが、このような延長策は何回も受け入れられるものではない。</p> <p>所管課は、今後、一社の経営を支援しつつ、業績の推移を厳しく評価し、業績が計画どおりに推移しなかった場合</p>

		には、将来の駿河湾フェリーの在り方についての検討を早めに進めておくべきであると考える。
--	--	---

B-09 観光情報プラットフォーム運用事業費

結果	項目	内容
意見	①予算精度の低さについて	<p>当事業は、当初予算と実績が大きく乖離している。例年同じことを繰り返している事業ではなく、コロナ禍において、新しい観光情報の提供を模索しながら展開している事業であるため、ある程度の乖離はやむを得ない面はあるが、実績から振り返ると、あれもこれも欲張って予算に事業メニューを掲げてしまった感は否めない。</p> <p>まずは、観光デジタル情報プラットフォームの運用を軌道に乗せるために、「データ利活用基盤」の情報の充実と、観光情報アプリ「TIPS」の登録者の拡大・利用促進に注力していく方が良いのではないかとと思われる。</p>
	②「データ利活用基盤」のデータ収集について	<p>「データ利活用基盤」のデータ収集は、市町、観光協会、地域のインフラを支えているような民間事業会社（例えば、鉄道会社）などと連携して、掲載情報の収集・更新に協力してもらうような体制を確立していくべきである。そのためには、協力者となる市町や会社にとっても「データ利活用基盤」のデータが有効なツールとなるように協力者目線の使い勝手についても検討していく必要がある。</p> <p>また、現在は、提供される情報の内容・表現のチェックは所管課内の手作業で行われているが、やり方やルールなどが確立できていない。今後、収集される情報が増加していく場合に備えて、市町等に対して管理ポータルサイトの一定の管理権限を付与しつつ、提供される情報の内容・表現のチェックに関する指示書やマニュアルを用意していく必要がある。</p>
	③観光情報アプリ「TIPS」の登録者・利活用の拡大について	<p>観光情報アプリ「TIPS」は令和3年3月から運用が始まっているが、まだまだ県内での認知度が高いとは言えず、県庁職員でも未登録者が多いのではないかと推察される。まずは、身近なところで、県庁職員に登録を促すとともに、実際に利用した時の使いにくさや庁内での連携の可能性などを庁内アンケートで確認し、使い勝手の改善を進めるべきである。</p>

		<p>また、現状、登録者は県内在住者が8割を超えており、今後、県外からの旅行客の登録をいかに増やしていくかが課題である。静岡に観光に来た人が、「TIPS」に登録して、観光情報を検索するという流れを作るとすれば、まずは、駅や空港、観光・宿泊施設等のカウンターにQRコードの付いたPRツールを設置するような取組を検討すべきではないかと思われる。</p>
--	--	--

B-10 3次元点群データ利活用促進事業費

結果	項目	内容
意見	①事業の継続性について	<p>当事業は、令和2年度から開始し、令和4年度までに県内の25か所分のジオサイトのVR画像を作成して完了している。作成されたVR画像は、現在、伊豆半島ジオパーク伊東ビジターセンター「ジオテラス伊東」で体験できるようになっているが、VRゴーグルは2台のみで、多数の人が同時に体験できるような形にはなっていない。また、ジオテラス伊東以外の施設でも体験できるような企画なども具体的に計画されていない。</p> <p>VR画像は、体験者がジオサイトに興味や関心を持ち、現地に足を運ぶことで観光誘客につながることを目指して作成されたものであり、VRゴーグルなどの機材を整え、ジオテラス伊東以外の施設でも体験イベントを開催するなど、より多くの人々が体験できるような取組を展開させていくべきである。</p>

B-11 しずおか元気旅推進事業費

結果	項目	内容
意見	①(一社)ふじさん駿河湾フェリーに対する補助金交付手続について	<p>当事業では、令和4年度に4回に分けて(一社)ふじさん駿河湾フェリー(以下、「一社」という。)に対して、合計77,455千円の補助金を交付しているが、1回目の交付時に交付変更承認申請漏れ、2回目の交付時に実績報告の提出遅延があった。</p> <p>県民からは、駿河湾フェリーの存続と経営再建が期待される一方で、安易な公費投入には厳しい目が向けられている。所管課は、1件の交付先に対する補助金交付手続に複数の誤りが発生したこと、発生経緯や再発防止の検討状況</p>

		がきちんと記録されていなかったことを重く受け止め、これらに対する対応が、県民からの期待に対し、十分なものであったかどうか内部検証し、今後の業務に反映させるべきである。
--	--	---

B-12 観光地ワーケーション受入促進事業費助成

結果	項目	内容
意見	①補助金交付事業の効果測定について	<p>当事業は、宿泊施設が宿泊者向けのワークスペース等を整備する費用を助成するための補助金を支出し、交付先の宿泊施設に対して、補助金を交付した年度とその翌年度に宿泊者数の報告を求めているが、肝心のワーケーション利用については、施設側に利用状況のヒアリングは行っているものの、利用者数までは報告を求めているため、定量的な効果が確認されていなかった。</p> <p>また、個々の補助事業の内容を見ると、Wi-Fi 環境の整備をしているものが多いが、その程度の整備でワーケーション利用が増えるのかどうか、実際の事業の効果にも疑問がある。</p> <p>観光政策は、時宜に応じていくことが求められるが、一時的な事業になりやすく、企画時点では成果の予測が難しい分、効果測定・事後評価を厳格に行い、反省点を次の事業企画に活かしていくような取組姿勢が必要である。</p> <p>当事業は、国からのコロナ対策の交付金を財源として、令和4年度に終了しており、当事業自体の改善措置をとる余地はないが、所管課には、今後の同種の補助金交付事業について、交付先に対して、可能な限り事業の実態に即した定量的な成果の確認を行い、事業の効果測定・事後評価を行うことを求めたい。</p>

B-13 観光デジタル化推進事業費

結果	項目	内容
意見	①民間のデータ利活用について	<p>当事業に四つある事業メニューうちの一つである「民間データ利活用」の実績がなかった。この事業メニューは、民間等の団体を対象に、県の観光デジタルプラットフォームのデータを利用して、新しいサービスを提供するアプリ等の開発費用に対する補助をしようとするものであった</p>

		<p>が、民間等の団体に対してメリットを十分に提案できなかったように思われる。</p> <p>今後の「データ利活用基盤」のデータ収集や、観光情報アプリ「TIPS」の利用拡大につなげていくためには、民間等の団体が持っている観光関連情報を県の「データ利活用基盤」に取り込む一方で、その団体も「データ利活用基盤」のデータを利活用していけるような方向を目指すべきである。そのためには、「観光情報プラットフォーム運用事業費」(B-09)の意見②に記載した内容に重複するが、まずは、連携できそうな団体を絞り込んで、その団体にとってのメリットとなるような使い勝手を検討し、具体的な成功事例を作りながら、協力者を広げていくような展開の仕方が望ましいと考える。</p>
--	--	---

B-14 歴史・文化資源を活用した広域連携事業費

B-15 宿泊施設感染防止対策強化事業費

B-16 地域資源を活かした観光促進事業費

} 指摘・意見なし

B-17 ガストロノミーツーリズム推進事業費

結果	項目	内容
意見	①当事業の在り方と目標設定について	<p>「ガストロノミーツーリズム」が提案する地元の食材や食文化を楽しむことは、昔からある旅行の楽しみ方の一つであるが、この言葉自体の認知度は低い。言葉の新しさだけでなく、肝心の旅行の中身・内容についても、目新しさや新しい価値を提案できるのかどうかが肝要であり、本当の意味で「ガストロノミーツーリズム」という文化が醸成するにはそれなりの時間が必要ではないかと思われる。</p> <p>一方で、当事業は、国からの交付金を財源としている関係上、令和4年度から6年度の3年間という期間を区切った事業であり、この期間に一定の成果を出すことが求められる当事業固有の評価指標は設定できていない。</p> <p>「ガストロノミーツーリズム」推進事業は、現在、国としても力を入れている事業であり、県の観光施策の中でも目玉と言える施策である。令和7年度以降も継続して、事業を展開していくことが想定されるのであれば、長期的な</p>

		事業固有の成果指標も明確に設定し、今後の具体的な誘客活動の成果を定量的に評価できるようにしておくべきである。
--	--	--

B-18 中央日本四県観光交流促進事業費

結果	項目	内容
意見	①県観光協会に対する補助金の概算払について	<p>当事業では、県観光協会の教育旅行事業に対する補助金の概算払を払い過ぎて、3月に過大支払分の払戻しを受けているが、概算払の時期や金額の検討が不十分だったと言わざるを得ない。</p> <p>県観光協会が補助事業を行う場合、事業の財源が補助金に限られるため、概算払を申請するケースが多い。したがって、所管課には、同様の事案が生じないよう、本件について、概算払の承認時に具体的にどのような検討が行われたのか、なぜ過払いが生じる可能性について検討できなかったのか、といった原因分析や再発防止の検討を実施し、それを基に今後の県観光協会とのやりとりに生かすことを求める。</p>
	②県観光協会の事業の管理について	<p>補助事業や委託事業について、事業運営は県観光協会に任せるとしても、所管課が事業ごとに具体的な目標値を明確に設定し、実績値との比較や評価を厳格にして、反省点を次年度以降の事業計画と目標設定に反映させていくという管理サイクルで事業をコントロールすべきである。</p> <p>令和4年度の当事業の教育旅行では、生徒一人当たりの補助額が宿泊の場合には2,000円、日帰りの場合には1,000円と設定されているので、予算額を設定する際に、想定する補助対象人数を目標設定することは可能なはずである。しかし、県の予算資料にも行政資料にも、目標とする補助対象人数の記載はない。目標値がなければ、実績値との比較も行われず、事後評価も予算策定時の想定に比べて、応募数が少なかったという定性的な分析だけで終わっている。これでは、所管課が事業を十分にコントロールしているとは言えない。</p> <p>所管課は、今後の県観光協会に対する個々の補助事業について、具体的な目標値を明確に設定し、県観光協会と目標を共有しながら事業を進めていくことを求める。</p>

B-19 浙江省誘客強化事業費

B-20 誘客推進事業費

} 指摘・意見なし

B-21 誘客推進事業費助成

結果	項目	内容
意見	①県観光協会に対する補助金の概算払について	<p>当事業では、県観光協会を介して市町やDMOに対して補助金を交付する事業において、1回目(7月)の概算払額が年間の実績額を超える見込みであると判断すべきだったところを2回目(12月)の概算払を中止できなかった。</p> <p>所管課は、追加の概算払を実施してしまったことについて、重く受け止めるべきであり、2回目(12月)の概算払の時に、申請状況をどのように確認していたのか、なぜ過払いが生じる可能性について検討できなかったのか、といった原因分析や再発防止の検討について検証し、その記録を簿冊等に残すべきだったと考える。所管課には、本件を再検証し、それを基に今後の県観光協会とのやりとりに生かすことを求める。</p>

B-22 空港企画広報推進事業費

結果	項目	内容
意見	①委託料の計上について	<p>当事業と他の2事業の監査を進める中で、3件の同種の委託契約が当事業の他に二つの事業に計上されていることを検出した。</p> <p>検出事項は、地方自治法や県の規則に違反しているものではなく、事業担当者によって意図的に契約を分割し、複数の事業に計上されたものでもないことも確認したが、そのような疑念を持たれないように、全体の状況が分かるような資料を明確に残しておくべきだった。</p> <p>このような事案は所管課にとっても特殊な事案のようであるが、今後、同じようなケースが発生した場合の記録の残し方を検討しておくことを求める。</p>

B-23 就航・海外交流促進事業費

指摘・意見なし

C-01 成果・活動指標（観光交流局）

結果	指標名	内容
意見	成果指標 観光客に来てほしいと考える県民の割合	当指標は、何をすれば実績値が改善するのか分かりにくく、目標設定の妥当性も含めて、評価指標としての有効性は低いと考える。また、具体的な改善活動につなげるためには、実態を正確に把握するために調査方法そのものから見直すべきである。
	成果指標 地域への誇り、愛着を持つ県民の割合	アンケート調査での質問が観光に限定しているのか、住環境その他全般を含んでいるのか曖昧で、評価指標の有効性以前に調査の有効性に疑義がある。アンケートの質問内容から見直す必要がある。
	活動指標 県内産食材の調達率が5割以上の宿泊施設の割合	所管課も、現在の調査方法（質問の郵送、手書きの回答、回答の郵送、手書きデータの集計）の作業に対して、効率性の低さを課題として認識しているが、電子的な方法による質問の送付では、さらに回答率が低くなることを懸念している。現在の郵送による形を継続しつつ、QRコードを読み込んでスマートフォンで回答する方法も選択できるような見直しも検討すべきである。

C-02 成果・活動指標（空港振興局） 指摘・意見なし